

2025年度

法科大学院ガイドブック

愛知大学大学院
法務研究科 法務専攻
(法科大学院)

教員挨拶

さあ、いよいよ法科大学院の授業が始まります。どんな授業が始まるのか、とくに新入生の方は、大きな期待とちょっぴり不安になっておられることでしょう。また司法試験が近づいてきた3年生には、どう自分の勉強を組たてていくか悩んでいることでしょう。

わが法科大学院は、少人数のクラス、贅沢な教授陣による、ソクラテスメソッドを核とした、密度の濃い授業をするつもりです。しかし、細目となると、教員にとっても、どこまで準備をし、どのような問いかけをすれば、充実したディスカッションを引き出すことができ、授業の成果を上げることができるか、毎日毎日が新たな挑戦であると考えています。われわれ教員も、試行錯誤を重ねて、よりよいクラスを作っていく以外にないと思っています。

ただ、これから授業を始めるにあたってははっきり言えることは、クラスの主体は、院生自身であるということです。教員は、皆さんの予習を前提に、クラスでは、皆さんの議論を引き出し、かみ合わせ、新たな反論を誘発させ、充実した議論を作り出すための補助者であるということです。皆さんは必ず十分な予習をしなければなりません。教材の内容を読み、理解できないところは他の資料に当たって調べて、その内容をノートにまとめて消化吸收し、さらに、なぜこのような教材の予習が求められているかを考え、クラスでの議論の筋を予想し、自らの立場を用意するまで準備をし、クラスでは、進んで議論に参加し、反論にさらに再反駁をしてゆく。そうしたやりとりの中から、法的知識を機能的に修得するとともに、法的推論、事実の重み、事実認定の仕方、さらには、事件の背景にある人々の顔にまで思いを致すことを体得していくことが求められています。

そこまでの準備と参加を求められたら時間がいくらあっても足りない、皆さんの声が聞こえるようです。しかし、将来法曹になり、法曹として社会のニーズに応えようとする志のある者には、できないことではないと信じます。事実、法曹には、待ったなしの期日のために、事件の調査・準備に追われ、時間がいくらあっても足りない生活が日常なのです。しかも弁護士や検察官であれば、相手より、より深く、より広く、より周到な準備をすることによって、勝たなければならないのです。ちょっとした手を抜くことは、負けにつながります。依頼者の目はごまかせません。依頼者の信頼を得るには日頃のたゆまない真摯な努力が欠かせませんが、これを失うにはさして時間はかからないのです。

皆さんは、このような厳しい法曹への道を選んだのです。法科大学院での生活はその法曹になるための訓練期間です。体力の限界まで力を尽くして、初志を貫徹してください。

2025年4月1日
法科大学院教員一同

2025年度 法科大学院行事予定

(詳細については、必ず掲示や LiveCampus 等で確認してください)

春 学 期	
事 項	日 程
新入生オリエンテーション	4月1日(火)～4月7日(月)
履修登録期間 (Web 登録)	4月1日(火)～4月4日(金)
春学期履修登録訂正	4月8日(火)～4月14日(月)
入学式 (名古屋校舎グローバルコンベンションホール)	4月7日(月)
春学期授業開始	4月8日(火) ※4/29(火・祝)、7/21(月・祝)は授業日とする
春学期授業終了	7月23日(水) ※月曜日 第15回授業の代替日
春学期末定期試験	7月28日(月)～8月7日(木)
春学期末追試験	8月20日(水)～8月22日(金)
集中講義期間 (秋学期)	8月25日(月)～9月12日(金)
春学期末試験成績発表	9月上旬
秋学期履修登録訂正	9月中旬

秋 学 期	
事 項	日 程
秋学期授業開始	9月22日(月) ※10/13(月・祝)は授業日とする
創立記念日	11月15日(土)
冬季休暇	12月24日(水)～1月4日(日)
秋学期授業再開	1月5日(月)
秋学期授業終了	1月20日(火)
秋学期末定期試験	1月26日(月)～2月5日(木)
秋学期末追試験	2月10日(火)、2月12日(木)、2月13日(金)
進級・修了判定結果発表 (秋学期末試験成績発表)	3月上旬
再試験	3月中旬
学位記授与式	3月下旬

目 次

教員挨拶

2025年度 法科大学院行事予定

I 愛知大学法科大学院について

1. 法科大学院の概略 1
2. カリキュラムの解説 4
3. 学位授与方針、教育課程の編成・実施に関する方針及び入学者受入方針 9
4. 2025年度授業科目一覧表12

II 専任教員の紹介15

III 学生生活上の諸事項

1. 通知連絡29
2. 事務取扱い時間29
3. 学費の納入29
4. 学籍番号30
5. 学生証（身分証明書）30
6. 住所等の変更30
7. 証明書の発行30
8. 自動車・バイク及び自転車での通学31
9. 教室等の利用32
10. 拾得物、紛失物、盗難の届32
11. 学生金庫32
12. 法科大学院図書室の利用33
13. 法科大学院学生用図書の購入33
14. 保健室利用と緊急時の対応33
15. 学生相談室の利用34
16. パソコンの貸与35
17. ハラスメント防止ガイドライン35
18. 合理的配慮の提供43

IV 学業に関する諸事項

1. 法科大学院の修了要件44
2. 授業44
3. 履修の手続き46
4. 履修及び履修登録の制限について47

V 試験・成績評価

1. 専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程48
2. 単位取得資格としての授業出席要件54
3. 学生の成績評価に関するガイドライン55

4. 法科大学院における修了認定に対する異議申立てに関する規程	56
5. 法科大学院における成績評価に対する異議申立てに関する細則	57
6. 単位修得の判定について	59
7. 学生受験心得	59
8. レポート提出要領	61
9. 論文・レポート作成の注意事項	62
10. 不正行為	63

VI 教育課程

1. 修了に必要な単位	64
2. 進級制度	64
3. 専門職大学院（法科大学院）授業科目履修規程	64
4. ハワイ大学法科大学院スタディ・ツアー	75
5. 法科大学院の海外協定校	75
6. 愛知大学法科大学院の海外協力校	76

VII 学籍

1. 修業年限（在学期間）	77
2. 休学・復学	77
3. 退学	77
4. 除籍	77
5. 復籍	78
6. 再入学	78

【付録】学則・諸規程等

1. 愛知大学専門職大学院学則	79
2. 愛知大学学位規程（抄）	96
3. 愛知大学学費等納入規程（抄）	100
4. 専門職大学院貸与奨学金規程	107
5. 教育ローン援助奨学金規程	109
6. 専門職大学院給付奨学金規程	112
7. 法科大学院地域貢献奨学生規程	115
8. 学生災害傷害医療費等給付規程	118
9. 愛知大学ハラスメント防止人権委員会規程	121
10. 専門職大学院研究生規程	126
11. 専門職大学院科目等履修生規程	128
12. 車道校舎案内図	123

I 愛知大学法科大学院について

1. 法科大学院の概略

【愛知大学の創立の経緯】

愛知大学は、1946年、旧大学令に基づき、中部地方で最初の法文系大学として創立された。戦前外地にあった東亜同文書院、京城帝国大学および台北帝国大学などの諸大学から引き揚げてきた教職員と学生らが創立にあたったが、とりわけ上海にあった東亜同文書院の教職員の努力に負うところが大きかった。愛知大学の生みの親といわれている本間喜一氏（愛知大学第2代・第4代学長）は、東亜同文書院大学の最後の学長でもあった。本間氏は、その後の愛知大学の法学教育に尽力したのみならず、戦後初代の最高裁判所事務総長として、わが国の新しい司法制度の創設にあたってきわめておおきな役割を果たしたのである。

愛知大学の創始期、およびその後の愛知大学の歩みは、決して平坦なものではなく、文字通り辛酸をなめるような歴史を経験している。たとえば、1947年の11月15日の創立1周年記念式典において、時の最高裁判所長官である三淵忠彦氏は、つぎのような祝辞を述べている。少し長くなるが、当時の模様を知るためにもその祝辞の一部を引用しておこう。すなわち、

「昨年度本間氏より愛知大学設立の計画を聞いて、それは容易なことではあるまいと思った。敗戦後の今日、極めて不況な時に当って愛知大学という私立の設立は恐らく失敗に終り、恐らく出来まいと思った。今茲に1周年を迎えたのを知っては実に驚嘆の外はない。之は地元の人々又は大学設立に従事した人々の熱意によるものであり、兎に角敗戦後日本に於いて始めて私立大学の設立を見たことは、そして文部省がそれを認可したことは驚くべき事である。それはきっと天の時地の利を得たものであろう」と述べている。

最高裁長官が一つの私立大学の創立記念に出席すること自体が奇異に思われるが、そのことはさしておき、その祝辞の内容が時の愛知大学の状況を的確に言い当てていると思われる。愛知大学は、その後半世紀以上にわたり、幾多の試練に耐えながら大きく発展してきた。現在では、大学院7研究科、7学部9学科のほか短期大学部を併設する文科系総合大学になっている。卒業生は14万人を超え、法曹をはじめ、各界で活躍している。

【愛知大学法科大学院の概要】

愛知大学の建学の精神を要約すると、①学問、文化の地域貢献（地域社会への貢献）、②世界文化と平和への貢献（平和主義）、③国際的視野を持った教養人の育成（国際化）、④多様な学生の受け入れ（生涯学習社会への対応）である。このことは、愛知大学法科大学院が目指そうとしている法曹像と密接にかかわる。

すなわち、愛知大学法科大学院が養成しようとする法曹像を具体的に示すとすれば、それは、

「地域社会に貢献するローヤー」の養成

の一語に集約できる。

そして、「地域社会への貢献」については様々な方法があり、例えば、地域に根ざしたローヤーとして家族的な紛争や市民の日常生活上発生する紛争を解決できる「ホーム・ローヤー」、企業活動に関わる法務を扱うことができる「ビジネス・ローヤー」の養成である。これを少しく敷衍すれ

ば、以下のようになる。

愛知大学設立趣意書（建学の精神）には、中部日本には法文科系の大学が存在しなかったことから、この地方には大学設立の要望が強く、この要望に応えることが本学設立の「特殊ノ意義」であるという。つまり、本学はこの中部地方の文化に貢献し、有為なる人材を養成すること、すなわち「地域貢献」が建学の精神の重要な柱なのである。したがって、愛知大学法科大学院の使命は、司法制度審議会意見書がいうように、「法の支配」の担い手である法曹を養成し、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」（弁護士法第1条第1項）との使命に基づいて「信頼しうる正義の担い手」として、質の高い法的サービスを、この地域に引き続き提供することにあるといえる。

そして、このような地域社会に貢献するローヤーとしては、主として以下のようなタイプのローヤーが想定できる。

(1) 地域社会に貢献するホーム・ローヤー。ホーム・ローヤーとは、市民にとって身近で利用しやすい「ホーム・ドクター」があるように、法的問題について身近で利用しやすいローヤーが存在すべきであるという発想から、新たに名づけたものである。21世紀における法曹は、市民にとって利用しやすい「国民の社会生活上の医師」の役割を果たすべきことが期待されており、市民生活から生じる法的諸問題について、身近に必要な法的サービスを提供しなければならない。例えば、離婚、子の認知などの家庭関係事件をはじめ、交通事故、消費者問題などの日常生活から生じる民事紛争のほか、家庭内暴力、ストーカー行為などの刑事・少年法関係の相談にも応える法曹の養成が必要となる。

そして、このようなホーム・ローヤーとしての地域貢献の具体的な方法としては、このような身近で利用しやすいローヤーを中部地方に遍く送り出し、上記のような家庭内の諸問題に対処できるようになることによってばかりでなく、例えば、中部弁護士会連合会管内の各弁護士会（愛知県弁護士会・岐阜県弁護士会・三重弁護士会・金沢弁護士会・福井弁護士会・富山県弁護士会）において上記各諸問題に積極的に対応する各委員会（子どもの権利委員会・女性の権利委員会・交通事故問題対策委員会・消費者問題対策委員会など）に積極的に加入したり、国選弁護事件を引き受けたり、当番弁護士に登録する、扶助事件を積極的に引き受ける等して公益活動に積極的に従事する等の諸活動が考えられる。

(2) 地域社会に貢献するビジネス・ローヤー。わが国は、諸々の構造改革を通じて、規制緩和を推進し、行政の不透明な事前規制を廃して事後監視・救済型社会への転換を図ってきた。このような社会にあっては、企業の自由かつ創造的な活動が期待され、企業は主体的・積極的に経済活動に従事することになる。さらに、21世紀にはグローバル化がますます進行し、企業の活動領域が一段と拡大することが予想される。このような企業活動に関連して生じる複雑で多岐にわたる国際的・国内的な法律問題について、専門的かつ適切な企業実務教育を行うことは、きわめて重要なことである。愛知大学は、建学の精神として「国際的教養と視野をもった人材の育成」を謳っていることから、これに沿うような国際的に活躍できる法曹を養成する。2002年度、文部科学省の「21世紀 COE プログラム」に選定された国際中国学研究センター（ICCS）は、法科大学院の教育においても有力な支援勢力となる。以上のような企業実務教育を通して、国内的にも国際的にも活躍できる「ビジネス・ローヤー」の養成を目指したい。

そして、このようなビジネス・ローヤーは、より透明で公正な企業取引の活性化を図り、かつ、当該企業の健全かつ適法な発展に資することにより、中部地方の地域社会に貢献することができる。具体的には、企業が取り扱う各種契約関係や特許関係などについて中部地方の各企業の顧問弁護士となって活動したり、刑事経済事犯が生じないよう適切かつ有効な相談者ないし助言者として

活動する等の諸活動が考えられる。また、とりわけ上記のような愛知大学と中国との密接な関係を活かして、中国各企業との取引など中国法や国際取引法の知識を活かしたビジネス・ローヤーとして活動するといった活動も考えられる。

【愛知大学が目指す法曹の資質】

愛知大学法科大学院では以下のような資質を備えた法曹を育成したい。

(1) 専門的な法的知識の修得 医師が医学的な知識を持たずして医療行為ができないように、法曹には、まず専門的な法的知識の修得が不可欠である。この場合の専門的な法的知識とは、基本六法などの基本法についての法的知識にとどまらず、基本法から派生・展開してゆく法分野や先端的な法分野における一定の法的知識の修得も含まれている。むろん、これらはあくまでも法科大学院において行われるべき教育の基本であって、基礎法学の素養、隣接諸科学の知識もあわせ教育する必要があることはいうまでもない。

(2) 法的思考力、法的分析力、法的表現能力、法的交渉能力などの養成 法的知識だけでは、法曹として決して十分ではない。法的知識を駆使しながら、問題となっている事実関係を的確に分析し、どのようにして法的紛争を解決するのかを思考し、それを論述したり、相手と交渉したりする能力を身につける必要がある。また、ある場合には現状を批判的に検討し、創造する能力も必要となるであろう。したがって、本大学院では、こうした諸能力の育成に努めたい。

(3) 豊かな人間性と鋭い人権感覚の涵養 いかにも法的知識を習熟し、かつ法的諸能力に優れていても、「法の支配」の担い手である法曹に豊かな人間性と鋭い人権感覚が欠けるならば、それは愛知大学の目指す法曹とはほど遠いものになるだろう。プロフェッショナルとしての責任感や倫理観、さらには社会に貢献するという自覚がなければならない。

この点で、本学は、多様な人材を学生として受け入れることが肝要であると考えている。すでに実社会での紛争経験者、子育てを終わった主婦、理科系の専門的知識を持った人材など、多様なバックグラウンドをもつ人々を入学させることにより、それらの学生相互のコミュニケーションを通じて、人間性の涵養を図ることができるし、学習効果も高められるものと考えている。

2. カリキュラムの解説

I. 教育課程の編成について

法科大学院では、法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行うべきものとされています。愛知大学法科大学院では、そのために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成してあります。履修計画を立てるにあたって、以下の説明を十分にお読みください。

まず授業科目の種類として、以下のような4つの科目群があります。それらを概説します。

(1) 法律基本科目……コモンベシックとなる科目群です。ほとんどが必修科目です。1年次には、基本科目のうち、憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑法を中心として満遍なく学習できるようなカリキュラム構成をとっています。法律基本科目は、さらに、次のように4つの科目（系）に分かれます。

- a) 公法系（憲法、行政法などの分野に関する科目）
- b) 民事系（民法、商法、民事訴訟法などの分野に関する科目）
- c) 刑事系（刑法、刑事訴訟法などの分野に関する科目）
- d) 総合（公法系、民事系、刑事系分野のまとめとなる科目）

(2) 実務基礎科目……法律家としての実務上の技能、実務知識、職業倫理などを修得させるための科目群です。実務的な色彩の強い科目が配置されおり、主として実務家教員が担当します。具体的には、法情報調査、臨床実務、法曹倫理、民事訴訟実務基礎、刑事訴訟実務基礎、ローヤリング、法文書作成などです。実務基礎科目については、理論教育を踏まえた学習が適当であるため、主に高学年次に配置してあります。

(3) 基礎法学・隣接科目……幅広い視野と知識および、豊かな人間性の修得にとって不可欠な科目群です。

具体的には、法学の基礎、司法制度論、法哲学、法制史、比較法、政治学、法情報学、法律英語、法律中国語、地域社会と法、英米法です。

(4) 展開・先端科目……新しい法分野、あるいは実務の中から生成されている法分野などを修得するための科目群です。多くの科目は2年次から履修できます。これらの分野については、その分野の研究者教員に加えて、当該法分野の実務に精通している実務家教員が教育に携わります。この展開・先端科目には多くの充実した科目を配置することによって、学生の多様な希望進路に応じるようにしてあります。それらを大別すれば、①公共関係科目、②民事関係科目、③国際関係科目、④その他科目となります。どのような法曹像を目指すかによって、①、②、③、④のいずれかを重点的に履修することが可能です。

II. 履修モデル

「法律基本科目」については、配当セメスターにしたがって段階的・発展的に学習します。「実務基礎科目」の必修科目についても、同様です。

「基礎法学・隣接科目」については、3年制コースの学生は、法律学の基礎的科目をできるだけ早期に履修することが望まれます。それ以外の外国法や隣接科目についても、コースを問わず早期の学習が望ましいでしょう。

「展開・先端科目」および「実務基礎科目」の中の選択科目については、基本的には学生の選択に委ねられますが、本法科大学院の目指す具体的な法律像を意識した履修モデルに従うのが適当です。前述のように、本学で養成を目指すのは、①地域社会に貢献するホーム・ローヤー、②地域社会に貢献するビジネス・ローヤーの2つです。

学生の目的意識に応じて、あるいは学生が目指す法曹像に基づいて、これらのいずれかのローヤーを目指すことになろうかと思いますが、どのようなローヤーを目指すのかによって、とりわけ展開・先端科目のうちどの科目をとるか、一応の方向性が決まってきます。例えば、①を目指す学生は民事関係科目、②を目指す学生は国際関係科目をそれぞれ重点的に履修することが望まれます。もっとも、これらはあくまでも典型的なモデル像であって、さまざまなバリエーションがあり得るでしょう。

展開・先端科目のうち、重要性の高い科目については、I・IIとグレード制を採っています。各科目について高度の知識と応用力を養成したい学生は、両者を履修することが必要です。

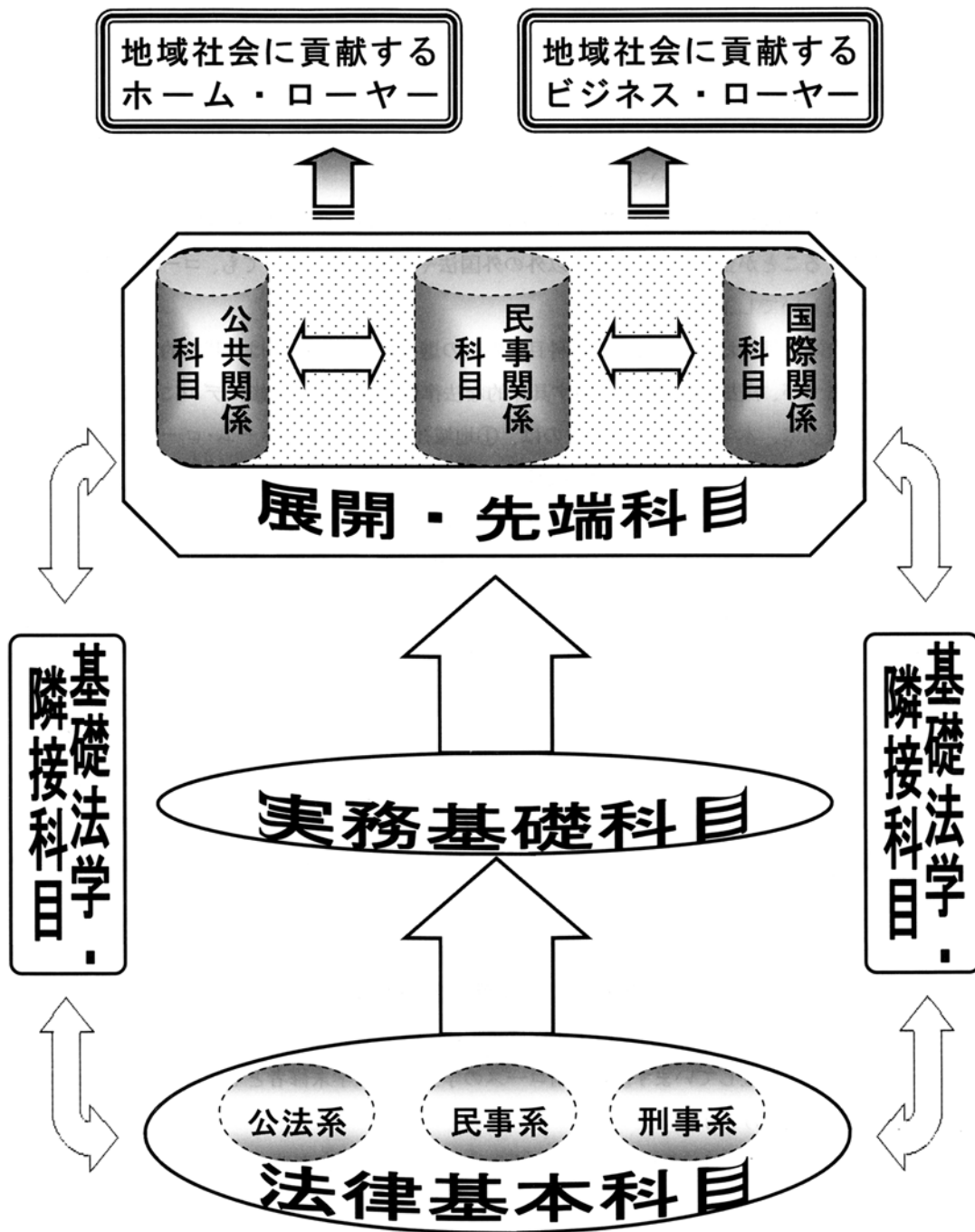
なお、本法科大学院カリキュラムの全体像および、上記①、②の履修モデルは、次頁のとおりです。

III. 3年制カリキュラムと2年制カリキュラムとの関係

本法科大学院では、3年制コースの1年次に、主に、法律基本科目のうち刑事訴訟法、行政法を除いた授業科目を配置しています。3年制コースの学生は、法学未修者として、1年次に法律科目の基礎的な教育を受けます。

2年制コースについては、それ以外に、カリキュラム上の違いはありません。履修モデルを参照してください。

カリキュラムの全体像（概念図）



履修モデル①【地域社会に貢献するホーム・ローヤー型】

学年	科目名	科目群(合計)	計	
3 年 制 コ ー ス	1 年 生	憲法Ⅰ(2)、憲法Ⅱ(2)、憲法Ⅲ(2)	公 法 系(6)	44 単 位
		民法Ⅰ(2)、民法Ⅱ(2)、民法Ⅲ(2)、民法Ⅳ(2)、民法Ⅴ(2)、民法Ⅵ(2)、 民法Ⅶ(2)、民法Ⅷ(2)、商法Ⅰ(2)、商法Ⅱ(2)、民事訴訟法Ⅰ(2)、 民事訴訟法Ⅱ(2)	民 事 系(24)	
		刑法Ⅰ(2)、刑法Ⅱ(2)、刑法Ⅲ(2)	刑 事 系(6)	
		法務基礎演習(2)	総 合(2)	
		法情報調査(2)	実務基礎(2)	
		司法制度論(2)、地域社会と法(2)	基礎・隣接(4)	
	2 年 生	行政法Ⅰ(2)、行政法Ⅱ(2)、憲法演習(2)、行政法演習(2)	公 法 系(8)	34 単 位
		民法演習Ⅰ(2)、民法演習Ⅱ(2)、民法演習Ⅲ(2)、商法Ⅲ(2)、商法演 習(2)、民事訴訟法Ⅲ(2)、民事訴訟法演習(2)	民 事 系(12)	
		刑法演習(2)、刑事訴訟法Ⅰ(2)、刑事訴訟法Ⅱ(2)、刑事訴訟法演習(2)	刑 事 系(8)	
		民事訴訟実務基礎Ⅰ(2)、刑事訴訟実務基礎Ⅰ(2)	実務基礎(4)	
	3 年 生	公法総合演習(2)	公 法 系(2)	30 単 位
		民事法総合演習(2)	民 事 系(2)	
刑事法総合演習(2)		刑 事 系(2)		
法務総合演習(4)		総 合(4)		
法曹倫理(2)、民事訴訟実務基礎Ⅱ(2)、刑事訴訟実務基礎Ⅱ(2)、 ローヤリング(2)		実務基礎(8)		
	地方自治法(2)、租税法Ⅰ(2)、倒産法Ⅰ(2)、消費者救済法(2)、 労働法Ⅰ(2)、国内取引契約(2)	展開・先端(12)		
		合計108単位		

学年	科目名	科目群(合計)	計	
2 年 制 コ ー ス	1 年 生 (1 年 目)	行政法Ⅰ(2)、行政法Ⅱ(2)、憲法演習(2)、行政法演習(2)	公 法 系(8)	38 単 位
		民法演習Ⅰ(2)、民法演習Ⅱ(2)、商法Ⅱ(2)、商法演習(2)、 民事訴訟法Ⅱ(2)、民事訴訟法演習(2)	民 事 系(12)	
		刑法演習(2)、刑事訴訟法Ⅰ(2)、刑事訴訟法Ⅱ(2)、刑事訴訟法演習(2)	刑 事 系(8)	
		法務基礎演習(2)	総 合(2)	
		刑事訴訟実務基礎Ⅰ(2)、民事訴訟実務基礎Ⅰ(2)、法情報調査(2)	実務基礎(6)	
		法情報学(2)	基礎・隣接(2)	
	2 年 生 (2 年 目)	公法総合演習(2)	公 法 系(2)	36 単 位
		民事法総合演習(2)	民 事 系(2)	
		刑事法総合演習(2)	刑 事 系(2)	
		法務総合演習(4)	総 合(4)	
		法曹倫理(2)、民事訴訟実務基礎Ⅱ(2)、刑事訴訟実務基礎Ⅱ(2)、 ローヤリング(2)	実務基礎(8)	
		法哲学(2)、法制史(2)	基礎・隣接(4)	
	租税法Ⅰ(2)、倒産法Ⅰ(2)、消費者救済法(2)、企業法務(2)、 経済法Ⅰ(2)、労働法Ⅰ(2)、労働法Ⅱ(2)	展開・先端(14)		
		合計74単位		

※ 科目名の後の括弧は、単位数を示す。

※ **太字**で表示している科目名は、必修科目を意味する。

※ 選択必修科目は、実務基礎科目2単位以上、基礎法学・隣接科目4単位以上、展開・先端科目12単位以上の修得が必要である。

※ 2年制のコースのモデルは、34単位の単位認定をした場合を想定している。

履修モデル②【地域社会に貢献するビジネス・ローヤー型】

学年	科目名	科目群(合計)	計	
3 年 制 コ ー ス	1 年 生	憲法Ⅰ(2)、憲法Ⅱ(2)、憲法Ⅲ(2)	公 法 系(6)	44 単 位
		民法Ⅰ(2)、民法Ⅱ(2)、民法Ⅲ(2)、民法Ⅳ(2)、民法Ⅴ(2)、民法Ⅵ(2)、 民法Ⅶ(2)、民法Ⅷ(2)、商法Ⅰ(2)、商法Ⅱ(2)、民事訴訟法Ⅰ(2)、 民事訴訟法Ⅱ(2)	民 事 系(24)	
		刑法Ⅰ(2)、刑法Ⅱ(2)、刑法Ⅲ(2)	刑 事 系(6)	
		法務基礎演習(2)	総 合(2)	
		法情報調査(2)、臨床実務Ⅰ(2)	実務基礎(4)	
		地域社会と法(2)	基礎・隣接(2)	
2 年 生		行政法Ⅰ(2)、行政法Ⅱ(2)、憲法演習(2)、行政法演習(2)	公 法 系(8)	34 単 位
		民法演習Ⅰ(2)、民法演習Ⅱ(2)、商法Ⅲ(2)、商法演習(2)、 民事訴訟法Ⅲ(2)、民事訴訟法演習(2)	民 事 系(12)	
		刑法演習(2)、刑事訴訟法Ⅰ(2)、刑事訴訟法Ⅱ(2)、刑事訴訟法演習(2)	刑 事 系(8)	
		民事訴訟実務基礎Ⅰ(2)、刑事訴訟実務基礎Ⅰ(2)	実務基礎(4)	
		法律英語Ⅰ(2)	基礎・隣接(2)	
3 年 生		公法総合演習(2)	公 法 系(2)	30 単 位
		民事法総合演習(2)	民 事 系(2)	
		刑事法総合演習(2)	刑 事 系(2)	
		法務総合演習(4)	総 合(4)	
		法曹倫理(2)、民事訴訟実務基礎Ⅱ(2)、ローヤリング(2)、法文書作成(2)	実務基礎(8)	
		倒産法Ⅰ(2)、企業法務(2)、外国人と法(2)、知的財産法Ⅰ(2)、 国内取引契約(2)、国際関係法(私法系)Ⅰ(2)	展開・先端(12)	
		合計108単位		

学年	科目名	科目群(合計)	計	
2 年 制 コ ー ス	1 年 生 (1 年 目)	行政法Ⅰ(2)、行政法Ⅱ(2)、憲法演習(2)、行政法演習(2)	公 法 系(8)	38 単 位
		民法演習Ⅰ(2)、民法演習Ⅱ(2)、商法Ⅱ(2)、商法演習(2)、 民事訴訟法Ⅱ(2)、民事訴訟法演習(2)	民 事 系(12)	
		刑法演習(2)、刑事訴訟法Ⅰ(2)、刑事訴訟法Ⅱ(2)、刑事訴訟法演習(2)	刑 事 系(8)	
		法務基礎演習(2)	総 合(2)	
		刑事訴訟実務基礎Ⅰ(2)、民事訴訟実務基礎Ⅰ(2)、法情報調査(2)	実務基礎(6)	
		法律英語Ⅰ(2)	基礎・隣接(2)	
2 年 生 (2 年 目)		公法総合演習(2)	公 法 系(2)	36 単 位
		民事法総合演習(2)	民 事 系(2)	
		刑事法総合演習(2)	刑 事 系(2)	
		法務総合演習(4)	総 合(4)	
		法曹倫理(2)、民事訴訟実務基礎Ⅱ(2)、ローヤリング(2)、法文書作成(2)	実務基礎(8)	
		法律中国語Ⅰ(2)、法律英語Ⅰ(2)	基礎・隣接(4)	
		倒産法Ⅰ(2)、国内取引契約(2)、企業法務(2)、経済法Ⅰ(2)、 外国人と法(2)、知的財産法Ⅰ(2)、国際関係法(私法系)Ⅰ(2)	展開・先端(14)	
		合計74単位		

※ 科目名の後の括弧は、単位数を示す。

※ **太字**で表示している科目名は、必修科目を意味する。

※ 選択必修科目は、実務基礎科目2単位以上、基礎法学・隣接科目4単位以上、展開・先端科目12単位以上の修得が必要である。

※ 2年制のコースのモデルは、34単位の単位認定をした場合を想定している。

3. 学位授与方針、教育課程の編成・実施に関する方針及び入学者受入方針

《愛知大学法科大学院の目的・教育理念》

愛知大学法科大学院は、人口が集中し、国際化が進む都市部だけではなく、過疎化が進み、持続可能性が問われている山間部や沿岸部の抱える複雑な法的課題を解決する能力を備えた「地域社会に貢献する」法曹を養成することを目的とする。

本法科大学院は、「地域社会に貢献する」法曹を養成するために、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第4条を踏まえ、様々な場面で活躍するための「バランス感覚」、「豊かな教養」に基づく「優れた専門的な法律知識」と「その応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力）」を涵養するための教育を行う。

○学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

- 1 愛知大学法科大学院は、教育課程編成及び実施に関する方針に基づき設定された教育課程の下で、所定の年数の教育を受け、必要修得単位を含む所定の単位を修得した学生に法務博士（専門職）の学位を授与する。
- 2 学位授与に際しては、本法科大学院の教育理念である、様々な場面で活躍するための「バランス感覚」、「豊かな教養」に基づく「優れた専門的な法律知識」と「その応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力）」を備えていることが求められる。

○教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

愛知大学法科大学院は、本法科大学院の目的・教育理念に基づき、「地域社会に貢献する」法曹として、様々な場面で活躍するための「バランス感覚」、「豊かな教養」に基づく「優れた専門的な法律知識」と「その応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力）」を涵養するために、次に掲げる点を重視して教育課程を編成する。

- 1 少人数による密度の高い教育 法曹に不可欠な法的知識を修得し、現実の法的課題を解決するための分析力及び思考力を修得するとともに、それらを運用するにあたり必要となる高度な倫理性を身につけるために、質疑による授業内容の確認をはじめとする双方向・多方向的な議論を重視した少人数教育を行う。
- 2 法的知識及び思考力を修得するための段階的かつ体系的な教育 法律基本科目については、法曹に共通して必要とされる専門的学識を涵養する基礎科目を履修した上で、専門的学識の応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力）を涵養する応用科目を履修する。これらの法律基本科目を履修した後に、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を配置する。
- 3 研究者教員と実務家教員の協同教育 法律に関する実務の基礎的素養、専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその応用能力を涵養するために、研究者教員と法律実務に精通している実務家教員が協同して教育を行う。
- 4 社会の多様化、高度専門技術化に対応した教育 現実の法的課題に対応するために豊かな教養を身に付け、バランス感覚を涵養するために基礎法学・隣接科目を設け、最先端の高度専門技術化した法的課題を解決する能力を涵養するために展開・先端科目を設ける。
- 5 厳格な成績評価 「学生の成績評価に関するガイドライン」に基づき、筆記試験を中心とし

た各授業のシラバスに定める方法により、厳格な成績評価及び単位認定を行い、学位授与方針に示した能力の涵養を保証する。

○入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

- 1 愛知大学法科大学院は、専門職大学院設置基準第20条の趣旨に鑑み、愛知大学法科大学院の学位授与方針及び教育課程編成方針に基づいて実施される入学後の教育により涵養される以下の学識及び能力並びに素養を有する者の確保に努める。当該教育目的に鑑み、かかる入学後の学識及び能力並びに素養を涵養するための教育を受ける上で求められる適性及び能力を有するかどうかを、2及び3の各入学試験の区分に応じて、適確かつ客観的に評価し、判定するものとする。
 - 一 法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識（専門的な法律知識その他の学識をいう。）
 - 二 法曹となろうとする者に共通して必要とされる前号に掲げる専門的学識の応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう。）
 - 三 前二号に掲げるもののほか、法曹となろうとする者に必要とされる専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその応用能力
 - 四 次に掲げるものその他前三号に掲げる専門的学識及びその応用能力の基盤の上に涵養すべき将来の法曹としての実務に必要な学識及び能力並びに素養
 - イ 法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力
 - ロ 法律に関する実務の基礎的素養

なお、入学者選抜にあたっては、司法制度改革の趣旨に鑑み、当然要求される公平性はもとより、既に大学において法学の一応の素養を修得している者に限らず、他の分野での専門的知識を有する者、さらには豊富な社会経験を有する者を入学者の3割以上を目途として受け入れる（開放性・多様性の確保）。そのために、法学既修者枠と法学未修者枠を区別して選抜を実施するとともに、一般選抜以外に、法学部以外の出身者や社会人または帰国者・外国出身者等を対象とする特別選抜を実施する。

- 2 法学既修者枠の入学者選抜では、書類審査を通じて志願者の学習意欲及び学習態度を把握するとともに、論述式の法律科目試験において、志願者が上記一乃至四に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養する教育の受ける上で求められる適正及び能力を有するか否かを判定する。さらに面接により、これらの能力の有無・程度を実地に確認し、志願者の法曹として活躍するために不可欠なコミュニケーション能力についても判定する。また、法学未修者枠の入学者選抜では、書類審査を通じて志願者の学習意欲・学習態度、さらに法学部以外の出身者については他分野での専門的学習の成果、社会人等についてはこれまでの社会的経験を把握するとともに、小論文試験において、志願者が本法科大学院での履修の前提として要求される上記一乃至四の涵養を目的とする教育に耐えうる能力及び素養を有しているか否かを判定し、加えて面接により、これらの能力の有無・程度を実地に確認し、さらには法曹として必要な他者とのコミュニケーション能力を当該志願者がどの程度備えているかを判定する。
- 3 本法科大学院では、以上に加え、「愛知大学大学院法務研究科と愛知大学法学部との法曹養成連携に関する協定」に基づき、法学既修者枠の入学者選抜において、本法科大学院の教育課程と

円滑に接続し、体系的に編成された愛知大学法学部の教育課程における教育を受けた者に対して、論述式試験によらない特別選抜（5年一貫型教育選抜）を実施する。

5年一貫型教育選抜では、成績及び書類審査において、志願者の学習意欲及び学習態度を把握するとともに、法学既修者と同等の基本的な法律科目に関する基礎的学識を習得し、上記一乃至四に掲げられた学識及び能力並びに素養の涵養を目的とする教育に耐えうるだけ適正及び能力を備えているかを判定する。さらには、この方式による入学試験においても面接を行い、これらの能力の有無・程度を実地に確認し、当該志願者の法曹として要求されるコミュニケーション能力の程度についても判定した上で、入学の可否を決する。但し、受験した年度内に愛知大学法学部の法科大学院連携コースを修了できないことが確定した場合には、入学を認めない。

4. 2025年度 授業科目一覧表

- ・本表は、2025年度の開講科目を示すものであり、履修要件については64ページからの授業科目履修規程を参照ください。
- ・科目名称・単位・配当セメスター・履修区分は、適用されるカリキュラムによって異なるため、64ページからの授業科目履修規程にて確認してください。

科目区分	科目名	クラス	単位	開講セメスター						担当者
				1年次		2年次		3年次		
				1	2	3	4	5	6	
法律基本科目	公法系	憲法Ⅰ	2	○						松井直之
		憲法Ⅱ	2		○					松井直之
		行政法Ⅰ	2			○				春日 修
		行政法Ⅱ	2			○				春日 修
		憲法演習	2				○			松井直之・鈴木智洋
		行政法演習	2				○			春日 修
		公法総合演習	2					○		春日・松井・鈴木・堀口
		憲法Ⅲ	2					○		松井直之
	民事系	民法Ⅰ	2	○						久須本かおり
		民法Ⅱ	2	○						久須本かおり
		民法Ⅲ	A	2		○				石口 修
		民法Ⅲ	B	2		○				谷 有恒・永田明良
		民法Ⅳ	2	○						久須本かおり
		民法Ⅴ	2		○					久須本かおり
		民法Ⅵ	2	○						久須本かおり
		民法Ⅶ	2	○						久須本かおり
		民法Ⅷ	2	○						立石直子
		民法演習Ⅰ	A	2			○			石口 修・野田雄二郎
		民法演習Ⅰ	B	2			○			鈴木智洋・谷 有恒
		民法演習Ⅱ	A	2			○			石口 修・野田雄二郎
		民法演習Ⅱ	B	2			○			鈴木智洋・谷 有恒
		民法演習Ⅲ	2					○		久須本かおり・谷 有恒
		商法Ⅰ	2		○					上田純子
		商法Ⅱ	2		○					上田純子
		商法Ⅲ	1			○				上田純子
		商法演習	2				○			上田純子・六鹿竜輝
		民事訴訟法Ⅰ	2		○					田代雅彦
		民事訴訟法Ⅱ	2		○					田代雅彦
	民事訴訟法Ⅲ	1			○				田代雅彦	
	民事訴訟法演習	2				○			田代正彦・川崎修一	
	民事法総合演習	2					○		上田・鈴木・石口・谷・大井・田代・川崎	
	刑事系	刑法Ⅰ	2	○						岩間康夫
		刑法Ⅱ	2		○					岩間康夫
		刑法Ⅲ	2		○					岩間康夫
		刑法演習	2			○				岩間康夫
		刑事訴訟法Ⅰ	2			○				岩崎 正・平山陽子
刑事訴訟法Ⅱ		2			○				岩崎 正・平山陽子	
刑事訴訟法演習		2				○			岩崎 正・平山陽子	
刑事法総合演習		2					○		岩間康夫・岩崎 正・平山陽子	
総合	法務総合演習	4						○	久須本・春日・松井・鈴木・岩間・平山・岩崎・石口・谷・上田・田代・川崎・大井・堀口	
	法務基礎演習	2	○						春日 修・中村紘也	

科目区分	科目名	クラス	単位	開講セメスター						担当者
				1年次		2年次		3年次		
				1	2	3	4	5	6	
実務基礎科目	法曹倫理		2					○		川崎修一・鈴木智洋・平山陽子
	法情報調査	A・B	2	○						伊藤博文・永田明良
	民事訴訟実務基礎Ⅰ		2			○				川崎修一・谷 有恒・派遣裁判官
	刑事訴訟実務基礎Ⅰ		2				○			平山陽子・岩崎 正
	民事訴訟実務基礎Ⅱ		2					○		川崎修一・谷 有恒
	刑事訴訟実務基礎Ⅱ		2					○		平山陽子・岩崎 正
	ローヤリング		2			○				深井靖博・小泉 友
	臨床実務Ⅰ		2	○						石川明子 他
	臨床実務Ⅱ		2					○		川崎修一
	法文書作成		2				○			伊藤博文・平山陽子・藤澤昌隆
基礎法学・隣接科目	司法制度論		2		○					<不開講>
	法哲学		2		○					吉良貴之
	法制史		2		○					大川四郎
	比較法		2	○						<不開講>
	政治学		2		○					春日 修
	法情報学		2		○					伊藤博文
	法律英語Ⅰ		2	○						伊藤博文
	法律英語Ⅱ		2		○					伊藤博文
	法律中国語Ⅰ		2	○						野田雄二郎
	法律中国語Ⅱ		2		○					野田雄二郎
	地域社会と法		2		○					松井・斉藤・杉本・河野・松尾・柴田・岩田
	外国法制Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ(アメリカ法)		2	○						伊藤博文
	外国法制Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ(イギリス法)		2	○						上田純子
	外国法制Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ(ドイツ法)		2	○						田代雅彦
展開・先端科目	公共関係科目	行政の諸領域と法		2				○		春日 修
		地方自治法		2					○	春日 修
		租税法Ⅰ		2				○		伊川正樹
		租税法Ⅱ		2					○	森田辰彦
		環境法Ⅰ		2				○		籠橋隆明
		環境法Ⅱ		2					○	籠橋隆明
		少年法		2				○		<不開講>
		特別刑法		2					○	岩間康夫
		被害者と法		2					○	岩間康夫
		情報法		2					○	新海 聡
	公共関係法特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ(現代刑事制度論)		2				○	○	宮木康博	
	民事関係科目	倒産法Ⅰ		2				○		田代雅彦
		倒産法Ⅱ		2					○	田代雅彦
		執行保全法		2				○		川崎修一
		消費者救済法		2				○		川崎・西口・鈴木・水谷・小森・濱
		企業会計法		2				○		上田純子
債権回収法			2					○	石口 修	

科目 区分	科目名	クラス	単位	開講セメスター						担当者
				1年次		2年次		3年次		
				1	2	3	4	5	6	
展開・先端科目	民事関係科目	企業法務	2				○			永田明良
		経済法Ⅰ	2			○			永田明良	
		経済法Ⅱ	2				○		永田明良	
		知的財産法Ⅰ	2			○			谷 有恒	
		知的財産法Ⅱ	2				○		谷 有恒	
		労働法Ⅰ	2			○			鈴木智洋	
		労働法Ⅱ	2				○		鈴木智洋	
		国内取引契約	2				○		深井靖博	
		民事関係法特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ (支払決済法)	2			○	○		永田明良	
	国際関係科目	国際関係法（公法系）Ⅰ	2			○			田中清久	
		国際関係法（公法系）Ⅱ	2				○		田中清久	
		国際関係法（私法系）Ⅰ	2			○			岩本 学	
		国際関係法（私法系）Ⅱ	2				○		岩本 学	
		国際取引契約	2				○		〈不開講〉	
		現代中国法	2		○				野田雄二郎	
		外国人と法	2			○			松井・本多・杉本・河野・松尾・ 柴田・岩田	
		国際関係法特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ (EU法)	2			○	○		上田純子	
		国際関係法特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ (アジア会社法)	2				○	○	李 秀密	
	その他科目	研究論文指導	2					○	〈不開講〉	

II 専任教員の紹介

教授	石口	修	15
教授	伊藤	博文	16
教授	岩間	康夫	17
教授	上田	純子	18
教授	春日	修	19
教授	川崎	修一	20
教授	久須本	かおり	21
教授	鈴木	智洋	22
授業	田代	雅彦	23
教授	谷	有恒	24
教授	平山	陽子	25
教授	松井	直之	26
准教授	岩崎	正	27



教授

石口 修 (いしぐち おさむ)

担当科目：

民法Ⅲ、民法演習Ⅰ・Ⅱ、民事法総合演習、法務総合演習、
債権回収法

研究テーマ又は専門分野：

民法（財産法）全般、研究領域は幅広い。

《プロフィール》

1957年群馬県生まれ。1982年3月中央大学商学部卒業、1986年3月中央大学法学部卒業。1987年4月から民法（財産法）の研究生生活。1994年10月中央大学法学部通信教育課程インストラクター（民法・財産法）、1996年4月高崎経済大学非常勤講師、2000年4月九州産業大学講師、2003年4月同・助教授、2004年4月久留米大学法学部・法科大学院教授、2008年4月福岡大学法科大学院教授を経て、2011年4月愛知大学法科大学院教授。2008年3月法学博士（広島大学）『所有権留保の現代的課題』。

《学生へのメッセージ》

民法は制度が多く、適用領域が幅広く大変ですが、財産法の隅々までくまなく勉強すると、それぞれの制度が点の存在ではなく、線で結ばれていることに気がつきます。また、財産法と家族法も部分的には結ばれているということも理解できるでしょう。

法科大学院の学生は、とにかく司法試験の合格にのみ気をとらわれがちですが、合格後を見据えた勉強も必要です。多角的視点から、民法を見つめてください。

《推薦図書》

私が民法（財産法）を真に理解するきっかけになった本を紹介します。それは、(1) カール・マルクス『資本論』（特に資本の循環、商品の流通過程）、(2) 我妻榮『近代法における債権の優越的地位』、(3) 川島武宜『所有権法の理論』です。また、私を研究者へと導いた本として、ルドルフ・フォン・イェーリンク『権利のための闘争』があります。

法科大学院生が民法を勉強する際は、通常、いろいろな教科書や参考書を駆使して、民法を理解しますが、一番効率的な「教科書」は、判例です。私も、事実に基づいた判例によって日本の民法もドイツの民法も理解することができました（現在も同様の考察方法）。自分に合う判例教材（百選、判例講義、判例プラクティスなど）を勉強の中心におくことをお勧めします。実際に勉強する際は、原文も一緒に勉強し、また、関連判例も一緒に勉強すると、より効果的です。要するに、ケースから法律を学ぶということです。

一番実力がついたのは、修士課程院生の頃、毎週指導教授に判例研究の論文を書いて報告したことによります。実際に、自分で文章化することにより、文章の書き方をマスターできます。皆さん、頑張つて法律の文章を書きましょう。



教授

伊藤博文 (いとう ひろふみ)

担当科目：

法情報調査、法文書作成、法情報学、法律英語Ⅰ・Ⅱ、
外国法制Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（アメリカ法）

研究テーマ又は専門分野：

コンピュータ法学（CaLS）

《プロフィール》

1957年愛知県豊川市赤坂町（東海道五十三次の宿場の一つです）で生まれました。愛知県立国府高校から同志社大学法学部に進みました。更に愛知大学大学院法学研究科私法学専攻博士後期課程を満期退学して、豊橋創造大学短期大学部に13年勤務して、2004年4月、愛知大学法科大学院にやって参りました。大学院時代は、もっぱら不法行為法を研究しておりまして、院在学中にウィスコンシン州立大ロースクールに留学して、懲罰的賠償について学んで参りました（法学修士号取得）。帰国後も損害賠償制度についての研究を続ける一方で、コンピュータを法学で活用するコンピュータ法学（CaLS）という研究を本格的に始めました。今は、コンピュータ法学（CaLS）が専門となり、コンピュータに囲まれながら研究に精進しております。

コンピュータとの付き合いは、大学卒業後サラリーマンを3年程やっておりまして（経理部に勤めておりました）、その退職金をつぎ込んで当時出始めのパソコンFM-7を買い遊びだしたのが、本格的な始まりです。これ以降は、コンピュータ・オタクの人生を邁進しております。研究室では、パソコンはDELL PowerEdge1600SC、同SCI420など計7台のサーバーから、デスクトップDELL Dimension9100、iPadまでと、いろいろ取り揃えて研究に使いながら遊んでおります。コンピュータに囲まれていると、なぜか落ち着くという人生を送ってきております。

《学生へのメッセージ》

法科大学院在学中は、ハードな学習が求められます。目の前にある試験の為の勉強も必要ですが、全く関係のないものに興味を持つことも大事です。回り道のようなのですが、長い人生では決して無駄にはなりません。法科大学院には、これまで人生で様々な経歴を経て来られた方もみえますし、ストレートに進学されてきた若くて優秀な方もみえるでしょう。さまざまなバックグラウンドを持った人達が、同じ場で対等に勉学に勤しむことは貴重な体験です。人生経験のある方からは人生の蘊蓄を、若して法学を学ばれる方からは若さとエネルギーを、お互いに引き出しあいましょう。この経験が、あなた方の将来にきっと役立つと思います。人生は回り道をしましょう。道草を食いましょう。そして積極的に苦労しましょう。法学という学問を究めるといことは、自己実現の一つであり、悔いのない人生の一形態だと思えます。短い間ですが、一緒に学び、考え、苦労しましょう。

《推薦図書》

田中英夫・竹内昭夫『法の実現における私人の役割』東京大学出版会（1987年）。

毛利甚八作・魚戸おさむ画『家裁の人』小学館（2003年）。



教授

岩間 康夫 (いわま やすお)

担当科目：

刑法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、刑法演習、刑事法総合演習、法務総合演習、特別刑法、被害者と法

研究テーマ又は専門分野：

刑法（不真正不作為犯、刑法上の製造物責任）。

《プロフィール》

名古屋市熱田区生まれ。大学の学部・大学院時代は京都で、そして1989（平成元）年に大学教員として就職後は松山、そして大阪と移り住む。故郷は遠きにありて想うものという気分でしたが、思いがけず愛大のお話をいただき、2004年に舞い戻ってきた。最初の職場では、複合学部の一部門に過ぎなかった法学科が経済学科に吸収合併されてしまい、前任校では、少子化と不況の影響で志願者が3年連続で前年から半減し（都合8分の1）、「全入」状態を経験するに至った。そして愛大法科大学院も……。そもそも、愛媛大学に赴任した20年以上前に、その後法科大学院なるものが設置されているとあえぎ苦しむなどは夢にも「予見」できなかった。幼少時の趣味は電子工作（真空管やトランジスタを使ったラジオの製作等）、アマチュア無線（但し、当時の「電話級」どまり）、最近は昔を懐かしみ、草花や野鳥を観察すること。

《学生へのメッセージ》

私が大学教員になった頃はいわゆるバブル期で、経済の分野ばかりでなく、何をやっても許される、大丈夫だといった風潮がはびこっていたように記憶している。その頃は大学も新設ラッシュで、その（間接的な）おかげで大学院生だった私にもお呼びがかかったわけである。その頃の大学4回生の就職活動は楽勝で、内定を出した企業からいろいろな「困り込み」の方策が繰り出されていた。それが、西暦2000年前後から一気にこの状況が暗転し、ご承知の通り少子化の影響で大学の経営にかげりが始始め、他方で入学生の学力低下が顕著に見受けられるようになった（2004年、大量に開校した法科大学院を取り巻くその後の情勢変化にも似ている）。

皆さんもひょっとしたら、企業への就職がままならない状況の中、この法科大学院にたどり着いたのかもしれないし、弁護士等の法曹になりたいという熱い希望に燃えて進学することになったのかもしれない。もっとも、弁護士事務所への就職もできない司法試験合格者も全国的には大量に出ていて、そこまでに投資した学費等の回収に困り果てている人もいと聞く。しかし、いずれにせよ、自分がやっていて楽しいと感じる仕事に就くことが一番だろう（そうであれば、たとえ収入が少なくても長続きするに違いない）。皆さんにとってそれが法曹であることを願っているが、もし適性に疑問を感じるのであれば、下手に粘らずに他のルートに転身する勇気も持ち合わせてほしい。刑法の授業や成績評価を通じてしかお役に立てないが、私もその適性を見極めに関与させていただく。

《推薦図書》

岩間康夫＝塩見淳＝小田直樹＝橋田久＝高山佳奈子＝安田拓人＝齊藤彰子＝小島陽介『ケースブック 刑法 第3版』（2017年、有斐閣）。



教授

上田 純子 (うへだ じゅんこ)

担当科目：

商法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、商法演習、民事法総合演習、法務総合演習、
企業会計法、外国法制Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（イギリス法）、
国際関係法特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

研究テーマ又は専門分野：

商法・会社法

《プロフィール》

名古屋大学卒業、名古屋大学大学院修了、英国ロンドン大学大学院修了、Ph.D.（2003年に英国ロンドン大学より授与、博士（法学）（2007年に名古屋大学より授与）

静岡大学大学院法務研究科教授、九州大学大学院法学研究院教授等を歴任

名古屋生まれ・名古屋育ちですが、大学教員としては、本州外を含め、あちこち転々としていました。再び、生まれ故郷に戻り、大学教員としてのキャリアを継続する機会を得ました。この機会をいただいたことへのご恩返しとして少しでも学生の皆さんのお役に立てればと願う毎日です。

《学生へのメッセージ》

商法、とくに会社法を専門としています。会社法は学生さんの間でも好き嫌いが極端に分かれる学問分野のように思います。ただ、同時に、嫌いな方の多くは「食わず嫌い」であるという印象も持っています。その原因の一端は、学生さんの頭の中に会社法の条文が生きないことにあるのかもしれませんが。確かに条文は長く入り組み、文献には（法律外の）専門用語が満載で、とっつきにくいかもしれませんが。条文が企業の現場でどのように使われ、どのような形で法廷闘争になっていくのかを理解していただき、学生さんの「食わず嫌い」をなくすことが私の役割だと思っています。

努力は必ずや報われます。学生さんの努力が報われるよう全力でサポートします。

《推薦図書》

会社法に関する書籍はすでにずいぶんたくさん出版されています。基本書を通読する前にざっと会社法の中身を掴んでおきたいという方には、柴田和史『日経文庫ビジュアル 図でわかる会社法』日本経済新聞社出版（2014年）、神田秀樹『岩波新書 会社法入門 新版』岩波書店（2015年）、同監修『こだけ押さえる！ 会社法のきほん』ナツメ社（2017年）、宍戸善一『日経文庫 ベーシック会社法入門 第7版』日本経済新聞社出版（2015年）などがお勧めです。いずれも学界を牽引する立場にある著者が、会社法のエッセンスを噛み砕いて伝えています。授業では、上記の書籍よりは体系的・網羅的な概説書をテキストとして使用しますが、まずは、それほど時間を要せずに（挫折せず！）読破できるものから紐解いてみてください。最初から分厚い体系書にチャレンジするのはお勧めしません。



教授

春日 修 (かすが おさむ)

担当科目：

行政法Ⅰ・Ⅱ、行政法演習、公法総合演習、法務総合演習、
法務基礎演習、行政の諸領域と法、政治学、地方自治法

研究テーマ又は専門分野：

行政法。アメリカと日本の行政手続法、情報公開法、行政機関による
法解釈の司法統制、アメリカの救済法などを中心に研究しています。

《プロフィール》

1962年千葉県生まれです。学生時代は、法学部、法学研究科ではなく、政治経済学部政治学科、大学院政治学研究科で行政法を専攻するというちょっと変わった環境に身を置いていました。1996年に弘前大学に職を得て、9年間の雪国暮らしをし、2005年より縁あって愛知大学にお世話になることになりました。

《学生へのメッセージ》

私の専門は行政法です。行政法中心になる法典がないので、取っつきにくいと思っている人が多いようです。「憲法（民法、刑法……）とはどのような内容か」と聞かれたら、憲法典（民法典、刑法典……）を見ればいいのですが、行政法典なんて六法のどこを見てもありません。日本だけではなく、行政法という名前の法律は世界各国どこの国にもないのです。にもかかわらず、「行政法」「行政法学」は日本にも世界各国に存在する……。つかみ所がなく、なんかうさんくさいと思われるのも無理がないかも知れません。

でも、行政法は意外と身近なものなのです。例えば、自動車の運転免許。免許の付与も、免許停止、免許取消などは、行政法でいう「行政行為」「行政処分」の一種です。免許をもらえるはずなのにもらえなかったとか、違反をしていないのに免許停止にされたとか、免許停止で済むはずなのに免許取消しになったといった紛争は、行政法で学ぶ行政事件訴訟を通じて解決されます。違法な免許取消しにより金銭的損失（通勤にタクシーを使わざるを得ず、5万円も余分な費用がかかった）を被った場合の救済も行政法（国家賠償法）の役割です。

一步一步段階を踏んで学んでいけば、行政法は決して難しいものでも、とらえどころのないものでもありません。妙な苦手意識や先入観をもつことなく、行政法の勉強に取り組んで欲しいと思います。

《推薦図書》

最近、さまざまな先生方がそれぞれ特徴的な行政法の教科書を書いておられます。その中で、これはというものをあげると、塩野宏『行政法Ⅰ』『行政法Ⅱ』『行政法Ⅲ』（有斐閣）と宇賀克也『行政法概説Ⅰ』『行政法概説Ⅱ』『行政法概説Ⅲ』ということになるでしょうか。ただし、どちらの教科書も、初学者が読みこなすのは難しいと思います。そんなときには、行政法総論と行政救済法を1冊で扱っている教科書の中で、取っつきやすそうなもの、例えば、石川敏行他『はじめての行政法』（有斐閣アルマ）櫻井敬子・橋本博之『行政法』（弘文堂）などを選んで、1回通読してみると良いと思います。



教授

川崎 修一 (かわさき しゅういち)

担当科目：

民事訴訟法演習、民事法総合演習、法務総合演習、
民事訴訟実務基礎Ⅰ・Ⅱ、臨床実務Ⅱ、執行保全法、
消費者救済法、法曹倫理

研究テーマ又は専門分野：

民事訴訟法、倒産法、スポーツ法

《プロフィール》

岐阜県各務原市出身。趣味は、ゴルフや旅行です。弁護士の仕事は裁判官や検察官と異なり異動はありませんが、訴訟等の事件は全国各地で起こるため移動はとても多いです。出張の際に時間があるときは（減多にありませんが）、その地域の城や神社仏閣を見に行くこともあり、旅行好きな私には弁護士という仕事はあっていると感じています。

《学生へのメッセージ》

法律の勉強は繰り返すことが大切です。私の大学院時代の恩師が「法律学は凡人の学問であり、地道に継続することが大切です。」と仰っていたことがあります。確かに、同じ本でも繰り返し読むと新たな発見があり、その度に理解は深まります。学生の皆さんには、基本書を1度読んだだけで満足することなく何度も繰り返し勉強する姿勢を持って欲しいと思います。

また、普段の勉強では基本を大切にしたいと思います。難しいことを勉強することも大切でしょうが、基本的な事項（条文・趣旨・要件・効果・判例など）を確実に理解し、これをもとに考える姿勢を身につけていただきたいと思います。例えば、法科大学院においては要件事実を扱うカリキュラムがあり、従来の法学部教育では扱っていなかった目新しさからか新司法試験において殊更に要件事実を持って嘸している風潮があるのではないかという印象を抱きます。しかし、要件事実は争点整理などのツールに過ぎませんし（有益なツールであることは間違いないと思いますが）、そもそも要件事実は民事実体法の解釈論を分析した結果とも言えるものであり、大切なのは民法を初めとした民事実体法の理解だと思っています。

ですから、学生の皆さんには、基本を大切に地道な勉強を積み重ね、将来法曹として活躍する素地を築いていただきたいと願っています。私も皆さんと一緒に勉強を重ね成長していけたらと思います。

《推薦図書》

中野貞一郎ら編
近江幸治著

『新民事訴訟法講義（第2版補訂2版）』（有斐閣）
『民法講義3 担保物権（第2版補訂）』（成文堂）



教授

久須本 かおり (くすもと かおり)

担当科目：

民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ、民法演習Ⅲ、法務総合演習

研究テーマ又は専門分野：

債務不履行責任

《プロフィール》

愛知県生まれ。名古屋大学法学部を卒業後、同大学院法学研究科前期課程を修了、同法学研究科後期課程単位満了退学を経て、1998年愛知大学に赴任。

《学生へのメッセージ》

「民法は苦手だ」という学生は多いです。かくいう私も、学生時代には民法は余り好きではありませんでした。その理由として、一つには条文数が膨大であること。総則から勉強を始めても、物権、債権と勉強を進めていくうちに、始めに勉強したことを忘れてしまい、何度繰り返してもなかなか全体を理解することが難しいということがあります。また一つに、民法では、ある条文をある事例に適用したら答えが自動的に演繹されるとはいえないケースが多いこと。民法では、条文を状況に応じて読み替えたり(類推適用)、それができない場合にも、「信義則」「権利の濫用」などといった一般条項を使って、条文から当然には導くことができない結論を正当化したり、複数の条文を組み合わせることで結論を導き出したり(重畳適用)、とにかく一筋縄ではいきません。この「何でもあり」的ところが気に入らないために民法を嫌う人も多いようです。

条文数は確かに多いですが、必要数なので文句を言っても始まらないので、何度も繰り返し勉強してマスターしていくしかありません、辛いところです。しかし、民法の「何でもあり」的解釈論は、まさに民法の一番楽しいところだといえるのではないのでしょうか。条文を適用すれば自動的に結論が出てくるような作業はコンピュータに任せておけばいい。自分が望ましいと考える結論を、それがなぜもっとも公正かつ妥当な結論であるのかを、どの条文をどのように使えば説得的に論証できるか考える、このバリエーションが特に豊富なのが民法の勉強なのです。このように非常にクリエイティブな学問である民法の勉強を通じて、私も皆さんと一緒に考え続けていきたいと思います。

《推薦図書》

民法は分量が多いので、とりあえず全体像(民法の地図)を頭に入れた上で勉強を始めないと、いま自分がどこにいるのか分からなくなってしまいます。そこで、民法の地図を頭に入れるために適切な図書を紹介します。初学者の方にお勧めなのが、道垣内弘人著「ゼミナール民法入門」(日本経済新聞社)です。一見量は多そうですが、平易な言葉で身近な問題を素材に基本に徹して解説された本ですから、いわゆる「教科書」よりも読みやすいと思います。また、潮見佳男「入門民法」(有斐閣)も、現在の学説・判例で一般的に語られている内容をコンパクトにまとめている点でお勧めです。一度民法をきちんと勉強された方は、指定教科書をできるだけ早いうちに通読して下さい。



教授

鈴木智洋（すずき ともひろ）

担当科目：

憲法演習、公法総合演習、民法演習Ⅰ・Ⅱ、民事法総合演習、
法務総合演習、労働法Ⅰ・Ⅱ、法曹倫理、消費者救済法

研究テーマ又は専門分野：

企業法務、労働事件（使用者側）、行政事件（行政側）、
動物法・ペット法、家族法

《プロフィール》

三重県四日市市出身。

弁護士登録以降、企業からの相談（契約書チェックからM&Aの法務デューデリジェンスまで多様です）や労働事件を中心とした争訟案件への対応、行政からの依頼に基づく行政事件への対応を主たる業務としてきました。それらの中で、実務家としては比較的珍しく最高裁への上告事件（実際に口頭弁論が開かれたこともあります）や憲法訴訟なども多数取扱ってきています。

その他、やや珍しいところでは動物法・ペット法についても精通しており、国立大学法人岐阜大学応用生物科学部獣医学課程の客員准教授も務めています。また、2017年9月まで4年間に亘って、名古屋家庭裁判所において家事調停官（非常勤裁判官）を務めていたこともあり、家事事件についても造詣が深いのではないかと思います。

私生活では妻と子の3人暮らしで、今流行りの「ワークライフバランス」を保つことの難しさを痛感しながら日々を過ごしています。

《学生へのメッセージ》

憲法・民法・民事訴訟法（要件事実論）・労働法と、私が本学において担当する科目は横断的に多岐に亘っています。このような、横断的な科目を担当することになったのは、上記「プロフィール」欄に記載したとおり、これまでの弁護士生活において、一般的な民事事件は当然のこととして、それに加えて労働事件や憲法訴訟を多く取り扱ってきたということに起因しているのですが、それらの事案を取り扱う中で、特定の法分野に留まらない、「法学全体に共通する考え方」を身につけることができたという点が特に重要ではないかと考えています。

それは、「バランス感覚」、「趣旨から思考する癖」、「法律の根底にある思想への理解」、「社会通念・社会常識への理解」といったものであって、端的に言えば、「法的思考力（リーガルマインド）」と呼んでも良いものかもしれません。

みなさんは、このような法的思考力（リーガルマインド）を身につける必要がある訳ですが、それだけに留まらず、法的思考の前提となる法律や判例の知識（しかも、これらは相当な分量に及びます。）や論理的な文章を作成する能力、といったものも習得する必要があります。

これらを2年ないし3年で完璧に身につけることは困難を伴うものではありませんが、その困難は、司法試験という難関に打ち勝つためには、必ず乗り越えなければならないものでもあります。

その過程においては、「自らに司法試験に合格し、法曹として活躍する力があるのだろうか。」といった不安感や焦燥感に苛まれることもしばしばだろうと思います。

しかしながら、みなさんは、自らの自己実現を果たすために自ら選択してこの道に飛び込んできたのですし、そのみなさんに対して惜しめない援助・応援をしてくれている家族もいるのですから、おいそれと逃げ出すことは許されません。

日々の弛まぬ努力でその困難に打ち勝ち、「自己実現の扉」を自らの力でこじ開けて欲しいと切に願っています。その扉の向こう側には、きっと、これまで見たことがないような、明るい未来が開けているはずです。

みなさんが「自己実現の扉」をこじ開けることができるよう、私も一意専心に教鞭を取るつもりです。一緒に頑張りましょう。

《推薦図書》

佐藤幸治著 日本国憲法論（成文堂）
野中俊彦＝中村陸男＝高橋和之＝高見勝利著 憲法Ⅰ・Ⅱ（有斐閣）
近江幸治著 民法講義Ⅰ～Ⅵ（成文堂）
平野裕之著 コア・テキスト民法Ⅰ～Ⅵ（新世社）
菅野和夫著 労働法（弘文堂）
水町勇一郎著 労働法（有斐閣）



教授

田代 雅彦 (たしろ まさひこ)

担当科目：

民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、倒産法Ⅰ・Ⅱ、
外国法制Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（ドイツ法）、民事訴訟法演習、
法務総合演習、民事法総合演習

研究テーマ又は専門分野：

民事訴訟法（民事訴訟における当事者主義と職権主義／事案解明
のための当事者の協力義務）・民事保全法・倒産法

《プロフィール》

1964年東京都生まれ。1987年3月東京大学法学部卒。1994年12月ドイツ・フライブルク大学法学修士(LL. M.)。

1986年に司法試験に合格後、最初は研究者を志しましたが、1988年に司法修習生（第42期）となり、1990年から34年間裁判官を務めました。裁判官時代は、留学・在外研究の期間と家裁で少年事件を担当していた期間を除き、30年以上民事事件を担当していました（控訴審も含む）。保全事件については専門部で担当したほか、倒産事件についても訴訟事件と並行して担当していました。ドイツに留学中は、釈明義務の範囲と限界について修士論文を執筆し、在外研究では倒産法（1999年）施行前後のドイツの倒産実務の実情について研究をしました。

今まで全国様々なところを転勤しましたが、東海地方の勤務経験はなく、名古屋には2019年のカラヴァッジョ展（カラヴァッジョの絵を見ることは私のライフワークの1つです）を見るために訪れたくらいですが、この度、ご縁がありまして、愛知大学にお世話になることになりました。愛知県内の美術館や神社仏閣も是非訪れてみたいと思っております。

《学生へのメッセージ》

民事訴訟法の基礎理論については、在学中にしっかりと身に付けてもらいたいと思います。実務では民事訴訟法に関する基本的な論点それ自体が正面から問題となる場面はそれほど多くはないかもしれませんが、これは基礎理論を正しく理解していることが当然の前提として求められているからです。

民事訴訟法は、抽象論だけではイメージが湧きにくいところもあるかもしれません。そこで、実務的な観点も取り入れて、できるだけ具体的なイメージを持ってもらえるようにしたいと思います。

民事訴訟法に関する判例を理解するには、実体法の知識も重要です。例えば民法をきちんと理解していないと、問題となっている事案が弁論主義に反するか否か、不意打ちにあたるか否かといった議論を正しく整理し、理解することができないからです。

倒産法も、倒産手続法と倒産実体法の両者を対象としますので、実体法の理解が前提となりますが、逆に倒産法の学習によって民法の理解が深まるという面もあります。実務で必要とされる倒産法の知識は、実際のところ分野が限定されていますが、法科大学院では、倒産制度の仕組みを全般的に学習し、倒産手続の全体が見渡せるようになってもらえればと思っております。

《推薦図書》

(民事訴訟法)

- ①三木浩一ほか「民事訴訟法」〔第4版〕(LEGAL QUEST) (有斐閣)
- ②伊藤眞「民事訴訟法」〔第8版〕(有斐閣)
- ③高橋宏志「重点講義民事訴訟法（上）、（下）」〔第2版補訂版〕(有斐閣)
- ④瀬木比呂志「民事訴訟法」〔第2版〕(弘文堂)
- ⑥長谷部由起子「基本判例から民事訴訟法を学ぶ」(有斐閣)
- ⑦名津井吉裕ほか「事例で考える民事訴訟法」(有斐閣)
- ⑧笠井正俊「流れをつかむ民事訴訟法」(法学教室・499号～連載中)

(倒産法)

- ①山本和彦「倒産処理法入門」(有斐閣)
- ②伊藤眞「破産法・民事再生法」〔第5版〕(有斐閣)
- ③山本和彦ほか「倒産法概説」〔第2版補訂版〕(弘文堂)
- ④藤田広美「破産・再生」(弘文堂)
- ⑤裁判所職員総合研修所「倒産実務講義案 改訂版」(司法協会)
- ⑥松下淳一「民事再生法入門」〔第2版〕(有斐閣)



教授

谷 有 恒 (たに ゆうこう)

担当科目：

民法Ⅲ、民法演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、民事法総合演習、法務総合演習、
民事訴訟実務基礎Ⅰ・Ⅱ、知的財産法Ⅰ・Ⅱ

研究テーマ又は専門分野：

民事法、知的財産権法

《プロフィール》

1956年生まれ、遠回りをして1989年(32才)に司法試験に合格しました。司法修習(44期)を経て、1993年に判事補に採用され(35才)、2021年11月の定年退官まで(65才)、大阪(3度)、東京、札幌、高松、千葉、旭川の各地裁を巡るほか、法務省訟務局、司法研修所にも勤務しました。最後の10年は大阪地裁と札幌地裁の専門部(知的財産権部、医療集中部)の裁判長を務め、退官前の最後に、オブジーボの特許に関する本庶佑先生と小野薬品工業の訴訟を担当しました。法務省では国の代理人として大型行政訴訟を担当し、司法研修所では、民事裁判教官として、59期から新62期までの司法修習生約500人を指導しました。現在は大阪で弁護士登録をしています。

大阪で生まれ、奈良で育ったため、関西の文化と食を愛しており、裁判所の若手に常にその良さをアピールして参りましたが、縁あって2022年4月より愛知大学法科大学院で教鞭をとることとなり、初体験となる名古屋の食に期待半分、不安半分です。クリスチャンで音楽が趣味のため、教会等に招かれて歌を歌うこともあります。

《学生へのメッセージ》

私の人生の道のりは順調とはいえ、挫折と停滞を繰り返した後の司法試験合格でしたが、法曹資格を得た時点でそれ以前のことは一旦リセットされ、そこから先は各人の頑張り次第となります。司法試験にはそういう意味もあります。

法務省、司法研修所でも民事畑でしたが、裁判官としてもほぼ地裁民事一筋であったため、30年近く民事訴訟実務を担当したことになります。その経験からいえることは、まず、民法と民事訴訟法が頭に入っていないと何もできないということです。知財訴訟や行政事件訴訟といった専門性の高い領域も、基本となる民法、民事訴訟法からの応用、発展なのです。次に、法曹が実務で直面する問題の多くには、事前に決まった答えがないということです。答えのない問題であっても、原理原則に立ち返る、制度趣旨を考える、保護すべき利益は何かを考える、そのように自分の頭で考えて答えを出すことができなければ、法曹の仕事はできません。判例検索システムで裁判官名による検索をすると、私が関与した判決が100件以上ピックアップされますが、それらの多くは、答えのない問題について、悩みつつ書いたものです。皆さんには、基本をしっかり学ぶと共に、自分の頭で考える姿勢と力を身に付けてもらいたいと思います。

司法研修所の教官として、また地裁の司法修習生指導官として、多くの司法修習生に民事裁判の指導をしてきましたが、これから司法試験を受ける人の指導をするというのは、私にとってチャレンジングな仕事です。皆さんと一緒に頑張りたいと願っています。

教授

平山陽子（ひらやま ようこ）

担当科目：

刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法演習、刑事法総合演習、
法務総合演習、刑事訴訟実務基礎Ⅰ・Ⅱ、法文書作成

研究テーマ又は専門分野：

刑事法（刑法、刑事訴訟法）

《プロフィール》

明治大学法科大学院卒業

第67期司法修習

平成26年検事任官

大阪地方検察庁、津地方検察庁、東京地方検察庁、さいたま地方検察庁、弁護士職務経験、静岡地方検察庁浜松支部、名古屋地方検察庁に勤務

《学生へのメッセージ》

私は法科大学院でゼロから法律を学んだため、入学当時は本当に大変でした。しかし、意欲的に取り組めば、先生方は熱心に対応してくださいましたし、自主的にゼミを組む仲間も生まれるなど、苦しいだけでなく充実した3年間を過ごすことができました。

2年ないし3年という時間を法律の勉強に集中的に充てられる機会はあまりないと思いますし、法科大学院で学んだ法学の基礎が法曹としての基礎につながるため、是非、主体的かつ意欲的に取り組んでほしいと思います。他方で、1人で勉強を続けることには限界があるため、仲間と一緒にゼミを組んで意見交換をしたり、時には気分転換をするなど、自分なりの勉強方法やゴールに向けたペース配分などを見つけることも大事だと思います。

微力ではありますが、私もこれまでの経験を生かして少しでもみなさんをサポートしていきたいと思っていますので、どんなことでも気軽に相談や質問して下さい。一緒に頑張りましょう。



教授

松井直之 (まつい なおゆき)

担当科目：

憲法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、憲法演習、公法総合演習、
法務総合演習、地域社会と法、外国人と法

研究テーマ又は専門分野：

憲法学（日本・中国・台湾における「立憲主義」の継受と変容）

《プロフィール》

神奈川県生まれ。大学一年生のときに中国語を選択してから数十年、気がついたら、日本だけでなく、中国や台湾における憲法を研究することが生業になっていました。中国、台湾、香港、シンガポールなどに旅行に行き、今では中国や台湾の大学の先生方との共同研究を行うようになるなかで、中華圏の不思議な魅力のとりこになっていったのかもしれない。今後は、欧米における中国・台湾の憲法研究にも目を向けていきたいと思っています。

《学生へのメッセージ》

司法試験の勉強は非常に大変ですが、勉強をめげずに続けていくことで道が開けてきます。憲法の勉強の仕方がよく分からないという人は、まず判例をよく読むことをお勧めします。その際には、①国や地方公共団体などが「誰」の「どんな人権」を「どういう理由」で具体的に制限しているか、②人権を制限された者は、国や地方公共団体などに対して「何を求めて」訴えるか、という事実関係を把握したうえで、裁判所は、③その人権の制限が正当化されるか否かを「どんな判断基準（規範）」を用いて判断するか、④その判断基準（規範）を用いて、人権の具体的な制限が正当化できるか否かを丁寧に考える（あてはめの仕方）、という点に着目してみてください。

《推薦図書》

野中俊彦 = 中村睦男 = 高橋和之 = 高見勝利『憲法Ⅰ・Ⅱ』（有斐閣、2012年）



准教授

岩崎 正 (いわさき ただし)

担当科目：

刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法演習、刑事法総合演習、
法務総合演習、刑事訴訟実務基礎Ⅰ・Ⅱ

研究テーマ又は専門分野：

刑事手続法

《プロフィール》

高知県出身

大阪大学 高等司法研究科（ロースクール）修了

最高裁判所 司法修習生（新第61期）

なかた法律事務所（広島）弁護士

大阪大学 法学研究科 博士後期課程 修了

大阪大学 法学研究科 助教

大阪経済法科大学 法学部 准教授

《学生へのメッセージ》

司法試験の勉強範囲は広く、準備しておくべきことはたくさんあります。その一方で時間は限られています。効率よく学修するためには、計画的なスケジュール管理だけでなく、基礎知識・基礎理論を正しく理解して定着させることが必要です。法学は体系的な学問で、理解の積み重ねが重要であり、基礎・背景となる部分の理解、イメージがつかなければ、その先の解釈を理解することが全くできなくなることが多いからです。私自身もロースクールで学んだ経験を踏まえて、皆さんが合格に向けてしっかりと理解を積み重ねることができるようにサポートをしたいと思います。

Ⅲ 学生生活上の諸事項

1. 通知連絡

各種の通知連絡は、掲示（ポータルサイトを含む）またはメールで行います。見落した場合には、後日支障を来すことも考えられますので、登校の際に、所定の掲示板に必ず目を通すようにしてください。

法科大学院の掲示板は本館5階法科大学院図書室内にあります。

なお、掲示内容についての電話による問合せ及び授業欠席の電話連絡等には一切応じません。

2. 事務取扱い時間

大学院事務課車道事務室の窓口執務時間は次の通りです。

	午 前	午 後
月～金曜日	9：00～12：00	※12：30～13：00 13：00～17：00

(注1) 「※12：30～13：00」は通常講義・試験期間において、提出書類の受理等の業務のみを取り扱います。

(注2) 原則として、土曜日は閉室とします。

3. 学費の納入

① 納入期日

イ 学費等は、学則第56条及び学費等納入規程の定めるところにより、毎年所定の期日までに納入しなければなりません（納入額等詳細については、「学費等納入規程」を参照のこと）。

納入期日は、次の通りです（期日までに納入しない場合には、除籍となるので充分注意してください）。

納入期日	第1期分……4月15日（1年次は入学手続時） 第2期分……9月15日
------	---------------------------------------

② 納入方法

イ 学費等の納入方法は、全て銀行振込によることになっています（用紙は、大学から送付された振込用紙を必ず使用してください）。

ロ 振込手続きは何れの銀行でも可能ですが、納入期限内に大学に入金通知が届くよう早めに手続きをしてください。

ハ 領収証は大学から発行しないので、取り扱い銀行から交付された領収証は、必ず保管しておいてください。

4. 学籍番号

- ① 学籍番号は、在籍中変更しません。
- ② 学籍番号は、次のように構成されています。

(2025年度入学生の場合)

研究科	専攻	未修/既修	入学年度	記号	固有番号	校舎
法務	法務	法学未修者	25	LS	2101～	車道
		法学既修者	25	LS	2201～	車道

5. 学生証(身分証明書)

- ① 学生証は、本学大学院学生であることを証明するものです。在籍確認シールとともに常時携帯し、教職員の求めに応じ提示してください。
- ② 有効期間について、法学未修者は3年、法学既修者は2年です。ただし、毎年度初めに在籍確認の手続が必要です。
- ③ 学生証は、ICカードとなっており、入退室管理や、証明書発行、本人確認等で使用しますので、取り扱いには十分注意してください。
- ④ 学生証を紛失又は盗難にあった場合には、直ちに大学院事務課車道事務室に届け出て再交付の手続をとってください。

6. 住所等の変更

次の事項に変更が生じた場合は、大学院事務課車道事務室窓口にある所定用紙により大学院事務課車道事務室に変更の届出をしなければなりません。

事項	摘要
住所変更(保証人住所を含む)	在籍確認カード現住所欄の訂正も必要
身上異動届	改姓、改名、本籍変更、保証人変更等の場合

7. 証明書の発行

- ① 大学で発行する主たる証明書は、次の一覧の通りです。
- ② 証明書の発行には、以下の日数を必要としますので、期日に余裕を持って申し込みをしてください。手数料を総務課(大学院事務課車道事務室の向かいの窓口)に納入し、発行される受領書を所定の交付願用紙に添付して、大学院事務課車道事務室に申し込んでください。なお、英文証明書の交付を受けるときは、証明書作成の都合上とくに日数に余裕を持って申し込んでください(申込日を含め7日目に交付)。

〈主な証明書一覧〉

証明書の種類		手数料	交付・提出等
学生証 (身分証明書)	再発行	¥1,000	申込日を含め3日目
臨時学生証明書		¥200	申込当日
学生割引証(学割)		無料	〃
通学証明書		無料	〃
在学証明書		¥200	〃
健康診断書		¥200	〃

英文証明書	¥500	申込みを含め7日目
成績証明書	¥200	〈在学中〉 申込日を含め3日目
修了見込証明書	¥200	
学位授与（修了）証明書	¥200	〈卒業後〉申込当日
退学（在学期間）証明書	¥200	申込みを含め7日目

③ 通学証明書

- イ 利用交通機関によって下記のように通学定期券の購入方法が異なるので注意してください。
通学区間は学生証に記入してある現住所と所属キャンパスとの最短区間になりますが、名古屋市営地下鉄を利用し、連絡定期券で購入をしない場合は地下鉄の区間・経路について希望の購入ができます。
- なお、JR・名鉄・名古屋市営地下鉄とも、駅での購入申込用紙記入の際に学生証と在籍確認シールを提示すれば通学証明書は必要ありません。
- なお、大学の証明が必要な時は、その交通機関の窓口にて所定用紙を受取り、所属校舎の学生課・大学院事務課（名古屋・車道）窓口に提出してください。

④ 学生割引証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

- イ 発行の趣旨は、「修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与する」というものですので、正しく有効に使用してください。
- ロ 乗車区間が100kmを超える場合に、普通運賃が2割引となります。申込みは1日4枚、年間12枚まで。有効期間は発行日より3カ月間です。

⑤ 修了後の証明書発行については、次のいずれかによります。

- イ 直接窓口での申し込み…和文による「成績証明書」「学位授与（修了）証明書」のみ車道校舎または各校舎教務課で即時交付します。それ以外の各種証明書は、1週間程度作成に時間を頂きます。なお、必ず本人確認できるものを提示願います。
- ロ 郵送による申し込み…必要事項を記載し、返信用封筒（長形3号12cm×23.5cmに切手貼付宛名明記）、手数料（切手）及び本人確認できるものの写しを同封してください。電話による申し込みは受けません。なお、郵送で申し込む場合は、氏名、学籍番号、入学・修了年度、生年月日、現住所・昼間でも連絡のとれる電話番号、証明書使用目的、証明書の種類・枚数、英文証明の場合は前記に併せて、国籍、パスポートに記載された氏名のローマ字つづりも明記してください。
- ハ オンラインによる申し込み…本学ホームページ上の「愛知大学証明書オンライン申込システム」より受付けております。詳細は本学ホームページをご覧ください。

8. 自動車・バイク及び自転車での通学

① 自動車通学

通学は、公共交通機関を利用することになっており、自動車通学は禁止しています。
ところが昨今、駐車禁止となっている大学周辺道路や近隣店舗に、本学学生の所有と思われる車による“不法駐車”と“迷惑駐車”について近隣からの苦情が相次いでおり、トラブルも発生しています。

特に、“迷惑駐車”について下記のような事例が多く発生しており、住民から厳しい注意を受けています。大学としては、駐車違反として摘発されてもやむを得ないとしています。

- ・月極駐車場に無断駐車を繰り返す。
- ・買物もしないのに、店の駐車場を無断で利用する。
- ・無余地駐車をする（駐車した場合、残り3.5m以上が必要）。

② バイク通学

学内の交通安全と騒音防止のため、駐輪場への経路以外の道路は、バイクでの通行を禁止しています。駐輪場はそれぞれの校舎の所定駐輪場を利用してください。車道キャンパス駐輪場は、キャンパスの西側にあります。駐輪場利用の場合には、総務課で登録手続きをしてください。

所定の駐輪場以外に駐車した場合は、車輪をロックして処置することをあらかじめ承知しておいてください。

- ・強制保険と任意保険は必ず加入しよう。
- ・SG マーク（安全マーク）付きヘルメットを着用しよう。
- ・交通ルールを守り、安全運転をこころがけよう。

③ 自転車通学

自転車での通学は認めています。校舎ごとに取扱いが異なりますので、それぞれの校舎ルールにしたがってください。

大学周辺の道路・店舗に無断で駐輪することは、絶対にしないでください。

学内で駐輪する場合には指定した場所に整然と止めるようにしてください。

なお、学内でも自転車盗難事件が多発しています。無施錠のまま離れることはもつてのほかです。止めるときはなるべく「ツーロック」を心掛けてください。また、道路交通法の改正により、自転車での傘さし運転や携帯電話を使用しながらの運転は法律違反となります。なかには歩行者と衝突して相手にけがをさせたことにより、多額の賠償金を請求される場合もありますので、十分注意してください。車道キャンパス駐輪場は、キャンパスの西側にあります。駐輪場利用の場合には、総務課で登録手続きをしてください。

9. 教室等の利用

自主ゼミ等のため、教室等の使用を希望する場合は、事前に大学院事務課車道事務室で所定の手続きを行ってください。

10. 拾得物、紛失物、盗難の届

学内で他人の物を拾ったり、又は紛失、盗難等にあった場合は、速やかに大学院事務課車道事務室に届け出てください。

11. 学生金庫

様々な理由で、必要な金額が不足していて必要なものの購入が困難な場合、以下の内容でお金を貸与いたします。利用希望者は遠慮なく大学院事務課車道事務室に申し出てください。

貸付金額	1口10,000円とし、10口までを1回の限度とする（無利息）
貸付期間	本学在籍期間を限度とする
持参する物	学生証・印鑑
その他	連帯保証人の承認を得る必要があり、別途追加で書類を提出いただく場合がある

12. 法科大学院図書室の利用

- ① 法科大学院図書室は原則として通年24時間利用可能です。図書の貸出・返却についても、自動貸出返却装置を使い24時間可能です。ただし、レファレンスサービス業務（他校舎・他機関への相互利用など）については、スタッフが在室する曜日・時間帯でご利用ください（年度当初にお知らせします）。
- ② 法科大学院図書室には、法科大学院学生1人1台のキャレル・デスクを用意しています。荷物は備え付けのロッカーを利用することが可能です。ロッカーの鍵は各自でしっかりと管理してください。

13. 法科大学院学生用図書の購入

- ① 法科大学院学生が必要とする図書・資料を購入するために、大学図書館予算の中に院生用図書購入費が設けられています。
- ② 希望図書の申込み要領は、次の通りです。
 - イ 所定の用紙に記入し、図書館委員の先生の承認を得た上で図書館に申し込む。
 - ロ 原則として未収蔵の図書を予算の範囲内で購入する。
 - ハ 購入した図書・文献は図書館蔵書となる。

14. 保健室利用と緊急時の対応

① 保健室

保健室のホームページ <http://taweb.aichi-u.ac.jp/hoken/>

健康診断のことや健康に関する各種の情報を掲載していますのでご覧ください。

保健室では、すべての学生が心身ともに健康で充実した学生生活を送るために、健康への関心を高め、責任をもって自己管理することができるよう、サポートします。

イ 応急処置

急な傷病者について応急処置をします。体調が悪い時は、休養することもできます。

2009年の薬事法改正に伴い、保健室には内服薬は一切準備していません。

ロ 各種検査

身長、体重、視力、血圧、握力などを、測定することができます。

ハ 健康診断証明書の発行

定期健康診断を受検した学生は、証明書自動発行機（名古屋あるいは豊橋校舎にて発行可）から発行できますが、車道校舎では、大学院事務課車道事務室にて発行します。

ニ 開室時間

車道校舎 (土曜日は閉室)	月・火・水・木・金	9:00~13:00、14:00~17:00	校医来校日 水曜日 9:00~9:30
------------------	-----------	------------------------	------------------------

ホ 定期健康診断

学校は、学生集団を対象に教育を行う場ですから、個人の健康状態、集団の健康状態を把握しておかなければなりません。そこで、本学におきましても、学校保健安全法に基づき全学生を対象に健康診断（学校健診）を実施しています。必ず受診してください。

② ケガや病気の救急対応について

自分或いは周りの人が怪我や不調の場合には、以下の要領で、保健室に行つて指示を仰いでく

ださい。保健室が開室していない場合には大学院事務課車道事務室に相談に来てください。大学院事務課車道事務室の職員がいない場合（例えば早朝、夕方以降あるいは土曜午後、日曜・祝日等）については、防災センターの警備員に相談してください。

防災センター

防災センターは、車道キャンパス1階中央南通用口脇にあり、24時間警備員がいます。夜間早朝・大学の休日等大学院事務課職員や教員が不在の場合には防災センターの警備員に連絡をしてください。防災センター内に警備員が不在の場合には、1階カフェラウンジ前のインフォメーション付近で勤務あるいは巡回していることもあります。

軽いケガをしたため、応急処置をしてほしい。急な体調不良で、少し休みたい。

⇒保健室へ来てください。保健室が不在の場合は大学院事務課車道事務室へ。保健室の開室時間は前項を参照してください。

保健室では、応急処置や短時間の休養は可能です。保健室では、医療行為はできません。

ケガや体調不良のため、病院で受診したい。

⇒かかりつけ医がある場合、そこを受診してください。または、愛知大学車道キャンパス付近の医療機関を受診してください。

受診の判断に悩む場合は、保健室に相談してください。

キャンパス付近には各種開業医があります。詳細は各自インターネットで検索するか、保健室に相談してください。※受診する際は、診察曜日・時間の事前確認をおすすめします。

緊急を要するケガや病気になった場合。(本人・発見者)

⇒まずは保健室、大学院事務課車道事務室へ連絡してください。(職員が不在であれば、防災センターへ)

著しく緊急度が高い場合は、直接119番に電話してください。その後近くにいる職員や、保健室に連絡をし助けを求めてください。

※緊急度が高い状態

- 苦痛で七転八倒している
- 突然の激しい頭痛・胸痛・腹痛・背部痛
- 意識がない。呼びかけても応答しない
- 重症のやけど
- ショック症状（血圧が異常に低下した状態。冷や汗やあくびが出る。脈拍が弱く速い。顔色や手足の色が悪く冷たい。）
- 腕や足の骨折
- 手足の麻痺
- 激しい嘔吐や下痢
- けいれん
- ケガ（高い所からの転落、大量の出血が伴う外傷、自力では動けない状態、強い衝撃を受けるようなケガ）

15. 学生相談室の利用

学生相談室のホームページ <https://taweb.aichi-u.ac.jp/soudan/>

学生相談室では、学生生活を送っていく上でのさまざまな問題や悩みについて、一緒に考え、サポートをしています。

何か困ったことや相談したいことがあるときは、遠慮なく利用してください。

相談内容について、秘密は固く守られます。どうぞ気軽に訪ねてみてください。

開室時間 毎週月・水曜日・金曜日 9：00～16：30
木曜日（第四週） 12：00～13：30 ※校医対応

16. パソコンの貸与

法科大学院学生には1人1台のパソコンを貸与します。パソコンは「使用貸借契約書」にもとづき、法科大学院での学習利用目的の範囲で自由に使うことができます。なお、パソコンは鍵のかかる場所に保管し、持ち運ぶ際はキャリングケースを使用して落下や破損に充分注意してください。万一、動作の異常や故障が発生した場合には、速やかに3階メディアカウンターへ申し出てください。

17. ハラスメント防止ガイドライン

1. ハラスメントに関する基本方針

人権は、人としての尊厳に基づいて、だれもが生まれながらにして持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が、個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

この基本的人権は日本国憲法で保障されており、人はすべて平等で人種、民族、国籍、年齢、性別、社会的出自、身分、職業、宗教、障害、身体的特徴、性的志向、性自認などの属性、あるいは、広く人格に関する言動等によって、相手に不利益や不快感を与え、その尊厳を傷つけることがあってはなりません。

当然、愛知大学（以下「本学」という。）においてもすべての人の人権が守られなければならないはず、性差別でもあるセクシュアル・ハラスメントの他、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アルコール・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントなどのハラスメントは、人権を守る立場から許してはならない問題です。

本学では、本ガイドラインによって、ハラスメントの定義を明らかにし、ハラスメント防止人権委員会を設置します。同委員会は、研修や教育による周知・啓発を通じた関係者の意識改革に基づいてハラスメントの防止に努めるとともに、相談者（訴えた者）、訴えられた者及び関係者のプライバシーに配慮しながら苦情の受付や相談を行って、被害者の救済に当たります。

本学は、教職員と学生で構成されており、それらの構成員のさまざまな関係でハラスメントは起こりうると考えられます。大学生活のあらゆる場面で、構成員のだれもが、仕事、勉学、生活の自由と権利をハラスメントによって妨げられてはならず、だれもがハラスメントを防止する義務があります。

2. セクシュアル・ハラスメントの定義

セクシュアル・ハラスメントとは、性的嫌がらせを意味します。相手の意に反する性的な言動によって、相手に不利益を与えたり、また、性的言動により相手に不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響を与えたりすることです。

大学におけるセクシュアル・ハラスメントは、教職員と学生、教職員・学生相互間で起こりうることで、異性間だけでなく同性間でも起こりえます。一般的には強い立場にある者が弱い立場にある者に対して、地位や立場を利用して、性的に不快な言動をとるケースが見られます。

基本的には、①教育、研究、雇用等大学内での就学就労の条件として性的な要求をしたり、性的な言動を甘受させる場合、②性的な言動を拒否することや甘受することが、個人の成績評価や業績評価、勤務評価、昇進昇給等に利用される場合、及び③性的な言動が個人の就学就労を阻害

し、不快感を与え、教育研究環境や就労環境を害する場合を指します。

しかし、セクシュアル・ハラスメントには、性的な冗談やからかいから身体的接触や性的関係の強要に至るまで、多様な形態を含んでおり、その言動がセクシュアル・ハラスメントに相当するかどうか認識しにくいものもあり、同じ行為でもその場の状況や個人の感じ方の違いなどによって判断がむづかしいケースがあります。

具体的には、「執拗なデートへの誘い」「相手をしつこくじっと見つめる」「わいせつな写真や絵を見せる」「相手の意に反し髪や肩に触れる」「性的ジョークやからかい」「性的な経験を話したり尋ねたりする」「性的な噂を流す」「『男のくせに……女のくせに……』という」等が該当します。

3. アカデミック・ハラスメントの定義

アカデミック・ハラスメントとは、権威的又は優位的地位にある者が、その意識の有無を問わず、優位な地位や職務権限を利用、又は逸脱し、その指導等を受ける者の人格を傷つけ、不当な不利益や精神的又は身体的苦痛を与える、又は修学・研究意欲、教育研究環境を不当に阻害する結果をもたらす教育上不適切かつ威圧的な言動、指導又は処遇をすることを言い、人権侵害にあたります。

基本的には、①教員又はこれに準ずる者が、その優位な地位又は職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して正当な理由なく、教育研究上若しくは修学上の不利益を与える行為、又は利益を与えることを代償として、相手の意に反する要求又は圧力を与える行為、②教員又はこれに準ずる者が、不適切な言動又は差別的な取扱いにより、教育研究上若しくは修学上の環境を不当に悪化させる行為を指し、具体的には、以下のような行為等が該当します。

- (1) 「正当な理由なく、本人の希望に反する研究テーマを与える、研究テーマを強要する」「他の研究教育組織への異動を強要する」等、指導等を受ける者の選択権を侵害する、又は「正当な理由なく、論文の書き直し等を命じるなどの嫌がらせをする」「正当な理由なく、研究に必要な機器、文献、図書等を使わせない、買わない等の方法で、研究の遂行を妨害する」等、研究活動に際し妨害行為を働く、あるいは相手の研究成果を詐取する等、研究の場における正当な研究活動の権利を侵害すること等により相手に不当な不利益や精神的又は身体的苦痛を与える又はその指導等を受ける者の研究意欲、研究環境を不当に悪化させる行為。
- (2) 「放任主義をうたい、セミナーを開催せず、必要な研究指導やアドバイスをしない」等、教育の場において、教育指導など必要な職務を意図的に行わない、「嫌いなタイプ、意見が合わない学生に対して指導を拒否する」等、指導上の差別的な取扱い、又は「他の学位取得者と同等の成果を挙げているにも関わらず、正当な理由も無く学位を与えない」等、学位、単位認定において不公正な執行をすること等により相手に不当な不利益や精神的又は身体的苦痛を与える又はその指導等を受ける者の修学意欲、教育環境を不当に悪化させる行為。
- (3) 「『お前は馬鹿だ』など、教育上指導と直接結びつかない発言で、相手を傷つける」等、人格を傷つける言動、又は「『兼業兼職やアルバイトの全面禁止』など不当な規則を作り、強制する」「教授の学会発表の準備を、共著者では無い学生などに強要する」「正当な理由なく、セミナー等に出席させない」「虚偽の噂を流したり、怪文書を配る」等、暴力的な言動や権力の濫用、誹謗中傷等により、相手に不当な不利益や精神的又は身体的苦痛を与える又はその指導等を受ける者の修学・研究意欲、教育研究環境を不当に悪化させる行為。

4. パワー・ハラスメントの定義

パワー・ハラスメントとは、職務上優位的地位にある者が、その意識の有無を問わず、その優位な地位や職務権限を利用、又は逸脱し、その部下や同僚の人格を傷つけ、不当な不利益や精神的又は身体的苦痛を与える、又は就労意欲及び就労環境を不当に阻害する結果をもたらす不適切かつ威圧的な言動、指導又は処遇をすることを言い、人権侵害にあたります。

基本的には、①本学の構成員が、その優位な地位又は職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して正当な理由なく、就業上の不利益を与える行為、又は利益を与えることを代償として、相手の意に反する要求又は圧力を与える行為、②本学の構成員が、正当な理由なくその地位又は職務権限を利用し、不適切な言動又は差別的な取扱いにより、相手又は周囲の人に不当な不利益や精神的又は身体的な苦痛を与え、その就労環境を不当に悪化させる行為を指します。

しかし、パワー・ハラスメントには、本来上下関係の存在する中で起こるため、その言動がパワー・ハラスメントに相当するかどうか認識しにくいものもあり、同じ行為でもその場の状況や個人の感じ方の違いにより判断が困難な場合もあります。具体的には、以下のような行為等が該当します。

- (1) 「上司の引越しの手伝いやゴルフ場への送迎など、職務に関係のない役務への従事を強要する」「特定の職員ばかりに、過剰な職務を強要する」等、職場の内外において、職場の上下関係、雇用形態の違いを背景にして、相手に理不尽な要求をしたり、役務を強要したりする行為。
- (2) 『お前はダメだ。』『こんなこともできないのか。』など、就業指導上 unnecessary な発言で、相手を傷つける」「解雇される正当な理由なく、『お前なんかいつでもクビにできるぞ』などの言動で半ば強制的に従わせようとする」「同僚等が大勢いる前で、大声で怒鳴ったり、ゴミ箱を蹴ったり、机をたたいたり等して相手の人格を傷つけ、いたずらに就労環境を混乱させる」「過剰な仕事を与えておいて、それが達成できないと、大きな声で罵ったり、それを理由に低く評価したりする」「『契約職員だから』『臨時職員だから』など、雇用形態の違いを理由に、相手の人格を傷つける」等、職場の上下関係、雇用形態の違いを背景にして、人格を傷つける言動、又は暴力的な言動や権力の濫用等の方法で、相手又は周囲の人に不当な不利益や精神的又は身体的な苦痛を与え、その就労環境を不当に悪化させる行為。

5. アルコール・ハラスメントの定義

アルコール・ハラスメントとは、相手の望まない飲酒に関する言動であり、行為者が意図したか否かに関わらず、それによって相手に何らかの不利益又は不快感を与えたりすることです。

アルコール・ハラスメントは地位の上下関係や、所属意識などを利用して行われたり、就労上、就学上の様々な人の交流の中で生じたりします。

周りに飲酒の強要をすることは個人の人権を侵害する行為であるとともに、心身の健康に害を及ぼし、死に至らしめる恐れのある危険な行為です。

基本的には、(1) 飲酒の強要、(2) イッキ飲ませ、(3) 酔いつぶし、(4) 飲めない人への配慮を欠くこと、(5) 20歳未満の者の飲酒等の行為が該当します。

加えて、酔った上での迷惑行為（暴言・暴力、その他のひんしゆく行為等）も免責されるものではなく、アルコール・ハラスメントと判断される場合があります。

具体的には、以下のような行為等が該当します。

(1) 飲酒の強要

相手が望んでもいないにもかかわらず、上下関係の伝統やしきたり、通過儀礼などといった形で心理的な圧力をかけ、暗黙のうちに、またはっきりとした言動（挑発、侮辱、はやしたて、不利益をほのめかすなど）によって飲まざるを得ない状況に追い込む行為を指します。

(2) イッキ飲ませ

飲酒の強要の一つですが、相手が望んでもいないにもかかわらず、場を盛り上げるためにイッキ飲み（一息で飲み干すこと）や早飲み競争・罰ゲームなどをさせる行為を指します。

(3) 酔いつぶし

あらかじめ酔いつぶすための用意（吐くための袋やバケツ、つぶれ部屋、運び人など）をして飲み会を行う、逃げられない状況（複数名で取り囲む、ゲームに勝つまで飲ませる、靴や携帯品を取り上げる）を設定して、何度も飲ませる、又は大量若しくは度の高いアルコールを早飲みさせる等の行為を指します。

なお、酔いつぶしは、相手を急性アルコール中毒に陥らせ、生命の危険にさらす傷害行為にもあたります。

(4) 飲めない人への配慮を欠くこと

本人の体質や健康状態、意向を無視して、しつこく飲み会に誘う又は飲酒をすすめる、アルコールではないと偽って飲酒させる、飲めないことを侮辱する、また、飲めないことを理由に仕事を外したり、仕事上の嫌がらせをしたりする等の行為が該当します。なお、会席にアルコール以外の飲み物を用意しない行為もこれに該当します。

(5) 20歳未満の者の飲酒

上級生や教職員は保護監督者として20歳未満の者の飲酒を制止する義務があるにもかかわらず、20歳未満であると知りつつ飲酒を強要する、20歳未満の者の飲酒を知りつつ制止しない等の行為が該当します。

6. 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの定義

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントとは、妊娠、出産したことや育児休業、介護休業等を利用することを理由に、不適切な言動又は差別的な取扱いを行うなどにより、相手に不快感や就業上の不利益を与えることです。

就労だけではなく就学においても、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントは、相手の就学環境を害するばかりではなく、所属する他の人々の環境を悪化させ、意欲を低下させるもので、個人や組織に大きな損害を与えます。

また、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する否定的な言動が、ハラスメントの発生の原因や背景になることがあります。具体的には、以下のような行為等が該当します。

- (1) 育児休業の取得について上司に相談したところ、「男のくせに育児休業をとるなんてあり得ない」と言われ、取得をあきらめざるを得ない状況になっている。
- (2) 介護休業について請求する旨を周囲に伝えたところ、同僚から「自分なら請求しない。あなたもそうすべき」と言われた。「でも自分は請求したい」と再度伝えたが、再度同様の発言をされ、取得をあきらめざるを得ない状況に追い込まれた。
- (3) 上司・同僚に「自分だけ短時間勤務をしているなんて周りを考えていない。迷惑だ」と繰り返し又は継続的に言われ、苦痛に感じている。

(4) 上司に妊娠を報告したところ「他の人を雇うので辞めてもらうしかない」と言われた。

(5) 上司・同僚に「妊娠するなら忙しい時期を避けるべきだった」と繰り返し又は継続的に言われ、苦痛に感じている。

7. その他のハラスメント

その他にも年齢、出身、心身の障害、疾病、容姿、性格、国籍、信仰等の個人的な属性を理由に、不適切な言動又は差別的な取扱いを行うなどにより、相手に不快感や不利益を与える行為などがハラスメントに該当します。

8. ハラスメントの防止

ハラスメントは、本学の構成員である教職員及び学生の相互の人格の尊重と良識ある生活態度によって防止されるものです。

私たちはだれでもハラスメントを受ける可能性があると同時に、だれでもハラスメントを起こしうる可能性もあります。無意識のうちに相手を不快な思いにさせたり、相手の心をひどく傷つけていることも多く、日頃から相手の気持ちを気遣うように心がけ、お互いに意識を高めてゆかなくてはなりません。

しかし、もしそうした行為が発生して被害を受けた場合、あるいはそうした行為を目撃した場合には、被害者や目撃者は毅然とした態度で意思の表明をすることが大切です。あいまいな態度でいると問題を深刻にしていきますので、決してひとりで悩んだり、泣き寝入りしたりせず、相談窓口等に申し出ることが問題解決につながります。

また、ハラスメントを受けないために、また起こさないために、定期的な教育や研修を通して周知・啓発に努め、全学的に取り組む姿勢が求められます。

9. 本ガイドラインの対象と適用範囲

本ガイドラインは、本学の構成員である教員、職員及び学生が対象となります。

本学の専任教員、非常勤講師等の教員、専任職員及びその他の職員、大学院生、学部学生、短期大学部学生、外国人留学生、科目等履修生、オープンカレッジ受講生等本学の教育研究に係わるすべての者に適用されます。

相談者（訴えた者）又は訴えられた者が本学の教員、職員、学生等であり、就学・就労上の関係を利用してなされたハラスメント行為であれば、キャンパスの内外を問わず、本ガイドラインが適用されます。

キャンパス内の出入り業者や委託会社社員、他大学学生等、本学の構成員以外の者については、本ガイドラインの趣旨への理解と協力を強く求めるものとします。

10. ハラスメント防止人権委員会への申立て

相談者（訴えた者）は、ハラスメント防止人権委員会（以下「人権委員会」という。）に対して、3つの申立てを行うことができます。「3つの申立て」には、(1)行為中止、(2)救済（ゼミ及びクラスの変更、配置替えなど）、(3)処分等措置があります。

(1) 行為中止

ハラスメント行為は、行為者の思い込みで継続したり、エスカレートする傾向にあります。ハラスメントを受けた側は、その結果、ますます不快になり、時には恐怖感を覚え、

授業を受けられなくなったり、職場に出られなくなったりします。このような場合、相手に出来るだけ早く気付かせることが大切です。

人権委員会委員長（以下「人権委員長」という。）は、相談者（訴えた者）からの行為中止の申立てを受け、訴えられた者にその行為が事実であったか確認するか、又は第三者委員会による事実関係の確認が必要であると判断した場合、第三者委員会にその調査を依頼します。

人権委員長は、その結果に基づき訴えられた者又はその者の所属する組織に対しその行為を中止するよう対処した後、人権委員会に報告します。

(2) 救済（ゼミ及びクラスの変更、配置替えなど）

人権委員長は、相談者（訴えた者）からの救済（ゼミ及びクラスの変更、配置替えなど）の申立てを受け、学部長等と相談者（訴えた者）で協議し、必要な救済策を実施した後、人権委員会に報告します。

(3) 処分等措置

「処分等措置」は、相談者（訴えた者）が本学に対して訴えられた者に不利益取扱いの撤回、懲戒処分などの具体的措置をとるように求める手続のことです。

人権委員長は、相談者（訴えた者）からの処分等措置の申立てを受け、当該事案の事実関係を調査するために、第三者委員会に事実関係調査を依頼するとともに、訴えられた者に対し事実関係調査開始を通告します。

人権委員長は、調査報告書が提出され次第、人権委員会を開催し、報告内容及び処分の可否や必要な救済策について審議決定し、その結果を学長に報告します。ただし、訴えられた者の具体的な処分については、人権委員会からの報告をもとに、処分権限を有する機関が決定します。

II. ハラスメントへの対応

本学は、ハラスメントの防止、救済のために相談窓口を設置し、以下の手順に沿って迅速かつ適切な対応をします。その際、相談者（訴えた者）、訴えられた者及び関係者のプライバシーを厳守するとともに、相談又は申立てに対する不利益な取り扱いを禁止し、加害の再発及び二次被害・二次加害が発生しないように努めます。

【相談員・相談窓口】

ハラスメントの被害を受けたと思う学生や教職員及び被害を目撃した者は、相談員・相談窓口、コーディネーターにいつでも申し出ることができます。

相談員・相談窓口は以下のとおりです。

(学内) 相談員 教員 9 名、職員 5 名 相談窓口 学生相談室、保健室

(学外) 相談窓口 心理カウンセラー コーディネーター 弁護士

(1) 学内の相談員・相談窓口では、相談者（訴えた者）からハラスメントに関する申立てがあった場合は受付のみ行い、直ちにコーディネーターへ報告します。

(2) 学外の相談窓口では、相談者（訴えた者）のカウンセリング等を行い、相談者（訴えた者）が人権委員会への申立てを希望した事案を人権委員長へ報告します。

(3) コーディネーターは、相談者（訴えた者）の話を聞き、相談者（訴えた者）が人権委員会への申立てを希望した事案を人権委員長へ報告します。

【第三者委員会】

第三者委員会は、人権委員長より訴えられた者に対して事実関係調査の開始を通告した後、相談者（訴えた者）、訴えられた者及び関係者への事情聴取を含めて、事実関係を調査し、人権委員長に調査報告書を提出します。

12. 大学の対応についての報告・公表

人権委員長は、処分等措置を行った場合、その内容について速やかに相談者（訴えた者）及び訴えられた者に報告します。

本学は、訴えられた者を処分した場合、相談者（訴えた者）の同意を得たうえで、経過と措置について学内に公表します。また、学内の構成員に対し、相談者（訴えた者）の同意を得、相談者（訴えた者）、訴えられた者及び関係者のプライバシーを配慮したうえで、経過と措置の内容及び再発防止のための施策を説明します。

13. 相談・申立てに対する不利益な取り扱いの禁止、加害行為の再発及び二次被害・二次加害の発生防止について

相談・申立てに対する不利益な取り扱いの禁止、加害行為の再発及び二次被害・二次加害の発生防止のため、次の事項を行ってはいけません。

- (1) ハラスメントの加害を訴えられた者は、その訴えを理由として、相談者（訴えた者）に対して接触したり、嫌がらせや報復等の不利益な取り扱いをしてはいけません。
- (2) 相談者（訴えた者）からの申立ての事実関係が確認され、訴えられた者のハラスメント行為があったと認定された場合、訴えられた者は事実を受け止め、反省し、二度と同じ過ちをしないようにしなければなりません。
- (3) 周りの友人、同僚等の第三者は、ハラスメントの相談や相談者（訴えた者）等に対して、伝聞で噂を広げたり、嫌がらせ、修学上や研究、雇用上の不利益となるような言動をしてはいけません。

本学は、問題解決の手続きを申立てた者が、その行動を非難されたり、被害を否定されたり、事実が矮小化されることによって、さらに苦痛を味わうこととなり、それに伴う心身への影響、日常生活上の支障ははかり知れないものになることから、行為が確認された場合は、学内規程等に基づき厳重に対処します。

14. 虚偽の申立て等の禁止

ハラスメントの相談・申立て・事情聴取等に際して、故意に虚偽の申立てや証言を行ってはいけません。行為が確認された場合は、学内規程等に基づき厳重に対処します。

15. 再発防止措置の実施

ハラスメントの再発防止のため、4月、9月及び事実確認の有無に関わらずハラスメント事案が生じた場合に、ハラスメント防止に関する文書及びパンフレット等を配布し、周知・啓発します。

16. ガイドラインの改廃

このガイドラインの改廃は、人権委員会、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (制定)

この規程は、2000年4月1日から施行する。

附 則 (改正)

この規程は、2002年11月1日から施行する。

附 則 (改正)

この規程は、2004年11月1日から施行する。

附 則 (改正)

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則 (規程名称の変更、ハラスメント規程の整備、規程改廃手続の明確化及び字句整理に伴う改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、2011年8月26日から施行する。

(名称変更)

- 2 前項の施行日より、本規程の名称をハラスメント防止ガイドラインに改称する。

附 則 (専門職大学院会計研究科の廃止に伴う改正)

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則 (育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正に伴う改正)

この規程は、2017年1月1日から施行する。

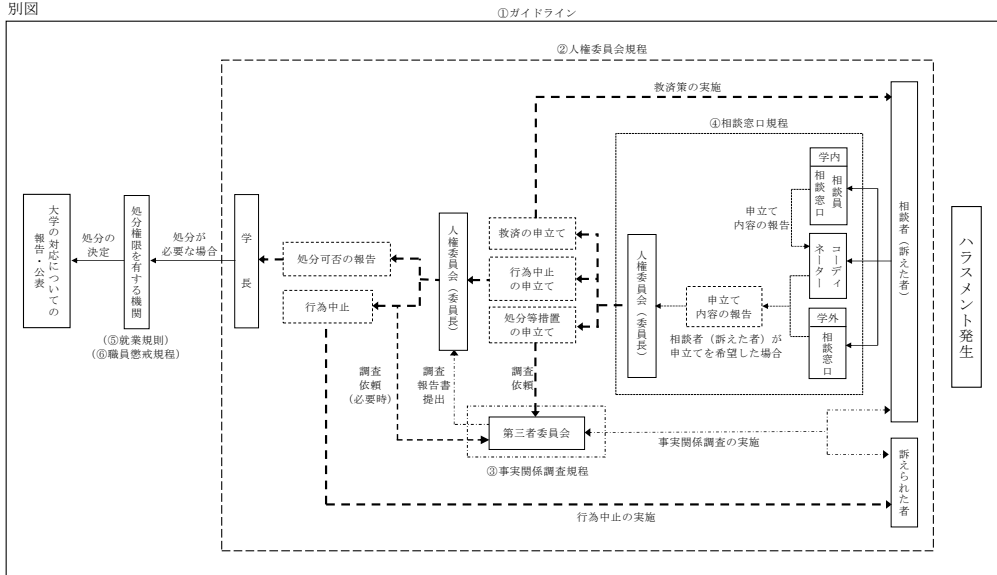
附 則 (民法改正による成年年齢引下げ並びに学外の相談窓口及び第三者委員会の設置に伴う改正)

この規程は、2022年5月1日から施行する。

附 則 (ハラスメント対応に係る運用の見直し及び字句修正に伴う改正)

- 1 このガイドラインは、2024年1月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日以降にハラスメントに関する申立てがなされた事案から適用する。

別図



18. 合理的配慮の提供

愛知大学における障害のある学生への支援に関するガイドラインにもとづき、対象となる学生からの申請により合理的配慮の提供を実施します。

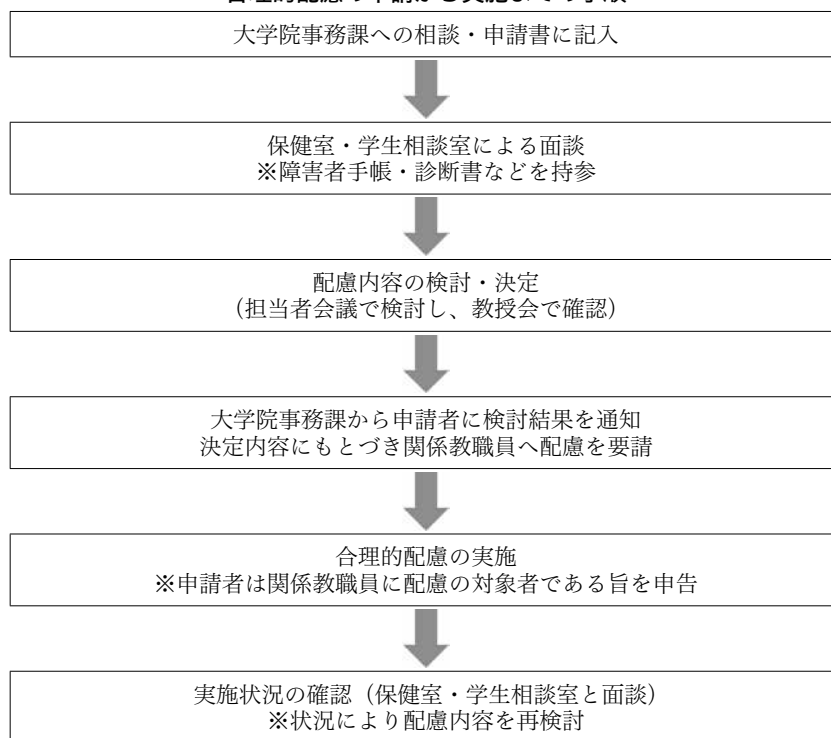
合理的配慮とは、障害のある学生が大学生活を送る上で生じる障壁をなくするために必要な変更および調整であり、その実施に当たって過度な負担がない範囲で特定の場面において個別に必要なとされるものです。

障害のために通常の方法では学修等が困難な場合、申請者（支援を必要とする人）と大学とが個別の事案ごとに検討を行い、対話を通して配慮内容を決定します。

合理的配慮は、障害者手帳を持っている人だけではなく、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、社会的制度や慣行等により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限をうける状態にある場合を対象とします。

合理的配慮を希望する場合は、大学院事務課車道事務室、保健室、学生相談室にご相談ください。

合理的配慮の申請から実施までの手順



IV 学業に関する諸事項

1. 法科大学院の修了要件

(1) 法学未修者

法学未修者（3年制コース）の修了要件は、3年以上在学し、かつ、108単位以上を修得しなければなりません。

(2) 法学既修者

法学既修者（2年制コース）の修了要件は、2年以上在学し、かつ、入学時の認定単位数（上限36単位）を含め、108単位以上を修得しなければなりません。

2. 授業

(1) 授業時間割

- ① 授業時間割は、年度初めに掲示板に掲示するとともに、学生に配布します。
- ② 授業時間割に変更のあった場合には、その都度掲示します。
- ③ 授業時間は、原則として1日7時限で、次の通りです。

第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限	第6時限	第7時限
9：15～ 10：45	11：00～ 12：30	13：15～ 14：45	15：00～ 16：30	16：45～ 18：15	18：25～ 19：55	20：05～ 21：35

(2) 休講・補講

- ① 担当教員から休講の届出があった場合には、その都度掲示で通知します。登校時には授業開始前に掲示を確認してください。なお、携帯電話・Web（ポータルサイト）でも休講情報を提供しています（41ページ参照）。
- ② 補講は、通常授業期間中に行います。日程はその都度掲示で通知します。
- ③ 暴風・地震等の場合、授業並びに試験の実施については、以下の措置をとります。
 - オンライン授業科目…以下「暴風等の場合の休講等措置基準」を適用しない。
 - ※暴風警報等発令においてもオンライン授業を予定通り実施する。
 - ※一部科目で休講となる場合があります。その際は別途案内する。
 - 対面授業科目…「暴風等の場合の休講等措置基準」をこれまで通り適用する。

■地震等の場合の休講等措置基準

地震が発生した場合、あるいは「南海トラフ地震に関連する情報」で発表された情報等に基づき、講義又は試験を行うことが困難であると学長が判断した場合は休講（場合によっては休校）とし、本学公式ホームページ及びポータルサイト等でその都度指示する。

■暴風等の場合の休講等措置基準

1. 愛知県下に「特別警報」又は「暴風警報」発令中は次の基準により休講とします。

なお、愛知県下とは愛知県内の全ての地区を指します。したがって、いずれかの地区に特別警報又は暴風警報が発令された場合、全校舎が休講となります。

時間	区分	専門職大学院
午前 6 時 30 分までに解除		通常通り授業実施
午前 6 時 30 分現在発令中 (解除されていない場合) もしくは、午前 6 時 30 分～授業開始前に 発令された場合		第 1・2 時限休講
午前 6 時 30 分～午前 10 時までに解除		第 3 時限以降通常通り授業実施
午前 10 時現在発令中 (解除されていない場合)		第 3 時限以降休講
授業開始後に発令された場合		直ちに授業中止

2. 定期試験期間中及び追試験期間中に「特別警報」又は「暴風警報」が発令された場合には、次の基準により試験の実施を中止します。なお、中止した試験の実施日時については、警報の解除日の翌日にポータルサイト等で指示します。

時間	区分	専門職大学院
午前 6 時 30 分までに解除		試験時間通り実施
午前 6 時 30 分現在発令中 (解除されていない場合) もしくは、午前 6 時 30 分～試験開始前に 発令された場合		すべての試験を中止
試験開始後に発令された場合		その時限終了後、当日の残りの試験 をすべて別の日に実施

■その他の場合の休講等措置について

水害などの災害による避難勧告の発令、交通機関の運休・ストライキなどの影響で、講義又は試験を行うことが困難であると学長が判断した場合は休講（場合によっては休校）とし、本学公式ホームページ及びポータルサイト等でその都度指示します。

- ④ 学生への情報提供の一環として、講義の“休講・補講・講義室変更・授業情報”、“大学からのお知らせ・掲示”、“シラバス”、“授業時間割”をポータルサイト（パソコン及びスマートフォン）上で確認できるようになっています。

利用方法は、以下のとおりです（一部、パソコン限定の情報提供があります）。

1. 以下の愛知大学の公式ホームページからアクセスしてください。
(アクセス方法) <http://www.aichi-u.ac.jp/>
 2. トップページ画面下部の「LiveCampusU」をクリックしてください。
 3. パソコン用、スマートフォン用のいずれかを選択し、クリックしてください。
- [パソコン用]
- 「学生・教員・職員 (PC) >> こちら <<」をクリック
 - ユーザ ID、パスワードを入力してログイン → ポータル画面が表示
 - “休講・補講・講義室変更”、“学内連絡／授業連絡”等を閲覧
- [スマートフォン用]
- 「学生・教員 (スマートフォン) >> こちら <<」をクリック
 - ユーザ ID、パスワードを入力してログイン → ポータル画面が表示
 - “休講・補講・講義室変更”、“学内連絡／授業連絡”等を閲覧

(3) 授業欠席届

- ① 授業を欠席する場合、証明書（診断書等）を添付して、科目の担当者に直接「授業欠席届（押印必要）」を提出してください（用紙は大学院事務課車道事務室前ロビー備付）。
- ② 本学ではいわゆる公欠制度を設けていません。授業を欠席した場合の取り扱いは、54ページを参照してください。また、科目の担当者の指示に従ってください。

(4) 学校感染症に罹患した場合の取り扱い

- ① 学校保健安全法に定められた感染症（はしか、インフルエンザ、水ぼうそう等）に罹患した場合、以下のホームページに示される手順に従い、医療機関受診・診断書発行の上、「授業欠席届」の手続きを行ってください。

■保健室ホームページ：<http://taweb.aichi-u.ac.jp/hoken/>

（「学校感染症にかかった場合」を参照）

(5) オフィス・アワーについて

- ① 教員は、本学に籍がある専任教員と、本学に籍が無く授業時のみ出講し講義を行う非常勤教員、教育補助講師（チュータ）がいます。教員と連絡を取りたい場合、大学院事務課車道事務室では伝言等を受け付けていません。次の通り直接連絡を取ってください。

■専任教員

車道校舎6階に研究室があり、学生との相談時間（オフィス・アワー）が設けられています。その時間であれば相談や面談をすることができます。また授業内で連絡先を公開している場合は直接連絡することもできます。オフィス・アワーについては5階法科大学院図書館内の掲示で公開しています。

■非常勤教員、教育補助講師（チュータ）

学内に研究室がありませんので、必要に応じて授業の前後でアポイントメントをとるようにしてください。また授業内で連絡先を公開している場合は直接連絡することもできます。

3. 履修の手続き

- ① 1年間に履修登録できる授業科目の単位数の上限は、在学年次により異なります。詳細については、専門職大学院（法科大学院）授業科目履修規程第6条（64ページ掲載）にて確認してください。
- ② 当年度履修する授業科目については、必ず所定の期限までに登録の手続きを行わなければなりません（登録のない授業科目については、受講及び試験を受けることはできません）。
- ③ 所定の期限を過ぎても登録を完了していない者については、修学の意志がないものとみなします。
- ④ 登録の手続きは、Webによる履修登録になります。
- ⑤ 4月初めに1年間の履修科目を登録し、4月と9月に履修訂正の期間と履修指導の期間を設けます。
- ⑥ 登録した科目と受講している科目が不一致の場合、及びその他登録に不備がある場合には、当該授業科目の登録は無効となります。
- ⑦ 履修登録は、必ず学生本人が行ってください。
- ⑧ 履修登録の結果、履修者数が3名未満であった場合は、教授会の議により、当該授業科目の開講を取り止める場合があります。
- ⑨ 臨床実務はⅠ→Ⅱの順序で履修します。Ⅰの単位を修得できない場合はⅡを履修することはできません。

4. 履修及び履修登録の制限について

専門職大学院授業科目履修規程第7条第3項に基づき、以下の制限を定める。ただし、個別的事情により、本制限を適用することが適切ではない場合、教授会の議により、制限を変更又は解除することができる。

- (1) 外国法制、公共関係法特論、民事関係法特論、国際関係法特論は、授業ごとにテーマを付して開講し、既に単位を修得した授業と同一テーマの授業を、重ねて履修することはできない。
→ これらの授業科目は、「外国法制Ⅰ（アメリカ法）」「外国法制Ⅱ（アメリカ法）」「外国法制Ⅲ（アメリカ法）」のように、授業ごとに括弧内のようなテーマを付して開講されます。Ⅰ～Ⅲは同一内容で、原則として同一曜日同一時限に開講されます。「外国法制Ⅰ（アメリカ法）」の単位を修得した者は、同一内容である「外国法制Ⅱ（アメリカ法）」「外国法制Ⅲ（アメリカ法）」を重ねて履修することはできません。また、「外国法制Ⅰ（アメリカ法）」を履修した者は、「外国法制Ⅰ」という授業科目を履修済みなので「外国法制Ⅰ（イギリス法）」を履修することはできません（専門職大学院（法科大学院）授業科目履修規程第7条第1項所定）。ただし、「外国法制Ⅱ（イギリス法）」「外国法制Ⅲ（イギリス法）」は別の授業科目で、別のテーマ（別内容）なので、履修することができます。
- (2) 法務基礎演習は、法学未修者の1年次に限り、履修することができる。

V 試験・成績評価

1. 専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、愛知大学専門職大学院学則第32条第3項に基づき、大学院法務研究科法務専攻(法科大学院)(以下「法科大学院」という。)の試験及び成績評価に関し必要な事項について定める。

(単位の認定)

第2条 授業科目を履修し、試験等の結果による成績評価が合格と判定された場合、その科目所定の単位が認定される。

(成績の評価方法)

第3条 成績の評価は、次のいずれかによる。ただし、科目の性質や到達目標に照らし、次の評価方法が相当ではないと考える特別な理由がある場合には、授業への貢献度等(課題の提出・小テスト・レポート等を含む。)又は期末レポートでの評価によることができる。

- (1) 総合評価一定期試験(追試験及び修了再試験を含む。この条において以下同じ。)に授業への貢献度等を加え総合的に評価
- (2) 試験評価一定期試験で評価

第2章 試験

(試験の種類)

第4条 試験は定期試験及び追試験とし、その他必要に応じて臨時試験を行う。

- 2 前項の試験に加えて、法科大学院にあつては、修了再試験を行う。

(試験の実施方法)

第5条 試験は、筆記試験により行う。

- 2 試験の実施方法、期日等は、あらかじめ掲示又は印刷物で発表する。

(受験資格)

第6条 次の各号の一に該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 受験しようとする科目について履修登録の手続きを完了していない者
 - (2) 追試験において受験許可を得ていない者
 - (3) 法科大学院の修了再試験においては、修了再試験における所定の手続きを行っていない者
 - (4) 単位修得資格としての授業出席要件を欠く者
 - (5) 学生証を携帯しない者
 - (6) 休学中又は停学中の者
 - (7) 所定の学費を定められた期日までに納入しない者
- 2 受験資格をもたない者の受けた試験は、これを無効とする。

(受験心得)

第7条 受験に際しては、別に定める「学生受験心得」を遵守しなければならない。

(レポート提出要領)

第8条 レポートの作成、提出にあたっては、別に定める「レポート提出要領」に従わなければならない。

(不正行為)

第9条 定期試験において不正行為をした者は、学則第65条により処分を受ける。

(試験時間)

第10条 定期試験、追試験及び修了再試験の試験時間は、法科大学院にあつては原則として2単位相当120分とし、会計大学院にあつては原則として2単位相当90分とする。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、試験時間を変更して行うことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、身体障害等の学生の個別の事情により、試験時間を延長することができる。

第3章 定期試験

(定期試験)

第11条 春学期及び秋学期の期末に定期試験を行う。

2 定期試験が行われる授業科目については、受験しなければ成績評価を受けることができない。

(定期試験の時期)

第12条 定期試験は、次の時期に実施する。

(1) 春学期又は秋学期科目は、各期末

(2) 通年科目は、秋学期末

(3) 集中講義科目は、授業の最終時限から相当な期間が経過した時期

(定期試験の受験資格の発表)

第13条 定期試験の受験資格を発表する授業科目については、定期試験時間割発表時に受験資格の有無を掲示する。

第4章 追試験

(追試験)

第14条 次の事由により定期試験を受験できなかった者に対して追試験を行う。

事由	証明書
病気又はけが	医師の診断書
公共交通機関の途絶又は延着	最寄駅の証明書
3親等内親族の忌引	会葬状
災害等	被災証明書
その他大学が認める事由	事由書

- 2 追試験を認める日数、時限は当該事由に基づく必要最少限度とする。ただし、3親等内の親族の忌引にあっては2日以内とし、他に交通等に要する日程を考慮する。
- 3 前2項に関する取扱いについては、別に定める。

(追試験の受験手続)

第15条 追試験を受験しようとする場合は、次の期限までに、「追試験受験願」に前条に規定する証明書を添付して、大学院事務課に提出しなければならない。

- (1) 春学期又は秋学期試験期間に実施の授業科目の場合は、試験期間終了日の2日後まで（休日を除く）
- (2) 試験期間外に実施するもの及び集中講義で行う授業科目の場合は、試験日の2日後まで（休日を除く）

(追試験の受験許可)

第16条 追試験の受験許可は、専門職大学院各研究科教授会が行う。

- 2 受験許可後において受験資格要件を欠くものと認められた場合には、受験許可を取消し、又は受験答案を無効とすることがある。

(追試験の時期)

第18条 追試験は、定期試験終了後の一定期間に行うものとし、時期の発表は定期試験時間割の発表時に行う。

- 2 追試験を受験しなかった者に対して、更に追試験は実施しない。

第5章 進級制度

(進級の要件)

第19条 法科大学院にあっては、各年次の必修科目（選択必修科目を除く）のうち、未修得の単位数が4単位を超える場合は、進級することができない。

(修得単位の不認定)

第20条 前条の進級要件を充足しなかった場合は、すでに履修し、合格と判定された授業科目であっても法律基本科目については単位を認定しない。ただし、S、A、G及びNの成績評価を得た授業科目については、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、春学期又は秋学期に半年休学したことにより進級要件を充足しなかった場合は、合格と判定された全ての授業科目の単位を認定する。

(在籍資格の喪失)

第21条 同一年次において、進級要件を2回充足できなかった者は、本法科大学院の在籍資格を喪失するものとする。

- 2 休学によって進級要件を充足できなくなったとき（休学以前に進級要件を充足できないことが確定しているときを除く）は、当該年度については前項の回数に算入しない。

第6章 修了再試験制度

(修了再試験)

第22条 修了再試験は、修了年次に在学する者で、修了判定において修了再試と判定された者について行う。

(修了再試験資格)

第23条 修了再試験は、次条に規定する科目の定期試験ないし追試験を受験し、単位を修得できなかった者が、当該試験を受験した年度に3年次必修科目である「法務総合演習」の単位を修得したときに、受験することができる。ただし、次の各号の一に該当する者は、修了再試験を受験することができない。

- (1) 第6条に該当する者
- (2) 第9条に定める不正行為を行った者
- (3) 修了要件を満たさないことが明らかな者

(修了再試験対象科目)

第24条 修了再試験は、3年次春学期必修科目「公法総合演習」「民事法総合演習」「刑事法総合演習」の3科目を対象に実施する。

(修了再試験の時期)

第25条 修了再試験は、修了判定発表後の一定期間に行うものとする。

- 2 修了再試験の追試験は、これを実施しない。

(修了再試験の受験手続)

第26条 修了再試験を受験しようとする場合は、大学院事務課において所定の手続きを行わなければならない。

- 2 修了再試験を受験する者は、別に定める再試験料を納入しなければならない。

第7章 成績評価

(成績評価の基準)

第27条 成績評価の基準、評語は次のとおりとする。

判定	評語	内容 (評価の目安)
合格	S	当該科目の到達目標を達成し、特に優れた学修成果を示している (100点～90点)
	A	当該科目の到達目標を達成し、優れた学修成果を示している (89点～80点)
	B	当該科目の到達目標を達成し、良好な学修成果を示している (79点～70点)
	C	当該科目の到達目標を達成し、標準的な学修成果を示している (69点～60点)
不合格	F	当該科目の到達目標を達成していない (出席不足、59点～0点)
未受験	*	当該科目について試験を受験していない

- 2 合格又は不合格で判定する科目については、合格をGと表示する。
- 3 認定した単位については、成績評価を行わずNと表示する。
- 4 成績評価の基準については、「学生の成績評価に関するガイドライン」において別に定める。

(成績評価の表示及び発表)

第28条 成績評価は、前条に定める評語を使用して表示し、定められた期日に成績表でもって発表する。

2 前項の規定にかかわらず、成績評価は、専門職大学院各研究科教授会の議により、素点で発表することができる。

(成績評価に関する調査及び異議申立て)

第29条 履修登録手続をし、かつ受験した科目の成績評価が成績表に記載されていない場合は、調査を申し出ることができる。

2 成績評価について疑義がある場合は、異議申立てをすることができる。

3 成績評価に関する調査、異議申立ては、指定期間内に大学院事務課に願い出るものとする。

(成績証明書の評語)

第30条 成績証明書は、次の評語を使用して表示する。

評語	内容 (評価の目安)
S	当該科目の到達目標を達成し、特に優れた学修成果を示している (100点～90点)
A	当該科目の到達目標を達成し、優れた学修成果を示している (89点～80点)
B	当該科目の到達目標を達成し、良好な学修成果を示している (79点～70点)
C	当該科目の到達目標を達成し、標準的な学修成果を示している (69点～60点)
G	当該科目の到達目標を達成し、合格と判定された授業科目の単位
N	本学入学前に修得し認定された授業科目の単位又は留学先大学で修得し認定された授業科目の単位

(補則)

第31条 この規程の実施に必要な事項は、別に定めることができる。

(規程の改正)

第32条 この規程の改正については、法務研究科教授会、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (制定)

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則 (試験時間の変更及び再試験対象外科目の規定化に伴う改正)

この規程は、2005年1月1日から施行する。

附 則 (管理運営組織の見直しに伴う改正)

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則 (専門職大学院会計研究科の設置、規程名称の変更、合格又は不合格で判定する科目の評語の規定化に伴う改正)

1 この規程は、2006年4月1日から施行する。

2 前項の施行日より、本規程の名称を専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程に改称する。

附 則 (修了再試験及び成績評価に関する異議申立て制度の新設、履修登録手続きの変更、会計大学院試験時間の変更、追試験受験願提出期限の変更及び法科大学院の進級要件未充足

者の修得単位の取扱いの変更に伴う改正)

- 1 この規程は、2007年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2007年3月31日現在法科大学院の既修者コース2年次又は未修者コース3年次に在籍中の者については、修了再試験制度は適用しない。

附 則 (愛知大学専門職大学院学則の一部変更に伴う改正)

この規程は、2007年9月1日から施行する。

附 則 (法科大学院の進級再試験の廃止、進級要件の変更、修了再試験資格の変更、並びに成績評価の表示及び発表方法の変更に伴う改正)

- 1 この規程は、2008年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2007年度以前に法科大学院に入学した学生及び2008年度に法科大学院に既修者として入学する学生の進級の要件は、なお従前の例による。

附 則 (法科大学院の修了再試験資格の明確化及び進級要件の変更に伴う改正)

- 1 この規程は、2009年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、法科大学院修了再試験資格については、2008年度修了判定時から適用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、2008年度以前に法科大学院に入学した学生及び2009年度に法科大学院に既修者として入学する学生の進級の要件は、なお従前の例による。

附 則 (法科大学院の進級要件の変更、修得単位不認定の変更、修了再試験の廃止及び字句整理に伴う改正)

- 1 この規程は、2011年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2010年度以前に法科大学院に入学した学生及び2011年度に法科大学院に既修者として入学する学生の進級の要件、修得単位不認定、法科大学院の修了再試験は、なお従前の例による。

附 則 (法科大学院の進級要件の変更に伴う改正)

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2014年度以前に法科大学院に入学した学生及び2015年度に法科大学院に既修者として入学する学生の進級の要件は、なお従前の例による。

附 則 (法科大学院の成績の評価方法、試験の種類及び修得単位不認定の変更並びに修了再試験の新設に伴う改正)

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2014年度以前に法科大学院に入学した学生及び2015年度に法科大学院に既修者として入学する学生の進級の要件及び修得単位不認定は、なお従前の例による。

附 則 (専門職大学院会計研究科の廃止、法科大学院の在籍資格喪失の明確化及び規程の改廃手続の変更に伴う改正)

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則 (追試験の受験許可事由の変更に伴う改正)

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則 (事務組織の再編に伴う改正)

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則 (受験資格の変更及び修了再試験資格の明確化に伴う改正)

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則（成績評価の基準の明確化に伴う改正）

- 1 この規程は、2022年4月1日から施行する。
- 2 この規程の変更による改正後の成績評価の基準及び成績証明書の評語は、2022年4月1日以降に在籍する学生が同日以降に受ける成績評価に適用する。

附 則（成績の評価方法の明確化、受験資格の変更及び定期試験の時期の変更に伴う改正）

- 1 この規程は、2023年4月1日から施行する。
- 2 この規程の変更による改正後の成績評価の方法及び受験資格は、2023年4月1日以降に在籍する学生が同日以降に受ける成績評価及び定期試験に適用する。

附 則（追試験料の徴収廃止に伴う改正）

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則（修得単位不認定制度の明確化に伴う改正）

- 1 この規程は、2024年9月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この規程による改正後の修得単位の不認定の取扱いは、2024年4月1日以降に在籍する学生に適用する。

2. 単位取得資格としての授業出席要件

- (1) 授業への出席時限数が、当該授業科目の全授業時限数の5分の4に満たない場合は、当該授業科目の単位取得資格を失うものとする。また、単位取得資格を失った者は、同時に期末試験受験資格も失うものとする。

ただし、次の事由により授業に出席できない場合は、証明書等を添付のうえ、「講義欠席届」を担当教員に提出したときは、出席したもののみとする。この場合であっても、授業への出席時限数が当該授業科目の全授業時限数の3分の2に満たない場合は、単位取得資格を失うものとする。

事由	証明書
本人の病気又は怪我 本人が介護若しくは看護をすべき家族の病気 又は怪我	通院の事実を示すもの（診断書、領収書などで、通院した日付が記載されたもの）
公共交通機関の途絶又は延着	最寄駅の証明書
3親等内の親族の忌引	会葬状
災害等	被災証明書
開講後の履修訂正期間に履修科目の変更により新たな科目を履修した場合における、当該科目の既開講分の欠席	履修届修正願
その他大学が認める事由	事由書

	出席しなければいけない回数
2単位科目	12 (10)
4単位科目	24 (20)

()内は、正当な事由により授業に出席できなかった場合

- (2) 授業に出席していても、出席として扱うに足る授業態度で無いと判断された場合には、欠席として扱う場合がある。出席として扱うに足る授業態度であるか否かは、担当教員の判断による。

3. 学生の成績評価に関するガイドライン

(1) 趣旨

本ガイドラインは、専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程（以下「規程」という。）第31条の定めに基づき、成績評価の実施に必要な事項を定めるものである。

(2) 成績評価のありかたについての基本方針

学生の成績評価を行うにあたっては、試験の成績その他の資料から合理的に判断し、適正・公平に行うものとする。

(3) ガイドライン

① 成績の評価方法（規程第3条関係）

1) 教員は、授業を行う学期の開始にあたって、当該授業の成績の評価方法について、原則として下記のいずれかを定めるものとする。ただし、科目の性質や到達目標に照らし、次の評価方法が相当ではないと考える特別な理由がある場合には、授業への貢献度等（課題の提出・小テスト・レポート等を含む。）あるいは期末レポートでの評価によることができる。なお、いずれの評価についても、授業への出席あるいは欠席をもって加点評価あるいは減点評価してはならない。

⑦総合評価一定期試験（追試験及び再試験を含む。）に授業への貢献度等を加え総合的に判断

①試験評価一定期試験（追試験及び再試験を含む。）で評価

2) 教員は、シラバスにおいて授業の開始後速やかに、上記のいずれの評価によるものと定められたかについて、学生に告知するものとする。

② 総合評価について

総合評価を行うにあたっては、定期試験とその他の成績の得点の割合（例えば、定期試験5割、課題3割、発表2割）を定め、シラバスにおいて学生に告知するものとする。なお、その他の成績として授業への貢献度等をもって評価する場合には、評価の客観性を担保するため、授業の到達目標を踏まえて、どのような観点から評価を行うか（評価の指針）についても、シラバスにおいて学生に具体的かつ明確に告知すること。

③ 授業への貢献度等あるいは期末レポートでの評価について

特別な理由に基づき授業への貢献度等あるいは期末レポートでの評価を行うにあたっては、教員は、授業の到達目標を踏まえてどのような観点から評価を行うか（評価の指針）について、シラバスにおいて学生に具体的かつ明確に告知するものとする。

④ 成績評価の基準

1) 合格（SABC・G）、不合格（F）の判定は、以下の要領により絶対評価とする。

授業の履修登録をし、単位取得資格としての授業出席要件を満たしたうえで、(1) 総合評価による科目にあつては、期末試験を受験した者であつて、総合成績が当該科目の合格基準を満たした者、(2) 試験評価による科目にあつては、期末試験を受験した者であつて、試験成績が当該科目の合格基準を満たした者、(3) 授業への貢献度等あるいは期末レポートでの評価による科目にあつては、授業への貢献度等あるいは期末レポートでの成績が当該科目の合格基準を満たした者を合格者とする。なお、担当教員は、成績評価後速やかに具体的成績評価基準を学生に開示するものとする。

2) 合格者について、さらに、SABCの成績評価をする場合は、原則として相対評価とし、以下

の基準による。

イ S評価（特に優れた学修成果を示している）とは、当該科目において抜群の学修成果を示しているものをいう。その人数は、合格者の10%を超えてはならない。S評価は特に厳格にし、合格者の上位10%以内に入る者であっても、「抜群の学修成果を示している」といえない場合には、S評価は行わない。

ただし、合格者が9名以下の科目にあっては、当該科目において抜群の学修成果を示しているものがある場合には、上記の規定にかかわらず、1名に限ってS評価を行うことができる。最上位の成績をおさめた者であっても、「抜群の学修成果を示している」といえない場合には、S評価は行わない。

ロ A評価（優れた学修成果を示している）とは、当該科目において優秀な学習成果を示していると認められるものをいう。A評価以上の人数は、S評価の者を含めて合格者の30%を超えてはならない。

ただし、合格者が3名以下の科目にあっては、当該科目において優秀な学修成果を示していると認められるものがある場合には、上記の規定にかかわらず、1名に限ってA評価を行うことができる。なお、上記イ但書に基づき、S評価を行った場合、ロ但書に基づき、重ねてA評価を行うことはできない。

ハ B評価（良好な学修成果を示している）とは、当該科目において、上記イロには該当しないが、良好な学修成果を示していると認められるものをいう。B評価の人数は、概ね合格者の20%～50%程度とする。ただし、合格者の人数が5名に満たない場合には、この限りでない。

ニ C評価（標準的な学修成果を示している）とは、当該科目の到達目標を一応満たしてはいるが、望ましい水準に達するためにはなお努力を要するものをいう。C評価の人数は、概ね合格者の30%～60%程度とする。ただし、合格者の人数が5名に満たない場合には、この限りでない。

(4) その他

① C評価以下の者（「F」を含む）に対しては、試験以外に一定の指導を行うものとする。

② 試験の実施方法

規程第10条は第1項において「定期試験及び追試験の試験時間は、原則として2単位相当120分とする」と定め、第2項において「前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、試験時間を変更して行うことができる」と定めている。

したがって、試験時間は2単位あたり原則120分とする。

定期試験及び追試験の試験時間は、法科大学院にあっては原則として2単位相当120分とする。

③ 公法総合演習・民法総合演習・刑事法総合演習・法務総合演習の成績評価について。

これらの科目の成績評価の判定にあたっては、当該科目について「司法修習を経れば、法曹としての活動を始めることができる程度の知識、分析力、思考力等を備えているかどうか」（平成15年12月11日「新司法試験実施に係る研究調査報告書」第1参照）という観点も踏まえて可否を決するものとする。

4. 法科大学院における修了認定に対する異議申立てに関する規程

第1条 この規程は、愛知大学専門職大学院学則第34条第2項に基づき、大学院法務研究科法務専

攻（法科大学院）（以下「法科大学院」という。）における修了認定に対する異議申立てについて、必要な事項を定める。

第2条 法科大学院学生で、自己の修了認定について疑義のある者は、法務研究科教授会（以下「教授会」という。）に対して、書面をもって、異議を申し立てることができる。

第3条 教授会は、前条の異議申立てがあったときは、調査委員会を設けなければならない。

- 2 調査委員会は、教授会が任命する5名の委員により構成する。ただし、委員の過半数は、教授会構成員以外の者でなければならない。
- 3 調査委員会は、関係教員及び異議申立てをした者（以下「異議申立人」という。）に対する聞き取り等、必要な調査を行い、異議申立てに対する審査につき、勧告する。
- 4 教授会は、異議申立てに対する措置を決定するにあたっては、調査委員会の勧告を尊重しなければならない。

第4条 教授会は、審査の結果、異議申立てに理由があると認めるときは、修了認定にかかる判断を変更するとともに、その旨を、異議申立人に書面により通知する。

- 2 教授会は、審査の結果、異議申立てに理由がないと認めるときは、その旨を、異議申立人に書面により通知する。
- 3 前2項の通知には理由を付し、第3条第3項に基づく勧告の写しを添付しなければならない。

第5条 この規程の施行にあたって必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則（制定）

この規程は、2007年4月1日から施行する。

5. 法科大学院における成績評価に対する異議申立てに関する細則

第1条 この細則は、専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程第29条に基づき、大学院法務研究科法務専攻（法科大学院）（以下「法科大学院」という。）における成績評価に対する異議申立てについて、必要な事項を定める。

第2条 法科大学院の学生で、自己の成績評価について疑義のある者は、法務研究科長を通じて、当該授業の担当教員（複数の教員が担当する授業においては代表教員）に対して、書面をもって、異議を申し立てることができる。

- 2 前項の申立ては、成績発表の日から3日以内（成績発表の日を含む。）に大学院事務課に、書面を提出してしなければならない。

第3条 法務研究科長は、前条第1項の申立てがあったときは、直ちに担当教員にこれを通知するものとする。

- 2 担当教員は、前項の通知があった場合で、異議申立てをした者（以下「異議申立人」という。）の求めがあるときは、速やかに異議申立人に成績評価の理由を説明するとともに、異議申立人の主張を聴取しなければならない。
- 3 担当教員が成績を修正する必要があると認めたときは、理由を付した書面により、法務研究科長

にその旨を報告するとともに、成績を修正するものとする。

- 4 担当教員が成績を修正する必要がないと認めたときは、理由を付した書面により、法務研究科長にその旨を報告する。
- 5 担当教員は、第1項の通知があった日から5日以内（通知があった日を含む。）に、第3項又は第4項の報告をしなければならない。
- 6 法務研究科長は第3項又は第4項の報告があったときは、直ちに異議申立人にその内容を通知するものとする。

第4条 異議申立人は、前条第6項の通知に不服のあるとき、又は異議申立てをした日から7日以内（異議申立てをした日を含む。）に前条第6項の通知がなかったときは、法務研究科教授会（以下「教授会」という。）に対し、審査請求をすることができる。

- 2 前項の申立ては、審査請求ができることになった日から3日以内（請求ができることになった日を含む）に、大学院事務課に、書面を提出しなければならない。
- 3 教授会は、第1項の審査請求があったときは、調査委員会を設けなければならない。
- 4 調査委員会は、教授会が任命する3名の委員により構成する。
- 5 調査委員会は、担当教員及び審査請求をした者（以下「審査請求人」という。）等に対する聞き取り等、必要な調査を行い、審査請求の可否につき審査を行う。

第5条 調査委員会は、審査の結果、審査請求に理由があると認めるときは、理由を付して、担当教員に必要な措置を講ずるよう勧告するとともに、当該勧告の内容を審査請求人及び教授会に通知する。

- 2 担当教員は、前項の勧告があったときは、適切な措置を講ずるとともに、当該措置につき、理由を付して、審査請求人及び教授会に通知しなければならない。

第6条 調査委員会は、審査の結果、審査請求に理由がないと認めるときは、理由を付して、その旨を担当教員及び審査請求人並びに教授会に通知する。

第7条 本細則は、自己の成績評価について疑義のある者が、授業担当教員に対して直接、成績評価につき、質問照会等を行うことを妨げるものではない。

第8条 この細則の施行にあたって必要な事項は、教授会が別に定める。

第9条 この細則の改廃は、教授会、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則（制定）

この細則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（成績評価に対する異議申立ての手続き方法変更に伴う改正）

この細則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程の一部改正に伴う改正）

この細則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程の一部改正に伴う改正）

この細則は、2011年4月1日から施行する。

附 則（事務組織の再編、字句の整理及び細則の改廃手続の明確化に伴う改正）

この細則は、2017年4月1日から施行する。

6. 単位修得の判定について

単位修得の判定は、「専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程」の成績評価の基準によって、C以上の評価があれば、その科目の所定の単位が認められます。ただし、以下の科目については、合格または不合格をもって評価します。

	科目名
合格（G）、不合格（F） で評価する科目	法務基礎演習、法曹倫理、法情報調査、 民事訴訟実務基礎Ⅱ、 刑事訴訟実務基礎Ⅱ、ローヤリング、 臨床実務Ⅰ・Ⅱ

7. 学生受験心得

（入室）

- ① 受験者は定刻10分前までに指定の試験教室に入り、監督者の指示に従うこと。
なお、座席が指定される場合があるので、試験教室で座席を確認する時間的余裕をもって入室するよう特に注意すること。
- ② 携帯電話等は電源を切り、カバンの中にする。試験時間中に室内及び室外と連絡を取った者は、不正行為とみなされる。（時計として使用することも認めない）

（第2時限以降の入室）

- ③ 第2時限以降は、前の試験が終了しても、答案回収が終わるまでは入室してはならない。答案回収終了前に入室した場合には、不正行為に準じて取り扱われることがある。

（遅刻・途中退室）

- ④ 試験開始後、20分以上遅刻した場合には入室することができない。また、途中退室する場合には、開始後30分経過した後でなければ許可されない。

（学生証の携帯）

- ⑤ 受験（単位レポート提出含む）時には学生証を必ず携帯しなければならない。不携帯の者は受験が認められないので、大学院事務課車道事務室窓口にて臨時学生証明書（試験用。当該試験日1日有効。）の発給を受けてから入室すること。また、臨時学生証明書は、当該試験日の受験終了後、必ず大学院事務課車道事務室に返却しなければならない。

（学生証の提示）

- ⑥ 受験中は、学生証を提示しなければならない。学生証は、氏名・写真を表にし、机上の監督者の見易い位置において確認を受けなければならない。

（座席）

- ⑦ 受験に際しては、必ず「座席番号」の付してある座席で受験すること。答案に座席番号の記入

のない答案は不正受験とみなされ無効になることがある。

なお、座席が指定されている場合には、必ず指定に従わなければならない。座席を指定する場合には、試験教室に「座席番号表」を掲示する。

(学籍番号・氏名の記入)

- ⑧ 答案には最初に学籍番号・氏名及び座席番号などを必ずペン又はボールペンで正確に記入すること。学籍番号・氏名の記入のない答案は無効となる。

(答案用紙裏面の使用)

- ⑨ 答案用紙の裏面を使用する場合には、表面の解答の続きが裏面の上部になるように記入すること。
なお、表面末尾に「裏面に続く」と注記すること。

(持込参照物件)

- ⑩ 持込許可の参照物件については、別に定める「持込参照物件について」を厳守すること。

(下敷の使用)

- ⑪ 下敷の使用は禁止する。やむを得ない場合に限り、監督者に申し出て点検許可を受けていれば使用が認められる。

(携帯品)

- ⑫ 机上には、ペン又はボールペン以外のものは置かないこと。その外の筆入れ・書籍・ノート類は、カバン・手提げ袋に入れるなどして机の下、足元（監督者から指示のあった場合はその位置）に置くこと。

(答案の作成)

- ⑬ 答案は、ペン又はボールペンで作成すること。

(答案の提出)

- ⑭ 退室の際は、特に指示のない限り教卓の上に、必ず答案を提出すること。提出しないで退室した場合には不正行為とみなされる。

(不正行為)

- ⑮ 試験教室では監督者の指示に従い、厳正な態度で受験しなければならない。学生の本分にもとる行為のあった場合には、学則によって厳しい処分を受ける。

なお、不正と思われる行為が発見されたときは、監督者の指示に従うこと。

(その他)

- ⑯ その他一切の疑問に関しては、監督者の指示に従うこと。

〈持込参照物件について〉

- ① 教科書・テキスト・プリント

講義の際、具体的に指示されたものに限る（書き込みについては受講の際、最小限注記した程度のもの以外は参照を認めない）。

② 参考書

書籍類全部を指すがノート及びノートの複写物は参考書に含めない（書き込みについては教科書に準ずる）。

③ ノート

自筆のノートであり、かつ学籍番号・氏名の記載のあるものに限る。複写物はノートとはみなさない。散逸しないように固定した自筆のルーズリーフは自筆ノートと同様に取り扱う。

④ 法令集（六法）

法令集は、試験実施上の一層の公正を期するため、特に担当者の指示のない限り、学説・判例等の解説を記載しないもの及び条文の文言が書き直しのないものに限定することとする。また、書き込みのある六法を持ち込むことはできない。持込可能な法令集には、次のようなものがある。

有斐閣 「ポケット六法」「六法全書」

三省堂 「デイリー六法」

第一法規 「司法試験用六法」

なお、持込禁止の法令集としては次のようなものがある。

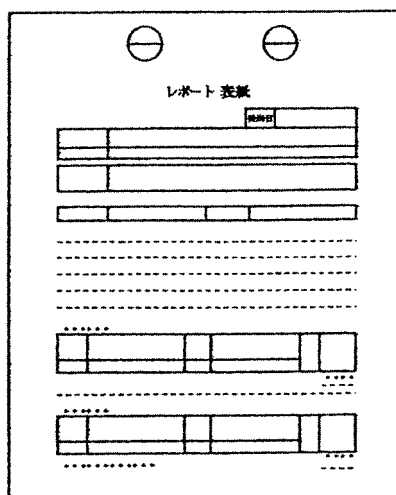
「コンサイス六法」「模範六法」「判例六法」「口語六法」「公務員試験六法」

8. レポート提出要領

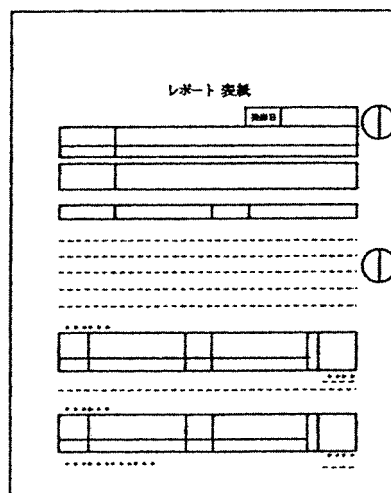
- ① レポートには、必ず本学指定の様式によるレポート表紙（生協で販売している。指定事項を明記）を付ける。あわせて出席票を提出する時は、裏面に貼付する。
- ② レポートの用紙は、原則として A4版の大きさを使用する。ただし、指定された場合を除く。
- ③ レポートは黒又は青のペン又はボールペンを使用するほか、パソコン等による機械打ちとする。
- ④ レポートは必ず紐又はホチキスでとじる。とじ方は横書きレポート用紙は上端を、縦書きレポート用紙は横をとじる。
- ⑤ 大学院事務課車道事務室に提出するレポートは、必ずレポート提出控を受領して、採点を確認するまで保管しておくこと。
- ⑥ 提出先・提出期限を厳守すること。期限を過ぎたものは一切受理しない。

【レポートのとり方】

横書きの場合（上端をとじます）



縦書きの場合（右端をとじます）



9. 論文・レポート作成の注意事項

本学において「研究者」とは、本学の教員のみならず、本学で研究活動に従事する学部・大学院学生及び研究員等を総称します。皆さんが在学中に行う論文やレポート作成時、または指導教員の研究活動に協力する時などにも、以下に記すような研究倫理を遵守することが求められます。

○研究活動上の不正行為について

研究活動上の不正行為とは、発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造と改ざん、及び盗用を指します。

- ・捏造…存在しないデータ、研究成果等を作成すること
- ・改ざん…研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- ・盗用…他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること

このほかにも、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿や論文著作者が適正に公表されていない不適切なオーサーシップなどが研究活動上の不正行為として認識されるようになってきています。

○研究活動における基本的倫理について

研究活動上、一般的に留意すべき倫理事項には主に次のようなものがあります。

- ・インフォームド・コンセント

研究者が個人の資料、情報、データ等の提供をうけて研究を行う場合には、提供者に対してその目的、収集方法、発表方法等について分かり易く説明し、提供者（組織・団体等も含む）の明確な同意を得なくてはなりません。

- ・個人情報の保護

研究の必要上、個人情報を使用又は保管する場合には、それが遺漏することのないよう厳格に管理し、研究結果の公表に際しては、個人名が特定されることのないよう最大限配慮しなくてはなりません。

- ・著作権・知的所有権の尊重

他者の意見や研究成果について、きちんとした引用をせずに、さも自分のもののように述べることは盗用にあたります。レポート作成であっても無断で文章や図表などをコピー&ペーストすることは許されません。

上記は一例ですが、このような研究倫理上の問題が生じた場合、論文の公開や取り消しなどの措置が行われることもあります。学生が学習の過程で行う様々な研究活動において、こうした諸原則をきちんと意識して、できる限りの注意を払い、必要に応じて事前に教員に相談したり、許可を得るようにしてください。

10. 不正行為

試験中に不正行為のあった場合は、学則第65条によって嚴重な処分を受けることになります。処分については、訓戒・停学または退学のほか、**当該試験期間中の全授業科目を無効とする**、ことなどの処分が下される場合があります。そのため、処分を受けると修業予定年限で修了することは困難となります。このような愚をさけるためにも、試験には厳正な態度で臨んでください。

VI 教育課程

1. 修了に必要な単位

- ① 修了に必要な単位は以下のとおりです。詳しくは、「専門職大学院（法科大学院）授業科目履修規程」を参照してください。

	2014年度未修入学生 2015年度既修入学生	2015年度未修入学生 2016年度以降入学生 2017年度既修入学生	2017年度未修入学生 2018年度以降入学生
法律基本科目	必修 64単位 選択必修 4単位	必修 72単位	必修 72単位
実務基礎科目	必修 8単位 選択必修 4単位	必修 8単位 選択必修 4単位	必修 8単位 選択必修 2単位
基礎法学・隣接科目	選択必修 4単位	選択必修 4単位	選択必修 4単位
展開・先端科目	選択必修 12単位	選択必修 12単位	選択必修 12単位
法律基本科目、実務基礎科目、 基礎法学・隣接科目及び展 開・先端科目の中から	12単位以上	10単位以上	10単位以上
合計	108単位以上	110単位以上	108単位以上

- ② 修了判定について疑義がある場合は、異議申立てをすることができます。詳しくは、「法科大学院における修了認定に対する異議申立てに関する規程」を参照してください。

2. 進級制度

- ① 各年次の必修科目（選択必修科目を除く）のうち、未修得の単位数が4単位を超える場合は、進級することができません。
- ② 進級要件を充足しなかった場合は、すでに履修し「合格」と判定された科目であっても、認定単位が取り消される科目があります。
- ③ 進級要件を、休学期間を除いて引き続き2年間にわたって充足できなかった場合は、除籍されます。

〈2015年度未修入学生・2016年度以降入学生〉

進級要件を充足しなかった場合は、すでに履修し「合格」と判定された授業科目であっても、「S」、「A」、「G」及び「N」の成績評価を得た授業科目を除き、法律基本科目については認定単位が取り消されます。ただし、春学期または秋学期半年休学により進級要件を充足しなかった場合は、「合格」と判定された全科目の単位を認定します。

3. 専門職大学院（法科大学院）授業科目履修規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、愛知大学専門職大学院学則第20条第2項に基づき、大学院法務研究科法務専攻（法科大学院）（以下「法科大学院」という。）学生の授業科目の履修に関し、必要な事項を定める。

第2章 法科大学院の授業科目及び履修要件

(授業科目及び単位)

第2条 法科大学院の授業科目は、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目に分ける。

第3条 修了に必要な単位は、次の各号に掲げる単位を含め108単位以上とする。

- (1) 法律基本科目 72単位以上
- (2) 実務基礎科目 10単位以上
- (3) 基礎法学・隣接科目 4単位以上
- (4) 展開・先端科目 12単位以上

ただし、その内4単位は、租税法Ⅰ及びⅡ、環境法Ⅰ及びⅡ、倒産法Ⅰ及びⅡ、経済法Ⅰ及びⅡ、知的財産法Ⅰ及びⅡ、労働法Ⅰ及びⅡ、国際関係法（公法系）Ⅰ及びⅡ、国際関係法（私法系）Ⅰ及びⅡのいずれかを修得しなければならない。

- (5) 法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の中から10単位以上

第4条 第2条に規定する授業科目の名称、必修・選択の別、単位数、配当年次及び履修要件は、別表に定めるところによる。

第3章 履修登録及び履修順序

(履修登録の手続)

第5条 学生は、毎学期の初めに、履修しようとする授業科目を選択し、指定期間内に履修登録の手続をとらなければならない。

- 2 学生は、前項に規定する履修登録手続をした後、直ちにその登録内容を確認し、履修登録手続を完了させなければならない。
- 3 履修登録の手続が完了しない者には、講義の履修及び試験の受験の資格を与えない。
- 4 他の大学院において授業科目の履修を希望する者は、第1項に規定する履修登録の手続期間内に、大学院事務課にその旨を届け出なければならない。

(履修登録単位数の上限)

第6条 1年間に履修登録できる授業科目の単位数の上限は、次の各号に定めるとおりとする（他の大学院において履修を希望する単位数を含む）。

- (1) 法学未修者の1年次は、44単位
 - (2) 法学未修者の2年次は、36単位
 - (3) 法学既修者の1年次は、36単位
 - (4) 法学未修者及び法学既修者の最終年次は、44単位
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、2年次に進級した法学未修者が、1年次に配当されている法律基本科目の必修科目について単位を取得できなかった科目があるときは、当該科目を履修する場合に限り、2年次に履修登録することのできる授業科目の単位数の上限は、38単位とする。
 - 3 第1項第3号の規定にかかわらず、法学既修者は、法情報調査を履修する場合に限り、1年次に履修登録することのできる授業科目の単位数の上限は、38単位とする。

(履修及び履修登録の制限)

第7条 既に単位を修得した授業科目は、履修することができない。

- 2 同一学期の同一曜日、時限に開講されている授業科目を重複して履修登録することはできない。重複して履修登録を行った場合は、いずれの授業科目の登録も無効とする。
- 3 前2項の他、履修及び履修登録の制限については、別に定めるところによる。

(履修登録変更の禁止)

第8条 履修登録完了後は、特別の理由のない限り履修登録の変更を認めない。

(履修順序)

第9条 授業科目の履修は、第4条別表の配当年次及び配当セメスターにしたがって履修しなければならない。授業科目の開講は、授業時間割表その他に示すものとする。

- 2 1年次及び2年次においては、各年次配当の授業科目を履修する。
- 3 2年次以降においては、未修得の低年次配当の授業科目があれば、修了要件との係わりを考慮し、それらの授業科目を優先して履修する。

第4章 雑則

(補則)

第10条 この規程の実施に必要な事項は、別に定めることができる。

(規程の改正)

第11条 この規程の改正は、法務研究科教授会、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (制定)

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則 (管理運営組織の見直しに伴う改正)

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則 (愛知大学専門職大学院(法科大学院)学則の名称変更及び法科大学院教授会の名称変更に伴う改正)

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則 (修了の要件、履修登録の手続及び授業科目の変更に伴う改正)

- 1 この規程は、2007年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2007年3月31日現在法科大学院の既修者コース2年次又は未修者コース3年次に在籍中の者の修了の要件及び授業科目については、なお従前の例による。
- 3 第2項の規定にかかわらず、第5条に定める履修登録の手続については、全ての学生に適用する。

附 則 (修了の要件、授業科目の変更及び配当セメスターの変更に伴う改正)

- 1 この規程は、2009年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2008年度以前に法科大学院に入学した学生及び2009年度に法科大学院に既修者として入学する学生の修了の要件、授業科目及び配当セメスターは、なお従前の例による。

- 3 第2項の規定にかかわらず、第4条別表法科大学院授業科目のうち、「捜査・公判法務」、「被害者と法」、「企業法務Ⅰ」及び「企業法務Ⅱ」は2005年度に法科大学院に未修者として入学した学生及び2006年度以降に法科大学院に入学した学生から適用する。

附 則（修了の要件、履修登録単位数の上限、授業科目の変更及び配当セメスターの変更に伴う改正）

- 1 この規程は、2011年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2010年度以前に法科大学院に入学した学生及び2011年度に法科大学院に既修者として入学する学生の修了の要件、履修登録単位数の上限、授業科目、配当セメスターは、なお従前の例による。

附 則（修了の要件及び授業科目の変更に伴う改正）

- 1 この規程は、2014年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2013年度以前に法科大学院に入学した学生及び2014年度に法科大学院に既修者として入学する学生の修了の要件並びに授業科目は、なお従前の例による。
- 3 第2項の規定にかかわらず、第4条別表法科大学院授業科目のうち、「法務基礎演習」は2014年度に既修者として入学する学生に適用する。

附 則（修了の要件及び授業科目の変更に伴う改正）

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2014年度以前に法科大学院に入学した学生及び2015年度に法科大学院に既修者として入学する学生の修了の要件、授業科目は、なお従前の例による。

附 則（履修登録単位数の上限の変更に伴う改正）

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2014年度以前に入学した法学未修者については、2015年度に限り、なお従前の例による。

附 則（修了の要件の変更に伴う改正）

- 1 この規程は、2017年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2016年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（他の大学院において履修する単位数の規定化に伴う改正）

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則（科目区分の変更、授業科目の追加及び単位数の変更、修了の要件の変更、規程の改廃手続の明確化並びに字句の整理に伴う改正）

- 1 この規程は、2021年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2020年度以前に入学した学生は、なお従前の例による。

附 則（履修登録単位数の上限の変更に伴う改正）

- 1 この規程は、2023年4月1日から施行する。
- 2 この規程の変更に伴う履修単位数の上限は、2022年度の既修者コース入学者から適用する。

附 則（授業科目の変更及び履修登録の制限の変更に伴う改正）

- 1 この規程は、2024年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2023年度以前に入学した学生及び2024年度に既修者として入学する学生の修了の要件及び授業科目は、なお従前の例による。

附 則（科目の配当年次の変更及び字句修正に伴う改正）

- 1 この規程は、2025年4月1日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、2024年度以前に入学した学生及び2025年度に既修者として入学する学生の科目の配当年次は、なお従前の例による。

第4条別表（2024年度未修者コース入学生、2025年度以降入学生適用）

区分	科目名	単位	配当年次			備考		
			1年次	2年次	3年次			
法律基本科目	公法系	基礎科目	憲法Ⅰ	2	○		必修	
			憲法Ⅱ	2	○			
			憲法Ⅲ	2	○			選択
		応用科目	行政法Ⅰ	2		○		必修
			行政法Ⅱ	2		○		
			憲法演習	2		○		
	行政法演習	2		○				
	公法総合演習	2			○			
	民事系	基礎科目	民法Ⅰ	2	○		必修	
			民法Ⅱ	2	○			
			民法Ⅲ	2	○			
			民法Ⅳ	2	○			
			民法Ⅴ	2	○			
			民法Ⅵ	2	○			
			民法Ⅶ	2	○			
民法Ⅷ			2	○				
商法Ⅰ			2	○				
商法Ⅱ			2	○				
商法Ⅲ			1		○			
民事訴訟法Ⅰ			2	○				
民事訴訟法Ⅱ		2	○					
民事訴訟法Ⅲ		1		○				
応用科目		民法演習Ⅰ	2		○			
		民法演習Ⅱ	2		○			
		民法演習Ⅲ	2		○			
		商法演習	2		○			
	民事訴訟法演習	2		○				
	民事法総合演習	2			○			
刑事系	基礎科目	刑法Ⅰ	2	○		必修		
		刑法Ⅱ	2	○				
		刑法Ⅲ	2	○				
		刑事訴訟法Ⅰ	2		○			
	刑事訴訟法Ⅱ	2		○				
	応用科目	刑法演習	2		○			
		刑事訴訟法演習	2		○			
刑事法総合演習		2			○			
総合	法務総合演習	4			○	必修		
	法務基礎演習	2	○			選択		

区分	科目名	単位	配当年次			備考
			1年次	2年次	3年次	
実務基礎科目	法曹倫理	2			○	必修
	法情報調査	2	○			
	民事訴訟実務基礎Ⅰ	2		○		
	刑事訴訟実務基礎Ⅰ	2		○		
	民事訴訟実務基礎Ⅱ	2			○	選択
	刑事訴訟実務基礎Ⅱ	2			○	
	ローヤリング	2		○		選択必修 2単位
	臨床実務Ⅰ	2	○			
	臨床実務Ⅱ	2		○		
法文書作成	2		○			
基礎法学・隣接科目	司法制度論	2	○			選択必修4単位
	法哲学	2	○			
	法制史	2	○			
	比較法	2	○			
	政治学	2	○			
	法情報学	2	○			
	法律英語Ⅰ	2	○			
	法律英語Ⅱ	2	○			
	法律中国語Ⅰ	2	○			
	法律中国語Ⅱ	2	○			
	地域社会と法	2	○			
	外国法制Ⅰ	2	○			
	外国法制Ⅱ	2	○			
	外国法制Ⅲ	2	○			
展開・先端科目	公共関係科目	行政の諸領域と法	2		○	※
		地方自治法	2		○	
		租税法Ⅰ	2		○	
		租税法Ⅱ	2		○	
		環境法Ⅰ	2		○	※
		環境法Ⅱ	2		○	
		少年法	2		○	選択必修12単位
		特別刑法	2		○	
		被害者と法	2		○	
		情報法	2		○	
		公共関係法特論Ⅰ	2		○	
		公共関係法特論Ⅱ	2		○	
		公共関係法特論Ⅲ	2		○	
		民事関係科目	倒産法Ⅰ	2		○
	倒産法Ⅱ		2		○	
	執行保全法		2		○	
	消費者救済法		2		○	
	企業会計法		2		○	
	債権回収法		2		○	

区分	科目名	単位	配当年次			備考	
			1年次	2年次	3年次		
展開・先端科目	民事関係科目	企業法務	2		○	} ※	
		経済法Ⅰ	2		○		
		経済法Ⅱ	2		○		
		知的財産法Ⅰ	2		○		
		知的財産法Ⅱ	2		○		
		労働法Ⅰ	2		○		} ※
		労働法Ⅱ	2		○		
		国内取引契約	2		○		
		民事関係法特論Ⅰ	2		○		
		民事関係法特論Ⅱ	2		○		} ※
	民事関係法特論Ⅲ	2		○			
	国際関係科目	国際関係法(公法系)Ⅰ	2		○		
		国際関係法(公法系)Ⅱ	2		○		
		国際関係法(私法系)Ⅰ	2		○		
		国際関係法(私法系)Ⅱ	2		○		
		国際取引契約	2		○		
		現代中国法	2	○			
		外国人と法	2		○		
		国際関係法特論Ⅰ	2		○		
		国際関係法特論Ⅱ	2		○		
国際関係法特論Ⅲ	2		○				
その他科目	研究論文指導	2			○	※第3条第1項第4号の定めるところにより、租税法、環境法、倒産法、経済法、知的財産法、労働法、国際関係法(公法系)、国際関係法(私法系)のうちいずれか一つはⅠ(2単位)及びⅡ(2単位)の合計4単位を修得しなければならない。	

修了要件

必修科目

法律基本科目 公法系14単位、民事系38単位、刑事系16単位、総合4単位

実務基礎科目 8単位

選択必修科目

実務基礎科目 2単位

基礎法学・隣接科目 4単位

展開・先端科目 12単位

ただし、その内4単位は、租税法Ⅰ及びⅡ、環境法Ⅰ及びⅡ、倒産法Ⅰ及びⅡ、経済法Ⅰ及びⅡ、知的財産法Ⅰ及びⅡ、労働法Ⅰ及びⅡ、国際関係法(公法系)Ⅰ及びⅡ、国際関係法(私法系)Ⅰ及びⅡのいずれかを修得しなければならない。

選択科目

法律基本科目 実務基礎科目、基礎法学、隣接科目及び展開・先端科目の中から10単位以上
合計108単位以上

第4条別表（2021年度未修者コース入学生、2020年度以降入学生適用）

区分	科目名	単位	配当年次			備考		
			1年次	2年次	3年次			
法律基本科目	公法系	基礎科目	憲法Ⅰ	2	○		必修	
			憲法Ⅱ	2	○			
			憲法Ⅲ	2	○			選択
		応用科目	行政法Ⅰ	2		○		必修
			行政法Ⅱ	2		○		
			憲法演習	2		○		
	行政法演習	2		○				
	公法総合演習	2			○			
	民事系	基礎科目	民法Ⅰ	2	○		必修	
			民法Ⅱ	2	○			
			民法Ⅲ	2	○			
			民法Ⅳ	2	○			
			民法Ⅴ	2	○			
			民法Ⅵ	2	○			
			民法Ⅶ	2	○			
民法Ⅷ			2	○				
商法Ⅰ			2	○				
商法Ⅱ			2	○				
商法Ⅲ			1		○			
民事訴訟法Ⅰ			2	○				
民事訴訟法Ⅱ		2	○					
民事訴訟法Ⅲ		1		○				
応用科目		民法演習Ⅰ	2		○			
		民法演習Ⅱ	2		○			
		民法演習Ⅲ	2		○			
		商法演習	2		○			
	民事訴訟法演習	2		○				
	民事法総合演習	2			○			
刑事系	基礎科目	刑法Ⅰ	2	○		必修		
		刑法Ⅱ	2	○				
		刑法Ⅲ	2	○				
		刑事訴訟法Ⅰ	2		○			
	刑事訴訟法Ⅱ	2		○				
	応用科目	刑法演習	2		○			
		刑事訴訟法演習	2		○			
刑事法総合演習		2			○			
総合	法務総合演習	4			○	必修		
	法務基礎演習	2	○			選択		

実務基礎科目	法曹倫理	2			○	必修
	法情報調査	2	○			
	民事訴訟実務基礎Ⅰ	2		○		
	刑事訴訟実務基礎Ⅰ	2		○		
	民事訴訟実務基礎Ⅱ	2			○	選択
	刑事訴訟実務基礎Ⅱ	2			○	
	ローヤリング	2		○		2単位 選択必修
	臨床実務Ⅰ	2	○			
	臨床実務Ⅱ	2		○		
	法文書作成	2		○		
基礎法学・隣接科目	法学の基礎Ⅰ	2	○			選択必修 4単位
	法学の基礎Ⅱ	2	○			
	司法制度論	2	○			
	法哲学	2	○			
	法制史	2	○			
	比較法	2	○			
	政治学	2	○			
	法情報学	2	○			
	法律英語Ⅰ	2	○			
	法律英語Ⅱ	2	○			
	法律中国語Ⅰ	2	○			
	法律中国語Ⅱ	2	○			
	地域社会と法	2	○			
	英米法	2	○			
展開・先端科目	公共関係科目	憲法訴訟論	2		○	※ ※ 選択必修 12単位
		行政の諸領域と法	2		○	
		地方自治法	2		○	
		租税法Ⅰ	2		○	
		租税法Ⅱ	2		○	
		環境法Ⅰ	2		○	
		環境法Ⅱ	2		○	
		少年法	2		○	
		特別刑法	2		○	
		被害者と法	2		○	
		現代刑事制度論	2		○	
		情報法	2		○	
	民事関係科目	倒産法Ⅰ	2		○	※
		倒産法Ⅱ	2		○	
		執行保全法	2		○	
		消費者救済法	2		○	
		保険法	2		○	
		有価証券法	2		○	
金融法	2		○			

区分	科目名	単位	配当年次			備考
			1年次	2年次	3年次	
展開・先端科目	民事関係科目	企業会計法	2		○	}
		債権回収法	2		○	
		企業法務Ⅰ	2		○	
		企業法務Ⅱ	2		○	
		経済法Ⅰ	2		○	
		経済法Ⅱ	2		○	
		知的財産法Ⅰ	2		○	
		知的財産法Ⅱ	2		○	
		労働法Ⅰ	2		○	
		労働法Ⅱ	2		○	
	国内取引契約	2		○	}	
	国際関係法(公法系)Ⅰ	2		○		
	国際関係科目	国際関係法(公法系)Ⅱ	2		○	}
		国際関係法(私法系)Ⅰ	2		○	
		国際関係法(私法系)Ⅱ	2		○	
		国際取引契約	2		○	}
		EU法	2	○		
		現代中国法	2	○		
		アジア会社法	2		○	
外国人と法		2		○		
その他科目	研究論文指導	2		○		

※第3条第1項第4号の定めるところにより、租税法、環境法、倒産法、経済法、知的財産法、労働法、国際関係法(公法系)、国際関係法(私法系)のうちいずれか一つはⅠ(2単位)及びⅡ(2単位)の合計4単位を修得しなければならない。

修了要件

必修科目

法律基本科目 公法系14単位、民事系38単位、刑事系16単位、総合4単位

実務基礎科目 8単位

選択必修科目

実務基礎科目 2単位

基礎法学・隣接科目 4単位

展開・先端科目 12単位

ただし、その内4単位は、租税法Ⅰ及びⅡ、環境法Ⅰ及びⅡ、倒産法Ⅰ及びⅡ、経済法Ⅰ及びⅡ、知的財産法Ⅰ及びⅡ、労働法Ⅰ及びⅡ、国際関係法(公法系)Ⅰ及びⅡ、国際関係法(私法系)Ⅰ及びⅡのいずれかを修得しなければならない。

選択科目

法律基本科目 実務基礎科目、基礎法学、隣接科目及び展開・先端科目の中から10単位以上

4. ハワイ大学法科大学院スタディ・ツアー

ハワイ大学法科大学院（WSRSLと略す）のスタディ・ツアーは、3月初旬から2週間のプログラムであり、学位取得を目的とするものではなく、体験入学的な海外研修のプログラムです。

- (1) WSRSLの教授陣による講義（必要に応じて引率日本人教員の通訳と解説あり）
- (2) 施設見学（裁判所、刑務所、法律事務所、州庁舎等）と法律家（判事、弁護士等）の講演
- (3) 現地院生との交流と意見交換

上記の活動は全て英語により実施されますので、英語の理解能力が一定程度必要になります。

参加希望者は別途案内する要項に基づき申し込んでください。人数が定員を超える場合には選考を行います。



5. 法科大学院の海外協定校（2025年4月現在）

- ウィリアム S. リチャードソン・スクール・オブ・ロー ハワイ大学マノア校（スタディ・ツアー派遣先）

英文名称：WSRSL (William S. Richardson School of Law, University of Hawaii at Manoa)

住 所：2515 Dole Street Honolulu, HI, 96822-2350, USA

ハワイ大学法科大学院 ウィリアム S. リチャードソン・スクール・オブ・ロー ハワイ大学マノア校（以下WSRSL）は、ハワイ州立の専門職大学院で、1969年に開校されました。当時のハワイ州最高裁判所長官のウィリアム S. リチャードソンが州内にもロー・スクール開設を望む声に応え、ハワイ州唯一のロー・スクールとして開設しました。

2014年には、愛知大学法学部と WSRSL との間で、2015年には愛知大学法科大学院とも学術協定が結ばれました。法科大学院からは、毎年実施される上記のスタディ・ツアーに参加することができます。



- ミッチェル・ハムリン・カレッジ・オブ・ロー

英文名称：MHCL (Mitchell Hamline College of Law)、2015年9月より William Mitchell College of Law から名称変更。

住 所：875 Summit Ave. St. Paul. MN 55105-3076, USA

ミッチェル・ハムリン・カレッジ・オブ・ロー（以下MHCL）は、1900年に創設された伝統あるロー・スクールです。アメリカ合衆国中西部でカナダと国境を接するミネソタ州の州都セントポール市（ミネアポリス市に次ぐ州第2の都市で人口29万人）内に位置しています。

卒業生の中には、アメリカ連邦最高裁判所長官を務めたウォーレン E バーガー判事、女性初のミネソタ州最高裁



判事ロザリー E バール判事などがおり、優秀な法曹を輩出しています。同窓生は約11,000にもおよびます。

2005年～2010年の間、MHCLのKenneth L. Port教授が、愛知大学法科大学院にて、英米法IIの集中講義を担当されたのが交流の始まりです。

○ウィスコンシン大学マディソン校 ロー・スクール

英文名称：UW Law School (The University of Wisconsin – Madison Law School)

住 所：975 Bascom Mall Madison, WI 53706-1399, USA

ウィスコンシン大学マディソン校 ロー・スクール（以下UW Law School）は、1849年に創設されたウィスコンシン州立の大学です。アメリカ中西部ウィスコンシン州の州都マディソン市（人口24万人）にあります。1868年に開校し、現在800名ほどの学生が学ぶ全米でも30位内にランクされる優秀なロー・スクールです。

1999年に愛知大学法学部および法学研究科とUW Law Schoolの間で、学術交流協定書を締結して以降、教員および学生の交流が行われてきました（2003年に法学部との協定は解除、法学研究科との協定は今も継続）。



6. 愛知大学法科大学院の海外協力校

○ドイツ・フランクフルト大学（法と金融研究所）

英文名称：Institute for Law and Finance, Goethe University Frankfurt am Main

住 所：Grüneburgweg 1, 60323 Frankfurt am Main, Germany

大学本体は、1914年に創立され、1932年にフランクフルト市出身の文豪かつ政治家・法律家でもあったヨハン・ヴォルフガング・フォン・ゲーテにちなみ、ゲーテ大学フランクフルト・アム・マインと改称されました。

ノーベル賞受賞者を過去25名輩出するなどドイツ屈指の研究機関です。

法と金融研究所は、同大学の付設研究所として2002年に設置されました。

金融と法を有機的に融合させたユニークな国際金融法の修士課程は、LLM Guide (Master of Laws Programs Worldwide) の銀行・金融・証券法分野で常に世界のトップ10に位置づけられています。

愛知大学法科大学院とは協定を締結していませんが、年に1回、現地と繋いでLLM説明会をオンライン開催するなど、相互の協力関係を深めています。



Ⅶ 学籍

1. 修業年限（在学期間）

修業年限について、法学未修者（3年制コース）は3年、法学既修者（2年制コース）は2年です。ただし、法学未修者については6年、法学既修者については5年を超えて在学することはできません。

2. 休学・復学

- ① 病気その他やむを得ない事由によって引き続き2カ月以上修学できないときは、休学することができます。
- ② 休学の期間は半年または1年を単位とします。

1年休学	4月1日～3月31日
半年休学	〈春学期〉4月1日～9月15日
	〈秋学期〉9月16日～3月31日
- ③ 休学期間は、在学期間には算入されません。
- ④ 休学期間は、通算して2年を超えることはできません。
- ⑤ 休学中も学生証（ICカード）・図書室・キャレル・貸与パソコンの使用は可能です。
- ⑥ 休学が許可されると、休学期間中は以下の在籍料を納入することになります。

在籍料	1年休学	100,000円
	半年休学	50,000円
- ⑦ 休学を希望するときは、保証人連署のうえ「休学願」を提出し許可を得なければなりません。病気の場合は診断書を添付してください。
- ⑧ 「休学願」の提出期限は、1年休学及び春学期休学の場合は春学期の、秋学期休学の場合は秋学期の授業開始後1か月以内とします。
- ⑨ 休学期間が終了し復学しようとする時は、休学期間が終了する前に復学願を提出しなければなりません（病気休学の場合は診断書も必要）。

3. 退学

- ① 病気その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、「退学願」を提出しなければなりません。
- ② 「退学願」は、保証人連署のうえ、必ず学生証を添付してください。

4. 除籍

- ① 学費を指定の期日までに納入しない者は学則第50条第1号により除籍されます。

○除籍日	第1期分	4月1日
	第2期分	9月16日
- ② 法学未修者は6年、法学既修者は5年在学し、なお所定の単位を修得しない者は学則第50条第2号により最終年次の3月31日付にて除籍されます。
- ③ 2年続けて進級要件を充たすことができない者は、学則第50条第3号により除籍されます。
- ④ 休学期間の限度を超え、なお就学できない者は、学則第50条第4号により除籍されます。

- ⑤ 修学不能と認められ、所定の退学の手続をとらない者は、学則第50条第5号により除籍されます。
- ⑥ 死亡又は長期間にわたって行方不明（修学の意味が確認できない）の者は、学則第50条第6号により除籍されます。

5. 復籍

- ① 学費未納により除籍された者が引き続き学業を継続したい場合は、「復籍願」を提出しなければなりません。
- ② 復籍希望者は、除籍日より3カ月以内に「復籍願」を提出してください。
- ③ 復籍するには、未納学費の他に復籍料（12,000円）が必要になります。

6. 再入学

- ① 退学した者及び学費未納により除籍された者が再度入学を希望する場合には再入学の手続きをしなければなりません。
- ② 再入学希望者は、退学後2年以内の新年度前（2月～3月）に「再入学願」を提出してください。
- ③ 再入学するには学費等納入規程に定められた学費の他に再入学料（12,000円）が必要になります。

【付録】学則・諸規程等

1. 愛知大学専門職大学院学則	79
2. 愛知大学学位規程（抄）	96
3. 愛知大学学費等納入規程（抄）	100
4. 専門職大学院貸与奨学金規程	107
5. 教育ローン援助奨学金規程	109
6. 専門職大学院給付奨学金規程	112
7. 法科大学院地域貢献奨学生規程	115
8. 学生災害傷害医療費等給付規程	118
9. 愛知大学ハラスメント防止人権委員会規程	121
10. 専門職大学院研究生規程	126
11. 専門職大学院科目等履修生規程	128
12. 車道校舎案内図	130

1. 愛知大学専門職大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 この学則は、愛知大学学則第6条第2項の規定にもとづき、愛知大学大学院（以下「本大学院」という。）に設置する専門職大学院について、必要な事項を定める。

第2条 本大学院の専門職大学院は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

2 前項の専門職大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

法務研究科法務専攻

3 前項の法務研究科法務専攻は、法曹に必要な知識及び能力を養成するための教育を行うことを目的とする。

(自己評価等)

第3条 法務研究科は、その教育研究水準の向上を図り、法務研究科の目的及び社会的使命を達成するため、法務研究科における教育研究活動等の状況について、自己点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 自己点検及び評価の実施に関する事項は、別に定める。

(第三者評価)

第4条 法務研究科は、教育研究活動その他法務研究科の運営に関して、法曹の分野に係る高度の専門性を要する職業等に従事し、法務研究科に関し広く、かつ、高い識見を有する愛知大学（以下「本大学」という。）以外の組織等に所属する者による評価を行うものとする。

(修業年限)

第5条 法務研究科の標準修業年限は、3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認められる場合は、学生の履修上のコースに応じ、標準修業年限を超えることができる。

(在学年限)

第6条 法務研究科における最長在学年限は、6年とする。

(学生定員)

第7条 法務研究科の学生定員は、次のとおりとする。

入学定員20人、収容定員60人

第2章 運営組織及び教職員

第8条 (削除)

(法務研究科長)

第9条 法務研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 研究科長は、次条に定める法務研究科の教授会において選出する。
- 4 研究科長が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 研究科長を補佐するために、副研究科長を置くことができる。

(法務研究科教授会)

第10条 法務研究科に法務研究科教授会を置く。

(法務研究科教授会の組織)

第11条 法務研究科教授会は、法務研究科の授業科目を担当する専任教員をもって組織する。

(法務研究科教授会の審議事項)

第12条 法務研究科教授会は、研究科に属する教育研究に関する次の事項を審議し、学長が決定を行うに際して意見を述べるものとする。

- (1) 教育課程の編成並びに授業の計画及び実施に関する事項
 - (2) 教育研究及び指導に関する事項
 - (3) 教員の教育研究業績の審査に関する事項
 - (4) 研究科長の選出に関する事項
 - (5) 教育研究の質保証に係る自己点検・評価に関する事項
 - (6) FD活動に関する事項
 - (7) 学生の入学、休学、退学、除籍、再入学、留学及び課程修了等に関する事項
 - (8) 試験に関する事項
 - (9) 学位の授与に関する事項
 - (10) 学生の奨学及び賞罰に関する事項
- 2 学長は、前項の決定をするにあたり、法務研究科教授会の意見を十分に参酌しなければならない。
 - 3 法務研究科教授会は、第1項に定める事項のほか、学長及び法務研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項を審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(法務研究科教授会の招集)

第13条 法務研究科教授会は、研究科長が招集し、議長となる。ただし、研究科長に事故がある場合には、その代行者を定める。

- 2 法務研究科教授会は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(法務研究科教授会の定足数)

第14条 法務研究科教授会は、構成員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。ただし、第12条第3号及び第9号の場合は、構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

(法務研究科教授会の議決)

第15条 第12条に定める事項の議決は、出席者の過半数で決する。ただし、同条第3号及び第9号に定める事項の議決は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(法務研究科教授会の議事録)

第16条 法務研究科教授会は、会議の議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録の作成は、法務研究科教授会の構成員以外の者に委嘱することができる。
- 3 議長は、議事録を認証しなければならない。

(委員会)

第17条 法務研究科教授会は、必要に応じて委員会を設けることができる。

(教員)

第18条 法務研究科に専任の教授、准教授、助教を置く。

- 2 前項に定める教員について、任期の定めのある教員を置くことができる。
- 3 法務研究科に兼任の教員(講師)を置くことができる。
- 4 前3項に定める教員の任用等に関しては、別に定める。

(職員)

第19条 法務研究科の事務運営のため一定数の職員を置く。

第3章 教育課程

(授業科目)

第20条 授業科目の名称、単位数及び履修方法は、別表に掲げるとおりとする。ただし、年度により法務研究科教授会の議を経て、授業科目の一部を開講しないこと及び本条別表以外の授業科目を特別に開講することがある。

- 2 授業科目の履修に関する規定は、別に定める。

(授業科目の単位数)

第21条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(授業の方法)

第22条 授業は、実践的な教育を行うことを目的とし、事例研究、現地調査、双方向、多方向的に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。
- 4 第1項の授業を外国において履修させることができる。第2項の規定により、多様なメディアを

高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

- 5 第2項の規定により、多様なメディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。
- 6 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

(教育方法の特例)

第23条 法務研究科は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間や休業期間中などにおいて授業を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第24条 法務研究科は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(履修の手続)

第25条 学生は、履修しようとする授業科目を選択し、履修登録の手続をとらなければならない。

- 2 履修登録の手続は、每学期初めの指定する時期に行うものとする。

(履修登録単位数の上限)

第26条 法務研究科における1年間に履修登録できる授業科目の単位数の上限は、次の各号に定めるとおりとする(第28条第1項の規定により他の大学院において履修を希望する単位数を含む)。

- (1) 法学未修者の1年次は、44単位
 - (2) 法学未修者の2年次は、36単位
 - (3) 法学既修者の1年次は、36単位
 - (4) 法学未修者及び法学既修者の最終年次は、44単位
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、2年次に進級した法学未修者が、1年次に配当されている法律基本科目の必修科目について単位を修得できなかった科目があるときは、当該科目を履修する場合に限り、2年次に履修登録することのできる授業科目の単位数の上限は、38単位とする。
 - 3 第1項第3号の規定にかかわらず、法学既修者は、法情報調査を履修する場合に限り、1年次に履修登録することのできる授業科目の単位数の上限は、38単位とする。

(単位の授与)

第27条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他の大学院等における修得単位の取扱い)

第28条 教育上有益と認めるときは、法務研究科の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修した場合に準用する。
- 3 前2項の規定により修得した単位は、法務研究科教授会の議に基づき36単位を限度として、法務研究科において修得したものととして取扱う。ただし、第20条別表の法律基本科目及び実務基礎

科目としては認定しない。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第29条 教育上有益と認めるときは、学生が法務研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、法務研究科に入学した後の法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位は、前条の規定により、法務研究科において修得したものととして取扱う単位数と合わせて、36単位を限度とする。
- 3 前2項の規定により修得した単位は、第20条別表の法律基本科目及び実務基礎科目としては認定しない。
- 4 法科大学院の法学既修者の入学前修得単位の認定については、第36条第1項によって修得したものとみなすことのできる36単位のうち、第20条別表において包括認定対象科目として注記した法律基本科目17科目に係る34単位を超える単位について、法律基本科目及び実務基礎科目としては認定しない。

第4章 試験、進級及び課程の修了

(試験)

第30条 春学期末又は秋学期末において、所定の授業科目について、試験を行う。ただし、平常の成績をもって試験に代えることを認められた授業科目については、この限りでない。

- 2 前項の定期試験のほかに、必要があるときは臨時に試験を行うことがある。

(受験の条件)

第31条 試験は、履修した授業科目でなければ、受けることができない。

- 2 学費を納入しない者は、試験を受けることができない。
- 3 休学又は停学の期間中は、試験を受けることができない。

(成績の表示)

第32条 試験の成績は、S、A、B、C、G及びFで示し、S、A、B、C及びGを合格とし、Fを不合格とする。

- 2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。
- 3 試験及び成績評価に関する規定は、別に定める。

(進級の要件)

第33条 法科大学院にあつては、進級要件を設ける。

- 2 進級に関する規定は、別に定める。

(修了の要件)

第34条 法務研究科の修了の要件は、3年以上在学し、かつ、108単位以上を修得することとする。

- 2 修了に関する規定は、別に定める。

(在学期間の短縮)

第35条 前条の規定にかかわらず、入学前の既修得単位について認定された者については、当該単位の数に相当する1年を超えない範囲の期間在学期間を短縮することができる。

(法学既修者)

第36条 法科大学院の法学既修者については、第20条別表において包括認定対象科目として注記した法律基本科目17科目に係る34単位を含む36単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなし、当該単位の数に相当する1年を超えない期間在学期間を短縮することができる。

- 2 前項及び第4項の規定にかかわらず、認定連携法曹基礎課程修了者が5年一貫教育型選抜により入学する場合においては、第20条別表において包括認定対象科目として注記した法律基本科目17科目に係る34単位に限って単位を修得したものとみなし、当該単位の数に相当する1年を超えない期間在学期間を短縮することができる。
- 3 法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、入学前の既修得単位について認定された者について短縮する期間と合わせて、1年を超えないものとする。
- 4 法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、入学前の既修得単位及び他の大学院の授業科目について法科大学院において履修し、単位を修得したものとみなす単位数と合わせて、36単位を限度とする。

第5章 学位の授与

(学位)

第37条 法務研究科を修了した者に授与する学位は、次のとおりとする。

法務博士（専門職）

- 2 法務研究科において学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、本大学名を附記するものとする。

(学位規程)

第38条 学位及びその授与に関しては、本章のほか、愛知大学学位規程の定めるところによる。

第6章 入学、転入学、留学、休学、退学及び除籍

(入学の時期)

第39条 入学の時期は、毎学年の初めとする。

(入学資格)

第40条 法務研究科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の16年の学校教育における課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付け

られた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む）であって、法務研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めるもの
- (10) 法務研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

（入学試験）

第41条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 入学試験の方法、時期等については、法務研究科の定めるところによる。

第42条 入学志願者は、所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

（入学の手続）

第43条 入学を許可された者は、誓約書、保証書、その他法務研究科の必要とする書類を指定の期日までに提出しなければならない。

（転入学）

第44条 本法科大学院に転入学を志願する者があるときは、試験を行い、教授会の議を経て転入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学することのできる者は、法科大学院に1年以上在学し、本学が定める所定の単位を修得した者とする。

3 第1項の規定により入学を許可された者の既修得単位については、第29条の定めるところによる。

（保証人）

第45条 保証人は父若しくは母又はその他の成年者で独立して生計を営む者でなければならない。

2 保証人は、学生の在学中本人に関する一切の事項について保証しなければならない。

(留学)

第46条 法務研究科が協定又は認定する外国の大学院又はそれに準ずる高等教育・研究機関等（以下「外国の大学院等」という。）に留学を志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 許可を得て留学した者が、外国の大学院等で履修した授業科目について修得した単位は、30単位を超えない範囲で、法務研究科において修得したものとして取扱うことができる。
- 3 留学の手続きその他実施に関する規定は、別に定める。

(休学)

第47条 病気その他やむを得ない事由によって引続き2ヵ月以上修学できない者は、保証人連署のうえ休学願を提出し、許可を得て休学することができる。

- 2 休学期間は半年間又は1年間とし、休学開始の時期は学年の初め又は秋学期の初めとする。
- 3 休学中の学費等は、学費等納入規程の定めるところによる。

第48条 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

- 2 休学期間は、在学期間に算入しない。
- 3 休学期間中にその事由が消滅した場合には、許可を得て復学することができる。

(退学)

第49条 病気その他やむを得ない事由によって退学しようとする者は、保証人が連署した退学願を学生証とともに提出しなければならない。

(除籍)

第50条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- (1) 授業料その他所定の学費を指定期日までに納入しない者
- (2) 第6条に定める在学年限を超える者
- (3) 法科大学院にあっては、第33条に定める進級の要件を引き続き2年間充たさない者
- (4) 第48条に定める休学期間の限度を超え、なお就学できない者
- (5) 本法科大学院において修学不能と認められ、前条に定める退学の手続を取らない者
- (6) 死亡又は長期間にわたって行方不明の者

(復籍)

第51条 前条第1号により除籍された者が復籍を願い出た場合には、法務研究科教授会の議を経て許可することができる。

(再入学)

第52条 第49条により退学した者及び第50条により除籍された者が、退学又は除籍の日から2年以内に再入学を願い出た場合には、法務研究科教授会の議を経て許可することができる。ただし、再入学の時期は、学年の初めとする。

第7章 学年、学期及び休業日

(学年)

第53条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第54条 学年は、春学期と秋学期に分け、次のとおりとする。

春学期 4月1日より9月15日まで

秋学期 9月16日より翌年3月31日まで

- 2 学長は、必要がある場合、前項に定める春学期の終期及び秋学期の始期を変更することができる。

(休業日)

第55条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 創立記念日 11月15日

(4) 夏季休業日 8月1日から8月31日まで

(5) 冬季休業日 12月25日から翌年1月5日まで

(6) 春季休業日 3月21日から3月31日まで

- 2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第8章 学費等

(学費等)

第56条 法務研究科の入学検定料、入学金及び授業料その他の学費は、学費等納入規程に定めるとおりとする。

- 2 前項の学費及びその他の学費等は、学費等納入規程の定めるところにより所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 学費等は、一たん納入した後は返還しない。

第9章 他の大学院との交流

(他の大学の大学院又は学部との交流)

第57条 教育・研究上有益と認めるときは、法務研究科が協定又は認定する他の大学（以下「協定校」という。）の大学院又は学部との間で学生を交流させ、単位の互換を行うことができる。

- 2 協定校の認定その他交流に関する重要事項については、法務研究科教授会の議を経なければならない。
- 3 協定校との交流に関する規定は、別に定める。

第10章 科目等履修生及び研究生

(科目等履修生)

第58条 法務研究科の学生以外の者で一又は複数の授業科目について履修を希望する者があるとき

は、法務研究科の教育研究に支障のない限り、選考のうえ科目等履修生として履修を許可する。

2 科目等履修生に関する規定は、別に定める。

(特別科目等履修生)

第59条 前条の規定にかかわらず、第57条第1項の定めに基づき協定校から委託があったときは、協定校の学生について選考のうえ、正規の学生の教育・研究を妨げない範囲で、その学生を特別科目等履修生として、法務研究科の特定の授業科目について履修を認めることができる。

2 特別科目等履修生に関する規定は、別に定める。

(研究生)

第60条 法務研究科において、研究を志願する者があるときは、法務研究科の教育研究に支障のない限り、選考のうえ研究生として履修を許可することができる。

2 研究生に関する規定は、別に定める。

第11章 奨学

(奨学制度)

第61条 法務研究科に奨学制度を設ける。

2 奨学制度に関する規定は、別に定める。

第12章 研究施設

(研究施設)

第62条 学生は、本大学の図書館を利用することができる。

2 法務研究科に共同研究室その他の研究施設を設ける。

3 法務研究科の特別聴講学生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生は、本大学及び法務研究科の研究施設を利用することができる。

第13章 厚生保健施設

(厚生保健施設)

第63条 学生は、本大学の厚生保健施設を利用することができる。

第14章 賞罰

(表彰)

第64条 学生として、表彰に値する行為があったときは、表彰することがある。

(懲戒)

第65条 法務研究科の学則又は規則に違反し、その他学生の本分に反すると認められた者は、法務研究科教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 懲戒は、訓戒、謹慎、停学又は退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみ行う。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込がないと認められる者

(3) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反したと認められる者

第15章 学則の変更

(学則の変更)

第66条 この学則の変更は、法務研究科教授会、常任理事会、学内理事会、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める学則の変更は、理事会の承認を得なければならない。

(1) 研究科・専攻等の変更に係る事項

(2) 学生定員の変更に係る事項

附 則 (制定)

(施行期日)

1 この学則は、2004年(平成16年)4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第9条第3項の規定にかかわらず、この学則施行時の法務研究科長については適用しない。

3 第9条第2項の規定にかかわらず、この学則施行時の法務研究科長の任期は、3年とする。

4 第8条第3項の規定にかかわらず、専門職大学院長には、当分の間、法務研究科長を充てる。

附 則 (法科大学院教授会の議決要件の変更に伴う改正)

この学則は、2005年(平成17年)6月1日から施行する。

附 則 (学校教育法施行規則の一部改正に伴う改正)

この学則は、2005年(平成17年)9月9日から施行する。

附 則 (専門職大学院会計研究科設置、成績の表示の追加及び研究生の制度化に伴う改正)

1 この学則は、2006年(平成18年)4月1日から施行する。

2 前項の施行日より、本学則の名称を愛知大学専門職大学院学則に改称する。

附 則 (学校教育法の一部改正、専門職大学院長職の廃止並びに履修の手続、法科大学院の修了の要件及び授業科目の変更に伴う改正)

1 この学則は、2007年(平成19年)4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、2007年(平成19年)3月31日現在法科大学院の既修者コース2年次又は未修者コース3年次に在籍中の者の修了の要件及び授業科目については、なお従前の例による。

3 第2項の規定にかかわらず、第25条に定める履修登録の手続については、全ての学生に適用する。

附 則 (転入学制度の導入に伴う改正)

この学則は、2007年(平成19年)9月1日から施行する。

附 則 (法科大学院の進級要件の変更に伴う改正)

1 この学則は、2008年(平成20年)4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、2007年(平成19年)度以前に法科大学院に入学した学生及び2008年(平成20年)度に法科大学院に既修者として入学する学生の進級の要件は、なお従前の例による。

附 則 (法科大学院の修了の要件及び授業科目の変更並びに会計大学院の授業科目の変更に伴う改正)

1 この学則は、2009年(平成21年)4月1日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、2008年（平成20年）度以前に法科大学院に入学した学生及び2009年（平成21年）度に法科大学院に既修者として入学する学生の修了の要件及び授業科目は、なお従前の例による。
- 3 第2項の規定にかかわらず、第20条別表法科大学院授業科目のうち、「捜査・公判法務」、「被害者と法」、「企業法務Ⅰ」及び「企業法務Ⅱ」は2005年（平成17年）度に法科大学院に未修者として入学した学生及び2006年（平成18年）度以降に法科大学院に入学した学生から適用する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、2008年（平成20年）度以前に会計大学院に入学した学生の授業科目は、なお従前の例による。

附 則（法科大学院の入学検定料の改定並びに学則の変更手続の明確化に伴う改正）

この学則は、2009年（平成21年）7月2日から施行する。

附 則（法科大学院の学生定員の変更に伴う改正）

この学則は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

附 則（法科大学院の学生定員の変更、各研究科の学費改定、専門職大学院設置基準の改正による他の大学院等における修得単位の取扱いの変更、並びに法科大学院の履修登録単位数の上限、入学前の既修得単位の取扱い、進級の要件、修了の要件、法学既修者に認定する単位の取扱い及び授業科目の変更に伴う改正）

- 1 この学則は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2010年（平成22年）度以前に法科大学院に入学した学生及び2011年（平成23年）度に法科大学院に既修者として入学する学生の進級の要件、修了の要件、授業科目は、なお従前の例による。

附 則（会計大学院の授業科目の変更に伴う改正）

- 1 この学則は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2011年（平成23年）度以前に会計大学院に入学した学生の授業科目は、なお従前の例による。

附 則（会計大学院の授業科目区分の変更に伴う改正）

- 1 この学則は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2012年（平成24年）度以前会計大学院入学生は、なお従前の例による。

附 則（専門職大学院会計研究科の学生募集停止に伴う改正）

- 1 この学則は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、会計研究科会計専攻は、2013年（平成25年）度以前の入学生が在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、2013年（平成25年）度以前入学生は、なお従前の例による。

附 則（学期の始期及び終期に関する規定の追加に伴う改正）

この学則は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。

附 則（法科大学院の修了の要件及び授業科目の変更に伴う改正）

- 1 この学則は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2013年（平成25年）度以前に法科大学院に入学した学生及び2014年（平成26年）度に法科大学院に既修者として入学する学生の修了の要件並びに授業科目は、なお従前の例による。
- 3 第2項の規定にかかわらず、第20条別表法科大学院授業科目のうち、「法務基礎演習」は2014年

(平成26年) 度に既修者として入学する学生に適用する。

附 則 (法科大学院の学生定員の変更に伴う改正)

この学則は、2015年(平成27年) 4月1日から施行する。

附 則 (法科大学院の修了の要件及び授業科目の変更に伴う改正)

- 1 この学則は、2015年(平成27年) 4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2014年(平成26年) 度以前に法科大学院に入学した学生及び2015年(平成27年) 度に法科大学院に既修者として入学する学生の修了の要件、授業科目は、なお従前の例による。

附 則 (学校教育法の一部改正に伴う改正)

この学則は、2015年(平成27年) 4月1日から施行する。

附 則 (履修登録単位数の上限の変更に伴う改正)

- 1 この学則は、2015年(平成27年) 4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2014年(平成26年) 度以前に入学した法学未修者については、2015年(平成27年) 度に限り、なお従前の例による。

附 則 (除籍事由の追加に伴う変更)

この学則は、2016年(平成28年) 4月1日から施行する。

附 則 (学校教育法施行規則の一部改正及び法科大学院の修了の要件の変更に伴う改正)

- 1 この学則は、2017年(平成29年) 4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2016年(平成28年) 度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則 (他の大学院において履修する単位数の規定化に伴う変更)

この学則は、2018年(平成30年) 4月1日から施行する。

附 則 (専門職大学及び専門職短期大学の制度化に係る学校教育法の一部改正に伴う変更)

この学則は、2019年(平成31年) 4月1日から施行する。

附 則 (法務研究科授業科目のうち、法律基本科目区分の見直し、授業科目の追加及び単位数の変更並びに修了の要件の変更に伴う改正)

- 1 この学則は、2021年(令和3年) 4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2020年(令和2年) 度以前に入学した学生は、なお従前の例による。

附 則 (多様なメディアの利用を含む授業の方法の明確化に伴う変更)

この学則は、2022年(令和4年) 4月1日から施行する。

附 則 (履修登録単位数の上限の変更に伴う改正)

- 1 この学則は、2023年(令和5年) 4月1日から施行する。
- 2 この学則の変更に伴う履修登録単位数の上限は、2022年(令和4年) 度の既修者コース入学者から適用する。

附 則 (他の大学院等における修得単位の取扱いの変更、入学前の既修得単位の取扱いの変更及び法学既修者の修得単位の取扱いの変更に伴う改正)

- 1 この学則は、2023年(令和5年) 4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2022年(令和4年) 度以前に入学した学生は、なお従前の例による。

附 則 (授業科目の変更に伴う改正)

- 1 この学則は、2024年(令和6年) 4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2023年(令和5年) 度以前に入学した学生及び2024年(令和6年)

度に既修者として入学する学生の授業科目は、なお従前の例による。

附 則（特別科目等履修制度の新設及び字句修正に伴う改正）

この学則は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。

第20条別表〈一部省略〉

法務研究科

1 授業科目及び単位数

			授業科目	単位数
法律基本科目	公法系	基礎科目	※憲法Ⅰ	2
			※憲法Ⅱ	2
			憲法Ⅲ	2
	応用科目	行政法Ⅰ	2	
		行政法Ⅱ	2	
		憲法演習	2	
		行政法演習	2	
		公法総合演習	2	
法律基本科目	民事系	基礎科目	※民法Ⅰ	2
			※民法Ⅱ	2
			※民法Ⅲ	2
			※民法Ⅳ	2
			※民法Ⅴ	2
			※民法Ⅵ	2
			※民法Ⅶ	2
			※民法Ⅷ	2
			※商法Ⅰ	2
			※商法Ⅱ	2
			商法Ⅲ	1
			※民事訴訟法Ⅰ	2
			※民事訴訟法Ⅱ	2
			民事訴訟法Ⅲ	1
			応用科目	民法演習Ⅰ
	民法演習Ⅱ	2		
	民事演習Ⅲ	2		
	商法演習	2		
	民事訴訟法演習	2		
	民事法総合演習	2		
	刑事系	基礎科目	※刑法Ⅰ	2
			※刑法Ⅱ	2
			※刑法Ⅲ	2
			刑事訴訟法Ⅰ	2
			刑事訴訟法Ⅱ	2
		応用科目	刑法演習	2
			刑事訴訟法演習	2
刑事法総合演習			2	
総合	法務総合演習		4	
	法務基礎演習		2	

実務基礎科目	法曹倫理	2	
	法情報調査	2	
	民事訴訟実務基礎Ⅰ	2	
	刑事訴訟実務基礎Ⅰ	2	
	民事訴訟実務基礎Ⅱ	2	
	刑事訴訟実務基礎Ⅱ	2	
	ローヤリング	2	
	臨床実務Ⅰ	2	
	臨床実務Ⅱ	2	
	法文書作成	2	
基礎法学・隣接科目	司法制度論	2	
	法哲学	2	
	法制史	2	
	比較法	2	
	政治学	2	
	法情報学	2	
	法律英語Ⅰ	2	
	法律英語Ⅱ	2	
	法律中国語Ⅰ	2	
	法律中国語Ⅱ	2	
	地域社会と法	2	
	外国法制Ⅰ	2	
	外国法制Ⅱ	2	
外国法制Ⅲ	2		
展開・先端科目	公共関係科目	行政の諸領域と法	2
		地方自治法	2
		租税法Ⅰ	2
		租税法Ⅱ	2
		環境法Ⅰ	2
		環境法Ⅱ	2
		少年法	2
		特別刑法	2
		被害者と法	2
		情報法	2
		公共関係法特論Ⅰ	2
		公共関係法特論Ⅱ	2
		公共関係法特論Ⅲ	2

展開・先端科目	民事関係科目	倒産法Ⅰ	2
		倒産法Ⅱ	2
		執行保全法	2
		消費者救済法	2
		企業会計法	2
		債権回収法	2
		企業法務	2
		経済法Ⅰ	2
		経済法Ⅱ	2
		知的財産法Ⅰ	2
		知的財産法Ⅱ	2
		労働法Ⅰ	2
		労働法Ⅱ	2
		国内取引契約	2
		民事関係法特論Ⅰ	2
		民事関係法特論Ⅱ	2
民事関係法特論Ⅲ	2		
展開・先端科目	国際関係科目	国際関係法（公法系）Ⅰ	2
		国際関係法（公法系）Ⅱ	2
		国際関係法（私法系）Ⅰ	2
		国際関係法（私法系）Ⅱ	2
		国際取引契約	2
		現代中国法	2
		外国人と法	2
		国際関係法特論Ⅰ	2
		国際関係法特論Ⅱ	2
		国際関係法特論Ⅲ	2
その他科目	研究論文指導	2	

※第36条第1項に係る包括認定対象科目

2 履修方法

ア 修了に必要な最低修得単位数は、108単位とする。

イ 前項アの最低修得単位108単位については、次の区分により履修するものとする。

- ①必修 法律基本科目 72単位
実務基礎科目 8単位
- ②選択必修 実務基礎科目 2単位
基礎法学・隣接科目 4単位
展開・先端科目 12単位

ただし、その内4単位は、租税法Ⅰ及びⅡ、環境法Ⅰ及びⅡ、倒産法Ⅰ及びⅡ、経済法Ⅰ及びⅡ、知的財産法Ⅰ及びⅡ、労働法Ⅰ及びⅡ、国際関係法（公法系）Ⅰ及びⅡ、国際関係法（私法系）Ⅰ及びⅡのいずれかを修得しなければならない。

- ③選択 法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の中から10単位以上

2. 愛知大学学位規程（抄）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、愛知大学学則、愛知大学大学院学則及び愛知大学専門職大学院学則の定めるところにより、愛知大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定める。

2 この規程に定めのない事項については、学士については各学部教授会、修士及び博士については各研究科委員会、専門職学位については法務研究科教授会の定めるところによる。

（学位の種類）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

（専攻分野の名称）

第3条 学士、修士及び博士の学位には、以下の専攻分野の名称を付記するものとする。

(1) 学士の学位に付記する専攻分野の名称

学士（文学、社会学、心理学、経済学、外国語、国際教養学、法学、経営学、現代中国学、地域政策学）

(2) 修士の学位に付記する専攻分野の名称

修士（経済学、経営学、中国研究、日本文化、地域社会システム、欧米文化、国際コミュニケーション）

(3) 博士の学位に付記する専攻分野の名称

博士（法学、経済学、経営学、中国研究、日本文化、地域社会システム、欧米文化）

2 前項の規定にかかわらず、研究科において必要と認められた場合は、前項に規定された専攻分野の名称に代えて「学術」の名称を付記することができる。

3 専門職学位の種類及びその専攻分野の名称は、次のとおりとする。

法務博士（専門職）

（学位の名称）

第4条 本学から学位を授与された者は、学位の名称を用いる場合には、愛知大学の名称を付記しなければならない。

第2章 学士の学位

第3章 修士の学位

第4章 博士の学位

—各略—

第5章 専門職学位

（学位授与の要件及び決定）

第31条 専門職学位は、大学院において専門職学位課程を修了した者に授与する。

2 研究科長は、教授会を招集し、課程修了を審議する。

- 3 学長は、前項の審議結果を踏まえ、学位を授与すべき者に学位記（様式第5）の授与を決定する。

第6章 学位の取消・その他

（修士及び博士の学位の取消）

第32条 修士及び博士の学位を授与された者が、次の各号の一に該当する場合には、学長は、当該研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつその旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき

(2) 名誉を汚す行為があったとき

（修士及び博士の学位論文の保存）

第33条 この規程の定めるところにより、審査をし、修士及び博士の学位を授与した学位論文の原本は、本学図書館に保存するものとする。

（学位記の再交付）

第34条 学位記は、やむを得ない特別の事由があると認められる場合のほかは再交付をしない。

- 2 再交付を受けようとする者は、所定の手続を経て学長に願出するものとする。

第7章 雑則

（規程の改廃）

第35条 この規程の改廃は、学士については各学部教授会、修士及び博士については各研究科委員会及び大学院委員会、専門職学位については法務研究科教授会、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則（制定）

この規程は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（経営学研究科修士課程増設に伴う改正）

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（経済学研究科博士課程増設に伴う改正）

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（経営学研究科博士課程増設に伴う改正）

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（字句の整理に伴う改正）

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（修士の学位と博士の学位に関する規定を区分整理したことに伴う全文改正）

- 1 この規程は、昭和61年4月1日から施行する。
2 第13条第2項に規定する博士の学位については、博士の学位の種類ごとに、同条第1項に規定する博士の学位を授与するまでは学位授与申請を受理しない。

附 則（役職名称の変更及び年号の表示の西暦化に伴う改正）

この規程は、1989年4月1日から施行する。

附 則（中国研究科修士課程及び文学研究科修士課程の増設並びに大学院設置基準の改正に伴う改正）

この規程は、1991年4月1日から施行する。

附 則 (学士の学位の追加並びに修士及び博士の学位の種類の変更等に伴う改正)

この規程は、1991年9月1日から施行する。

附 則 (文学研究科地域社会システム専攻博士課程の増設に伴う改正)

この規程は、1993年4月1日から施行する。

附 則 (中国研究科中国研究専攻博士後期課程及び文学研究科日本文化専攻・欧米文化専攻博士後期課程の設置に伴う改正)

この規程は、1994年4月1日から施行する。

附 則 (現代中国学部の設置に伴う改正)

この規程は、1997年4月1日から施行する。

附 則 (国際コミュニケーション学部の設置に伴う改正)

この規程は、1998年4月1日から施行する。

附 則 (国際コミュニケーション研究科国際コミュニケーション専攻修士課程の設置等に伴う改正)

この規程は、2002年4月1日から施行する。

附 則 (大学院法務研究科法務専攻 (法科大学院) の設置に伴う改正)

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則 (専門職大学院会計研究科の設置に伴う改正)

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則 (会計研究科の学位授与申請書の様式を規定化することに伴う改正)

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則 (地域政策学部の設置、文学部人文社会学科心理学コース心理学専攻における学位名称の変更、規程改廃手続きの明確化及び字句修正に伴う改正)

1 この規程は、2011年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、2010年度以前入学生の学位に付記する専攻分野の名称については、なお従前の例による。

附 則 (学位規則の改正による博士論文公表方法の変更に伴う改正)

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則 (学校教育法の一部改正に伴う改正)

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則 (専門職大学院会計研究科の廃止に伴う改正)

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則 (国際コミュニケーション学部比較文化学科の学科名称の変更に伴う改正)

1 この規程は、2018年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、2014年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則 (博士学位論文に添える書類の追加及び字句修正に伴う改正)

1 この規程は、2020年4月1日から施行する。

2 前項の施行日にかかわらず、2019年度学位論文を提出する者であっても、様式12を提出するものとする。

附 則 (博士論文インターネット公表確認書の一部変更に伴う改正)

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則 (修士課程、博士後期課程及び課程博士の学位記の表記変更に伴う改正)

この規程は、2021年12月1日から施行する。

附 則（修士課程、博士後期課程及び論文博士の学位記並びに学位授与申請書（修士）の表記変更に伴う改正）

この規程は、2024年8月1日から施行する。

附 則（修士学位論文の剽窃にかかる誓約書の追記に伴う改正）

この規程は、2025年4月1日から施行する。

様式第1 一略一

様式第2 一略一

様式第3 一略一

様式第4 一略一

様式第5（第31条により授与する学位記の様式）

第 号
学 位 記
氏 名
年 月 日生
本学大学院法務研究科法務専攻（法科大学院）において専門職学位課程を修了したの で法務博士（専門職）の学位を授与する
年 月 日
愛知大学長 氏 名 ㊟

様式第6 一略一

様式第7 一略一

様式第8 一略一

様式第9 一略一

様式第10 一略一

様式第11 一略一

様式第12 一略一

3. 愛知大学学費等納入規程（抄）

（目的）

- 第1条** この規程は、愛知大学及び愛知大学短期大学部（別科を含む。）の学費・課程料等の納入並びに手数料等の納付に関し、必要な事項を定める。
- 2 学費とは入学金、授業料、教育充実費、実験実習料を、課程料等とは研究料、課程料、履修料等をいい、その金額は別表第1及び第2のとおりとする。
 - 3 第1項でいう手数料とは、入学検定料、研究生審査料、再入学料、復籍料、再試験料、その他の手数料等をいい、その金額は別表第3のとおりとする。

（納期及び納入方法）

- 第2条** 別表第1の学費の納期は、毎年4月15日及び9月15日とする。ただし、新入学生及び編入学生（転学部及び学士入学を含む。）の納期は、入学手続時及び9月15日とする。
- 2 別表第1の学費、別表第2の課程料等及び別表第3の手数料等の納入方法は、別に定めるところによる。
 - 3 学費は、一たん納入した後は返還しない。

（卒業延期者の学費）

- 第3条** 卒業（修了を含む。）が延期になった者の学費は、最終修業年次と同額とする。
- 2 9月卒業者の授業料及び教育充実費は、年額の2分の1とする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、専門職大学院の学生が、修了に必要な在学期間を満たし、修了判定を経て修了不可となったことにより修了延期となった場合の授業料及び教育充実費は、最終修業年次の年額の2分の1の額とする。

（休学者の学費）

- 第4条** 休学期間中の学費は、免除する。ただし、別表第3に定める在籍料を指定の期日までに納入しなければならない。
- 2 半年休学の場合は、授業料、教育充実費及び実験実習費の年額の2分の1を納入しなければならない。

（外国留学者の学費）

- 第4条の2** 協定校へ留学する場合で留学先の学費等が全額免除になる場合を除き、本学の許可を得て留学する場合の学費の納入については、次のとおりとする。
- (1) 当該年度の留学期間が1年の場合 授業料年額の2分の1及び教育充実費の年額
 - (2) 当該年度の留学期間が半年の場合 授業料年額の4分の3並びに教育充実費及び実験実習費の年額

（復籍者の学費）

- 第5条** 復籍を許可された者は、復籍料及び未納学費を納入しなければならない。

(再入学者の学費)

第6条 再入学を許可された者の学費は、再入学が許可された年次の学生と同額とし、別に再入学科を納入しなければならない。

(編入学者等の学費)

第7条 愛知大学の卒業生で学士入学を許可された者、愛知大学短期大学部から愛知大学へ編入学を許可された者又は在学生で転学部を許可された者の授業料及び教育充実費は、入学が許可された年次の学生のそれと同額とし、入学金が既納額より多額のときは、その差額を追加納入しなければならない。

第8条 他大学の者(卒業生、在学生、退学者を含む。)で、編入学(学士入学を含む。)を許可された者又は転入学を許可された者の学費は、入学を許可された年次の学生のそれと同額とする。ただし、入学金は、入学を許可された年度の額とする。

(学内進学者の入学金)

第9条 愛知大学卒業生で、大学院修士課程に入学を許可された者の入学金は、入学年度の入学金の2分の1とする。

- 2 愛知大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められ、大学院修士課程に入学を許可された者の入学金は、入学年度の入学金の2分の1とする。
- 3 愛知大学卒業生で、法科大学院に入学を許可された者の入学金は、免除する。
- 4 愛知大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められ、法科大学院に入学を許可された者の入学金は、免除する。

(修士課程修了者、専門職大学院修了者の入学金)

第10条 愛知大学大学院修士課程を修了して他の研究科に入学を許可された者の入学金は、2分の1の額とする。

- 2 愛知大学大学院修士課程を修了して同一専攻の博士後期課程に入学を許可された者又は愛知大学専門職大学院を修了して同一分野の博士後期課程に入学を許可された者の入学金は、免除する。
- 3 愛知大学大学院修士課程を終了して法科大学院に入学を許可された者の入学金は、免除する。

(規程の改正)

第11条 この規程の改正は、財務委員会の議を経て、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の承認を得なければならない。

附 則 (制定)

この規程は、昭和45年4月1日から施行する。

—略—

附 則 (法科大学院の設置、経済学部1部及び法学部1部の名称変更、経済学部2部及び法学部2部の学生募集停止、愛知大学大学院中国研究科と南開大学研究生院・中国人民大学研究生院博士課程デュアルディグリー・プログラム実施並びに研究所会費の取止め)

等に伴う改正)

- 1 この規程は、2004年4月1日から施行する。
- 2 大学院中国研究科博士後期課程の中国分拠点に入学を許可された者の学費（入学金を含む。）は、免除する。

—略—

附 則（留学生別科の廃止、専門職大学院会計研究科設置、大学院研究生制度の変更、専門職大学院研究生制度の開設及び入学検定料の割引制度の導入に伴う改正）

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則（文学部人文社会学科社会学専攻及び行動社会学専攻の調査実習費の徴収方法変更並びに専門職大学院の修了延期者の授業料及び教育充実費の取扱いの変更に伴う改正）

この規程は、2007年4月1日から施行する。

—略—

附 則（研究料の区分の追加及び手数料の項目整理に伴う改正）

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則（入学検定料の改定及び規程改正手続の明確化に伴う改正）

この規程は、2009年7月2日より施行する。

附 則（学費改定に伴う改正）

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則（経済学部2部及び法学部2部の廃止、文学部人文社会学科メディア芸術専攻の設置並びに字句の整理に伴う改正）

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則（現代中国学部実習費の改定及び法科大学院入試制度の変更に伴う改正）

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則（修了延期者の学費の取り扱いの明確化及び法科大学院留年者の学費の取り扱いの特例措置を行うことに伴う改正）

- 1 この規程は、2012年4月1日から施行する。

（特例措置）

- 2 第3条第3項の規定にかかわらず、法科大学院の学生が、標準修業年限（法科大学院法学未修者は3年、法学既修者は2年）を超えて、なお在学する場合の授業料及び教育充実費は、在学する年次の年額の2分の1の額とする。なお、この措置は、2012年4月1日から2015年3月31日までの3年間の期限付きとし、かつこの間に在学していた期間が標準修業年限を超えて在学する者に対し、適用する。

附 則（入学検定料の改定に伴う改正）

この規程は、2012年5月24日から施行する。

附 則（法科大学院入試制度の変更に伴う改正）

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則（専門職大学院会計研究科の学生募集停止に伴う改正）

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則（学費改定に伴う改正）

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 2014年度以前に入学した法科大学院生が、2015年4月1日以降、在学する場合の授業料及び教育充実費は、この規程及び別表第1に定められた金額と同額とする。

附 則（専門職大学院会計研究科の廃止に伴う改正）

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則（学費設定に伴う改正）

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則（経営学研究科経営学専攻修士課程夜間コース（社会人コース）の学生募集停止に伴う改正）

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則（法科大学院入試入学検定料改定に伴う改正）

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則（文学部人文社会学科社会学専攻の調査実習費改定に伴う改正）

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則（数学重視型入試等導入に伴う改正）

この規程は、2019年6月6日から施行する。

附 則（入学試験種別の変更に伴う改正）

この規程は、2020年6月19日から施行する。

附 則（文学部歴史地理学科及び日本語日本文学科の設置、早期卒業者及び修了者の学費の規定化に伴う改正）

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則（委託徴収金の金額及び徴収時期の変更に伴う改正）

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則（大学院授業科目早期履修料の新設及び早期履修者の大学院入学試験出願における入学検定料の変更、学友会費の廃止、法学部法学科法科大学院連携コース在学学生を対象とした法科大学院への「5年一貫型教育選抜」新設及び追試験料の徴収廃止に伴う改正）

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則（入学検定料の見直しに伴う改正）

この規程は、2024年4月1日から施行する。

附 則（地域政策学部地域政策学科食農環境コースの実習費改定に伴う改正）

この規程は、2025年4月1日から施行する。

別表第1 2021年4月1日施行学費（第1条関係）〈一部省略〉

(1) 愛知大学

専門職大学院

(単位：円)

種別 学部等	年次	入学金	授業料	教育充実費	計
法科大学院	1	200,000	900,000	270,000	1,370,000
	2		900,000	270,000	1,170,000
	3		900,000	270,000	1,170,000

備考

- 1 入学金は、入学手続時に納入する。
- 2 授業料及び教育充実費は、上表に定める金額の2分の1を第2条第1項に規定する納期までに納入する。

別表第2 2015年4月1日施行課程料等（第1条、第2条関係）

(単位：円)

種別	区分	金額	摘要
研究科	通年	128,000	文学部研究生、国際コミュニケーション学部研究生及び現代中国学部研究生
	春学期	64,000	国際コミュニケーション学部研究生
	秋学期	64,000	
大学院研究料	通年	128,000	大学院研究生
	春学期	64,000	
	秋学期	64,000	
専門職大学院研究料	通年	200,000	専門職大学院研究生
	春学期	50,000	
	秋学期	150,000	
教職課程料		31,000	学部及び大学院の在學生
司書課程料	司書・司書及び司書教諭	31,000	学部、大学院及び短期大学部の在學生
	司書教諭	22,000	
学芸員課程料		31,000	学部又は大学院の在學生
社会教育主事課程料		28,000	
履修料	1単位年額	13,000	科目等履修生、学部、大学院及び短期大学部
大学院授業科目早期履修料	1単位	3,000	
法科大学院履修料	1単位	20,000	法科大学院科目等履修生

備考

- 1 研究料及び履修料は、手続時に納入する。
- 2 教職課程料、司書課程料、学芸員課程料及び社会教育主事課程料は、受講申込時に納入する。
- 3 教職課程料及び司書課程料は、学部、大学院又は短期大学部に在学する期間中有効とする。
- 4 学芸員課程料及び社会教育主事課程料は、継続して学部又は大学院に在学する期間中有効とする。
- 5 在学生が、教職課程にかかわる科目として他学部で取得可能の教科の科目を履修する場合には、教職課程料の2分の1の額を追加納入しなければならない。
- 6 司書教諭にかかわる司書課程受講者が、司書を追加受講する場合には、課程料の差額を追加納入しなければならない。
- 7 履修料は、学部、大学院、短期大学部、教職課程、司書課程、学芸員課程又は社会教育主事課程に履修を許可された者が納入する。
大学院学生が研究科委員会の指示によって学部開設の授業科目を履修する場合には、単位数にかかわらず、31,000円を納入するものとする。

別表第3 2020年6月19日施行手数料等（第1条、第2条関係）〈一部省略〉

(単位：円)

種 別		金 額	摘 要
手 数 料 等	諸 証 明 手 数 料	成 績 証 明 書	200 1通
		成 績 証 明 書 (卒業見込証明付)	200 1通
		単 位 修 得 証 明 書	200 1通
		卒 業 証 明 書	200 1通
		卒 業 見 込 証 明 書	200 1通
		修 了 見 込 証 明 書	200 1通
		在 学 証 明 書	200 1通
		人 物 調 書	200 1通
		健 康 診 断 証 明 書	200 1通
		指 導 教 授 証 明 書	1,000 1通
		外 国 語 の 証 明 書	500 1通 (特別に作成する場合)
		そ の 他 の 証 明 書	200 1通
	履 修 生 証 等 発 行 料	1,000 1件。科目等履修生及び研究生	

学 生 証 再 発 行 料		1,000	1 件
教 免 申 請 手 数 料		500	1 件
司 書 教 諭 申 請 手 数 料		500	1 件
在 籍 料	一 年 休 学	100,000	
	半 年 休 学	50,000	
再 入 学 料		12,000	1 件
復 籍 料		12,000	1 件
再 試 験 料		2,000	1 試 験
入 学 検 定 料	法 科 大 学 院 入 試	5,000	1 件。ただし、同一日程での一般入試と特別入試において併願する場合は1件とみなす。法学部法学科法科大学院連携コース在学生在が「5年一貫型教育選抜」に出願する場合に限り、入学検定料を免除する。
研 修 生 審 査 料		17,500	文学部、国際コミュニケーション学部、現代中国学部及び大学院

参 考

委託徴収金〈一部省略〉

2022年4月1日現在（単位：円）

種 別	区 分	大 学 院
同 窓 会 費	1 年 次 の み	20,000

4. 専門職大学院貸与奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知大学大学院法務研究科（以下「法科大学院」という。）に在学する学生を対象として行う奨学金貸与事業（以下「貸与奨学金」という。）について必要な事項を定める。

(奨学生の資格)

第2条 貸与奨学金を受けることのできる者は、次の各号の全てに該当する者でなければならない。

(1) 経済的に修学が困難と認められる者

(2) 成績が優秀である者

(3) 修学を継続しうると認められる者

(4) この規程による貸与奨学金の返還義務を履行しうると認められる者

2 法科大学院の学生で愛知大学地域貢献奨学生候補者に採用された者は、この規程による貸与奨学金を受けることができる。地域貢献奨学生に関する規定は、別に定める。

(資金)

第3条 貸与奨学金は、毎年度予算をもって定める金額の範囲内で貸与するものとする。

(貸与奨学金の額及び貸与期間)

第4条 貸与奨学金の額は、学費相当額を限度とする。

2 貸与奨学金は、学期（セメスター）を単位に貸与するものとし、1年度（2セメスター）を限度とする。ただし、次年度以降もあらためて出願することができる。

3 前項本文の規定にかかわらず、第2条第2項の奨学生に対しては、最短修業年限の間貸与するものとする。

(願書の提出)

第5条 貸与奨学金を希望する学生は、所定の願書を大学院事務課を経て、学長宛に提出するものとする。

(出願の時期)

第6条 出願の時期は、4月又は9月初めとする。ただし、特別な事情により緊急に貸与を必要とする場合には、適宜出願することができる。

(決定)

第7条 貸与奨学金を受ける者（以下「奨学生」という。）は、各研究科教授会（以下「教授会」という。）で審査選考のうえ、学長の承認を得て決定する。

(借用証書及び誓約書)

第8条 奨学生として採用された者は、所定の期日までに連帯保証人が連署した借用証書及び誓約書を提出しなければならない。

2 前項の連帯保証人は2名とし、うち1名は父母兄弟又はこれに準ずる者とする。

(異動)

第9条 奨学生又は奨学生であった者が、次の各号の一に該当する事項が生じたときは、ただちに届け出なければならない。

(1) 本人又は連帯保証人の氏名、住所、勤務先その他重要な事項の変更

(2) 連帯保証人の変更

(3) 休学、退学及びその他の学籍異動

(返還)

第10条 貸与奨学金は返還の義務が生じた年から10年以内に、年賦により均等割賦償還の方法により返還するものとする。

- 2 貸与奨学金は、毎年12月31日をもその年分の返還期限とする。
- 3 奨学生が転学又は退学する場合は、貸与奨学金の全額を即時に返還しなければならない。

(返還の猶予)

第11条 奨学生が法科大学院にあっては修了後司法試験に合格し、司法修習を終えるまでの間又は心身障害その他正当な事由がある場合、会計大学院にあっては公認会計士試験に合格し、実務補修を終えるまでの間又は心身障害その他正当な事由がある場合は、貸与奨学金の返還猶予を願出することができる。

- 2 奨学生が修了後司法試験に合格し、司法修習を終えるまでの間は1年単位で最長6年まで、その返還を猶予することができる。
- 3 奨学生が心身障害その他正当な事由がある場合は相当と認める期間その返還を猶予することができる。
- 4 第1項前段の返還猶予の願出は、毎年3月末日までに提出し、教授会の承認を得なければならない。

(返還の免除)

第12条 奨学生又は奨学生であった者が死亡又は心身障害のため、貸与奨学金の未返還額の全額又は一部について返還不能となった場合は、本人又は連帯保証人の願出により、その全部又は一部の返還を免除することができる。

(規定の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (制定)

- 1 この規程は、2005年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定にかかわらず、外国人留学生にはこの規程を適用しない。

附 則 (専門職大学院会計研究科の設置に伴う改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、2006年4月1日から施行する。

(名称変更)

- 2 前項の施行日より、本規程の名称を専門職大学院貸与奨学金規程に改称する。

(適用の除外)

- 3 第1条の規定にかかわらず、外国人留学生にはこの規程を適用しない。

附 則 (専門職大学院会計研究科の廃止及び規程の改廃手続の明確化に伴う改正)

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、専門職大学院会計研究科修了者については、なお従前の例による。ただし、第11条第4項において教授会とあるのは、常任理事会と読み替える。

附 則 (事務組織の再編に伴う改正)

この規程は、2017年4月1日から施行する。

5. 教育ローン援助奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知大学（以下「本学」という。）の学生であって、経済的理由により公的な金融機関が取り扱う教育ローンを利用して学費等を納付した者に対して、経済的援助を行うことを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 奨学金を受けることのできる者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 経済的理由により教育ローンを利用して学費等の全部又は一部を納付した者
- (2) 修学を継続しうる者
- (3) この規程に定めた事項を遵守しうる者

(奨学金の額及び給付期間)

第3条 奨学金の額は、教育ローン（借入金）の利子のうち年利率5%相当額とする。ただし、借入金対象限度額は200万円とする。また、教育ローン利用契約時に当該金融機関の定めた融資保証機関より別途保証料を支払った者については、その保証料10万円を限度として採用初年度に限り給付する。

- 2 奨学金は、教育ローンを利用した年度から当該学生の修業年限に相当する年数を限度として、年1回給付する。また、前項保証料については当該学生が奨学生として採用された年度に一括して給付する。

(出願)

第4条 奨学金の給付を希望する者は、所定の願書及び添付書類をその所属に応じて担当の課又は事務室を経て学長に提出する。

- 2 出願の時期は、次のとおりとする。

- (1) 入学時の教育ローン援助奨学金の場合は、入学年度の5月
 - (2) 在学中の教育ローン援助奨学金の場合は、当該年度の5月又は10月
- (他の奨学金との併願)

第5条 日本学生支援機構及び本学又はその他の育英団体等の奨学生であっても、この規程による奨学金を受けることができる。

(審査及び決定)

第6条 奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）で審査・選考のうえ、学長の承認を得て決定する。

(給付の時期及び方法)

第7条 奨学金は、毎年3月末に給付する。

- 2 奨学金は、あらかじめ届け出た銀行口座に直接振込むものとする。

(受給資格の確認)

第8条 奨学生は、毎年4月に奨学金受給資格の確認を受けなければならない。

(奨学金の給付の休止)

第9条 奨学生が休学した場合には、奨学金の給付を一時休止する。

(奨学金給付決定の取消)

第10条 奨学生が次の各号の一に該当する場合には、奨学金の給付決定を取消すことがある。

- (1) 学生の身分を失ったとき
 - (2) 学則の定めにより停学又は退学の処分を受けたとき
 - (3) その他奨学生として不適当と認められるとき
- 2 前項における給付決定の取消しは、委員会の議により学長の承認を得て行うものとする。
(奨学金に関する事務)

第11条 奨学金に関する事務は、学生課及び大学院事務課が行う。
(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、学生部委員会、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (制定)

(施行期日)

- 1 この規程は、1992年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

- 2 愛知大学入学時奨学金暫定規程(1989年4月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 奨学生選考委員会は、当分の間、大学にあつては学生部委員会をもって、大学院にあつては各研究科委員会をもって、短期大学部にあつては短期大学部学生教務委員会をもってあてる。

(適用の除外)

- 4 外国人留学生には、この規程を適用しない。

附 則 (奨学金の給付期間の変更及び字句の整理に伴う改正)

この規程は、1993年4月1日から施行する。

附 則 (奨学金の額に保証料を加えること及びその給付時期の規定の追加に伴う改正)

この規程は、1997年4月1日から施行する。

附 則 (教育ローンの借入金対象限度額の拡大に伴う改正)

この規程は、1999年4月1日から施行する。

附 則 (保証料の限度額と給付回数を明示したことに伴う改正)

この規程は、2002年4月1日から施行する。

附 則 (日本育英会の組織変更及び法科大学院の設置に伴う改正)

- 1 この規程は、2004年4月1日から施行する。

- 2 1992年4月1日施行附則第3項の規定にかかわらず、法科大学院の奨学生選考委員会は、当分の間、法科大学院教授会をもってあてる。

附 則 (短期大学部学生教務委員会の廃止に伴う改正)

- 1 この規程は、2005年4月1日から施行する。

- 2 奨学生選考委員会は、当分の間、大学及び短期大学部にあつては学生部委員会をもって、大学院(法務研究科を除く)にあつては大学院委員会をもってあてる。

附 則 (専門職大学院会計研究科の設置に伴う改正)

- 1 この規程は、2006年4月1日から施行する。

- 2 1992年4月1日施行附則第3項の規定にかかわらず、会計研究科の奨学生選考委員会は、当分の間、会計研究科教授会をもってあてる。

附 則 (事務組織の再編に伴う改正)

この規程は、2007年4月25日から施行する。

附 則（事務組織の再編及び規程改廃手続きの明確化に伴う改正）
この規程は、2012年2月9日から施行する。

附 則（事務組織の再編及び規程の改廃手続きの明確化に伴う改正）
この規程は、2017年4月1日から施行する。

6. 専門職大学院給付奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知大学大学院法務研究科（以下「法科大学院」という。）が奨学生選考の対象と指定する入学試験に優秀な成績で合格し、かつ、専門職大学院に入学した学生を対象とする専門職大学院給付奨学金（以下「奨学金」という。）に関して、必要な事項を定める。

(出願)

第2条 奨学金の給付を希望する者は、法科大学院が奨学生選考の対象と指定する入学試験の出願時に願い出るものとする。

(奨学生の選考)

第3条 奨学生の選考は、入学試験の成績をもつて行う。ただし、第8条別表に規定する採用人数に達しない場合は、その枠内で、当年度春学期の成績に基づき、奨学生を選考することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第7条第2項により奨学生の資格を失う者が生じた場合又は第9条第1項により奨学生の資格が取り消される者が生じた場合には、第8条別表に規定する採用人数の枠内で、当年度の成績に基づき、新たに奨学生を選考することができる。

(奨学生の決定)

第4条 奨学生は、法務研究科教授会（以下「教授会」という。）の審査を経て、学長が決定する。

(奨学生の決定通知)

第5条 奨学生に決定した学生については、合格発表と同時に本人に通知する。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項ただし書き又は同条第2項により奨学生に決定した学生については、決定後本人に通知する。

(奨学生の資格)

第6条 奨学生の資格は、法科大学院3年制コースの学生にあつては3年間、法科大学院2年制コースの学生にあつては2年間、とする。

(資格継続審査)

第7条 奨学生の資格継続審査は、毎年度、学年終了後、教授会において行う。

2 奨学生の資格を継続するための基準は、当年度に履修した科目（修了要件に含まれない科目、合否のみで判定する科目及び未受験科目を除く。）の点数（2単位を超える科目の点数は、当該科目の点数に当該科目の単位数を2で除した数を乗じたものとする。）の合計を、履修科目数（2単位を超える科目は、当該科目の単位数を2で除した数を当該科目数として換算する。）で除した数、同じ学年の学生全体の中で上位2分の1程度に属していることとし、この基準を満たさなかった場合は、奨学生の資格を失うものとする。

3 いったん奨学生資格を喪失し、翌年度以降再び基準を満たした場合は、第8条別表に規定する採用人数を超えない範囲において、教授会の議により奨学生の資格を復活することができる。

(奨学金の額及び採用人数)

第8条 奨学金は入学試験又は在学中の成績により次の各号のいずれかを給付する。

- (1) 授業料及び教育充実費年額相当額
- (2) 授業料及び教育充実費年額の2分の1相当額

2 各年度の採用人数は別表のとおりとする。

(資格の取消)

第9条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、資格を取り消すことができる。

- (1) 入学しなかったとき
- (2) 学生の身分を失ったとき
- (3) 休学したとき
- (4) その他奨学生として不適当と認められたとき

2 前項における資格の取消は、教授会の議により学長の承認を得て行うものとする。

(返還)

第10条 奨学生が既に奨学金を受けた後、前条に該当した場合には、当該年度の奨学金をすみやかに返還しなければならない。ただし、当該年度の秋学期より前条第1項第3号に該当する場合には、当該年度の春学期に給付した奨学金については返還を要しない。

(給付の時期及び方法)

第11条 奨学金は各学期の学費等が納入されたことを確認した後、あらかじめ届け出た銀行口座に直接振り込むものとする。

(事務の所管)

第12条 奨学金に関する事務は、大学院事務課が行う。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (制定)

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則 (資格継続審査基準の変更に伴う改正)

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則 (専門職大学院会計研究科の設置、奨学生の選考基準及び資格継続審査基準の変更、資格取消事由の追加並びに字句の整理等に伴う改正)

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則 (法科大学院の奨学金採用人数の変更及び規程改廃手続きの明確化に伴う改正)

- 1 この規程は、2012年7月19日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2012年度以前法科大学院入学生の奨学金の採用人数については、次のとおりとする。

法科大学院

奨学生数		
A	B	合計
1～2	7～6	8

別表 奨学金の額及び採用人数（第8条関係）

法科大学院

奨学生数		
A	B	合計
1～4	15～12	16

備考 A：授業料及び教育充実費年額相当額を給付（入学金は自己負担）

B：授業料及び教育充実費年額の2分の1相当額を給付（入学金全額、授業料年額の2分の1、教育充実費年額の2分の1は自己負担）

附 則（法科大学院の奨学金採用人数の変更に伴う改正）

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2013年度及び2014年度法科大学院入学生の奨学金の採用人数については、次のとおりとする。

法科大学院

奨学生数		
A	B	合計
1～4	15～12	16

附 則（専門職大学院会計研究科の廃止及び規程の改廃手続の変更に伴う改正）

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則（事務組織の再編に伴う改正）

この規程は、2017年4月1日から施行する。

別表 奨学金の額及び採用人数（第8条関係）

法科大学院

奨学生数		
A	B	合計
1～4	10～7	11

備考

（略）

7. 法科大学院地域貢献奨学生規程

(目的)

第1条 この規程は、大学の担う社会的使命に鑑み、地域に密着し地域に貢献する法曹人の養成を目的として、愛知大学大学院法務研究科（以下「法科大学院」という。）を修了した弁護士に対し、専門職大学院貸与奨学金の返還を免除する制度に関して、必要な事項を定める。

(地域貢献奨学生候補者の人数)

第2条 専門職大学院貸与奨学金の返還の免除を受ける奨学生（以下「地域貢献奨学生」という。）の候補者の人数は、毎年度2名を限度とする。

(地域貢献奨学生候補者の応募資格)

第3条 地域貢献奨学生候補者に応募することのできる者は、次の各号のすべてに該当する者でなければならない。

- (1) 法科大学院を修了する意思のある者
- (2) 専門職大学院貸与奨学金を利用する者
- (3) 弁護士資格を取得した後に、法律事務所等で3年程度の実務経験を積んだ上で、下記のいずれかに3年間赴任する意思のある者
 - イ 弁護士過疎地域内にある法律事務所
 - ロ 独立行政法人司法支援センター（法テラス）の地方事務所

(地域貢献奨学生候補者の出願)

第4条 地域貢献奨学生候補者に応募する者は、法科大学院が奨学生選考の対象と指定する入学試験の出願時に願い出るものとする。

(地域貢献奨学生候補者の選考手続)

第5条 地域貢献奨学生候補者の選考は、入学試験の成績及び候補者選考面接をもって行う。
2 候補者選考面接は、入学試験時の面接試験をもって代えることができる。

(地域貢献奨学生候補者の決定)

第6条 地域貢献奨学生候補者は、法務研究科教授会（以下「教授会」という。）の審査を経て、学長が決定する。

(地域貢献奨学生候補者の決定通知)

第7条 地域貢献奨学生候補者に決定した者については、合格発表と同時に本人に通知する。

(地域貢献奨学生候補者への専門職大学院貸与奨学金の貸与)

第8条 地域貢献奨学生候補者に決定した者については、専門職大学院貸与奨学金を最短修業年限内貸与するものとする。

2 専門職大学院貸与奨学金に関する規定は、専門職大学院貸与奨学金規程の定めによる。

(奨学金返還猶予の申請)

第9条 地域貢献奨学生候補者は、法科大学院修了後、専門職大学院貸与奨学金の返還猶予を願い出ることができる。

2 返還猶予は1年単位で最長6年まで認めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、弁護士資格を取得した後に、法律事務所等で実務経験を積む期間についても返還猶予を認めることができる。

4 返還猶予の願い出は毎年3月末日までに提出し、教授会の承認を得なければならない。

(奨学金の返還猶予)

第10条 前条の願い出が承認された者には、専門職大学院貸与奨学金の返還を猶予する。

(地域貢献奨学生候補者の辞退)

第11条 地域貢献奨学生候補者を辞退する場合は、法科大学院所定の辞退届を提出しなければならない。

2 前条の規定にかかわらず、地域貢献奨学生候補者を辞退した場合は、専門職大学院貸与奨学金の返還を猶予しない。

(地域貢献奨学生の要件)

第12条 地域貢献奨学生候補者が、弁護士資格を取得し、法律事務所等で3年程度の実務経験を積んだ上で、弁護士過疎地域に3年間赴任した場合は、地域貢献奨学生に申請することができる。

(地域貢献奨学生の申請)

第13条 地域貢献奨学生に申請する者は、法科大学院所定の申請書で願い出るものとする。

(地域貢献奨学生の決定)

第14条 地域貢献奨学生は、教授会の審査を経て、学長が決定する。

(地域貢献奨学生の決定通知)

第15条 地域貢献奨学生に決定した者については、本人に通知する。

(奨学金の返還免除)

第16条 地域貢献奨学生に決定した者には、専門職大学院貸与奨学金の返還を免除する。

(奨学金の返還)

第17条 地域貢献奨学生候補者が、第12条の要件を満たすことができない場合は、専門職大学院貸与奨学金を返還するものとする。

2 返還の方法については、専門職大学院貸与奨学金規程を準用する。

(事務の所管)

第18条 法科大学院地域貢献奨学生に関する事務は、大学院事務課が行う。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、教授会、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (制定)

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則 (法科大学院貸与奨学金規程の制定に伴う改正)

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則 (法科大学院貸与奨学金規程の名称変更及び法科大学院教授会の名称変更に伴う改正)

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則 (対象地域の明確化、地域貢献奨学生候補者の出願時期及び選考手続の変更に伴う改正)

- 1 この規程は、2007年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2007年度以前入学生は、なお従前の例による。

附 則 (対象地域の拡大に伴う改正)

- 1 この規程は、2009年4月1日から施行する。
- 2 対象地域の拡大については、2004年4月1日から施行する。

附 則 (事務組織の再編及び規程の改廃手続の明確化に伴う改正)

この規程は、2017年4月1日から施行する。

8. 学生災害傷害医療費等給付規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知大学（愛知大学短期大学部を含む。以下「本学」という。）に在学する学生が正課又は課外及び通学中において被った災害傷害（以下「学生災害」という。）に対して、その医療費等の給付を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「正課」とは、本学の教育課程における授業及び担当教員の指導又は指示のもとに行われる演習、実習、見学、フィールドワーク、調査、ゼミ合宿等をいう。

2 この規程において「正課外」とは、前項に掲げる正課以外の課外活動において、部及び同好会が通常行う練習及び本学に届出のうえ出場又は行う公式試合、練習試合、公演、演武、合宿、その他本学が認める行事をいう。なお、学生の本学敷地及び施設内における前記以外の行動並びに休憩時間等における施設間の移動等を含むものとする。

(適用範囲)

第3条 学生災害医療費等の給付を受けることができる者は、本学に在学中で、前条第1項及び第2項に掲げる活動中に発生した学生災害により死亡又は傷病等の被害を受けた学生とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する学生災害の場合には、原則として給付を行わない。

- (1) 本人の故意又は重大な過失によるとき
- (2) 本人又は他人の犯罪行為によるとき
- (3) 本人の精神障害又は泥酔を原因とするとき
- (4) 地震等の天災又は動乱によるとき

(給付の種類及び給付額)

第4条 本学が学生災害を被った学生に給付することのできる医療費等の種類及び給付額は、次のとおりとする。

- (1) 弔慰金 学生災害の原因となった事故の日（以下「事故の日」という。）から180日以内に死亡した場合 300万円
- (2) 障害見舞金 事故の日から180日以内に後遺障害（労働者災害補償保険法施行規則別表第1障害等級表に定める障害等級第1級相当の身体障害）が生じた場合 300万円
- (3) 入院見舞金 学生教育研究災害傷害保険（以下「保険」という。）の規定により、治療費実費が保険金を上回る場合の差額（保険適用内のみ）
- (4) 医療見舞金 (イ)保険の規定により、保険金が支払われる期間の通院治療の場合 治療費実費が保険金を上回る場合の差額（保険適用内のみ）
(ロ)保険の規定により、保険金が支払われない期間の通院治療の場合 治療費実費

(認定)

第5条 正課又は正課外の活動中に発生した学生災害の認定は、学生災害傷害給付審査委員会において行う。

2 学生災害傷害給付審査委員会に関する規程は、別に定める。

(申請)

第6条 この規程により給付を受けようとする者は、所定の申請書を別表に定める課室に提出しなけ

ればならない。

(事務処理)

第7条 この規程に伴う事務処理は、豊橋学生課、名古屋学生課及び大学院事務課が行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、学生部委員会、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (制定)

(施行期日)

- 1 この規程は、1992年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

- 2 学生傷害共済給付暫定規程(昭和56年4月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 第4条第3号及び第4号の規定にかかわらず、1991年度以前入学生については、1994年度までの間、学生傷害共済給付暫定規程による入院給付金及び医療給付金を支給する。

附 則 (現代中国学部の設置に伴う改正)

この規程は、1997年4月1日から施行する。

附 則 (国際コミュニケーション学部の設置に伴う改正)

この規程は、1998年4月1日から施行する。

附 則 (事務組織再編に伴う改正)

この規程は、1998年4月30日から施行する。

附 則 (通学中の災害を適用したこと等の変更による改正)

- 1 この規程は、2001年4月1日から施行する。
- 2 なお、「学生災害医療費等給付申請先」の一部を2002年4月1日から施行する。

附 則 (法科大学院の設置及び事務組織再編に伴う改正)

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則 (事務組織再編に伴う改正)

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則 (専門職大学院会計研究科の設置及び外国人留学生別科の廃止に伴う改正)

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則 (事務組織の再編に伴う改正)

この規程は、2007年4月25日から施行する。

附 則 (地域政策学部の設置及び規程改廃手続きの明確化に伴う改正)

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則 (事務組織の再編等に伴う改正)

この規程は、2012年2月9日から施行する。

附 則 (専門職大学院会計研究科の廃止に伴う改正)

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則 (事務組織の再編及び規程の改廃手続きの明確化に伴う改正)

この規程は、2017年4月1日から施行する。

別表

学生災害医療費等給付申請先

区分	提出先
文学部・地域政策学部・短期大学部学生 大学院文学研究科学生	豊橋学生課
法学部・経済学部・経営学部・現代中国学部・国際 コミュニケーション学部学生	名古屋学生課
大学院法学研究科・経済学研究科・経営学研究科・ 中国研究科・国際コミュニケーション研究科学生	大学院事務課
専門職大学院法務研究科学生	大学院事務課車道事務室
オープンカレッジ生	オープンカレッジ事務局
孔子学院生	孔子学院事務室

9. 愛知大学ハラスメント防止人権委員会規程

(目的)

第1条 学校法人愛知大学（以下「本学」という。）に、愛知大学ハラスメント防止ガイドラインの趣旨を実現するために、ハラスメント防止人権委員会（以下「人権委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規程における「ハラスメント」とは、就学・就労上の関係を利用してなされる次に掲げる行為をいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

- イ 教育、研究、雇用等大学内での就学・就労上の利益又は不利益を条件として、性的な要求及び性的な言動を甘受させること
- ロ 性的な言動を甘受することや拒否することが、個人の成績評価、業績評価、勤務評価及び昇進昇給等に利益又は不利益を与えること
- ハ 性的な言動が個人の就学・就労を阻害し、不快感を与え、教育研究環境や就労環境を害すること

(2) アカデミック・ハラスメント

- イ 教員又はこれに準ずる者が、その優位な地位又は職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して正当な理由なく、教育研究上若しくは修学上の不利益を与えること、又は利益を与えることを代償として、相手の意に反する要求又は圧力を与えること
- ロ 教員又はこれに準ずる者が、不適切な言動又は差別的な取扱いにより、教育研究上若しくは修学上の環境を不当に悪化させること

(3) パワー・ハラスメント

- イ 本学の構成員が、その優位な地位又は職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して正当な理由なく、就業上の不利益を与える行為、又は利益を与えることを代償として、相手の意に反する要求又は圧力を与えること
- ロ 本学の構成員が、正当な理由なくその地位又は職務権限を利用し、不適切な言動又は差別的な取扱いにより、相手又は周囲の人に不当な不利益や精神的又は身体的な苦痛を与え、その就労環境を不当に悪化させること

(4) アルコール・ハラスメント

相手の望まない飲酒に関する言動であり、行為者が意図したか否かに関わらず、それによって相手に何らかの不利益又は不快感を与えること

(5) 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

妊娠、出産したことや育児休業、介護休業等を利用することを理由に、不適切な言動又は差別的な取扱いを行うなどにより、相手に不快感や就業上の不利益を与えること

(6) その他のハラスメント

年齢、出身、心身の障害、疾病、容姿、性格、国籍、信仰等の個人的な属性を理由に、不適切な言動又は差別的な取扱いを行うなどにより、相手に不快感や不利益を与えること

(組織)

第3条 人権委員会は、次の各号に定める委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 2名

(3) 委員 12名

2 委員長には、副学長（教学担当）をあてる。

3 副委員長は、名古屋校舎及び豊橋校舎（短期大学部長を含む。）の学部長の中から各1名を学長が委嘱する。

4 委員は、教育職員においては各教授会より各1名を選出し、事務職員においては車道、名古屋及び豊橋校舎より各1名を選出し、学長が委嘱する。

5 第1項第3号のほか、人権委員会が必要と認めるときは、学長は委員長の推薦により委員若干名を委嘱することができる。

（任期）

第4条 副委員長の任期は1年とする。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 副委員長の任期は4月1日から、委員の任期は10月1日から起算し、副委員長及び委員が任期中に交替したときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（任務）

第5条 人権委員会は、次の各号に掲げる相談者（訴えた者）からのハラスメントに関する申立てに対して、相談、救済及びその対応を行う。

(1) 行為中止

(2) 救済（ゼミ及びクラスの変更、配置替えなど）

(3) 処分等措置

2 委員長は、前項第1号の申立てを受け、訴えられた者にその行為が事実であったか自ら確認するか、又は第三者委員会による事実関係の確認が必要であると判断した場合、第三者委員会にその調査を依頼することができる。

3 委員長は、前項の結果に基づき当該行為を中止させる必要があると判断した場合、訴えられた者又はその者の所属する組織に対しその行為を中止するよう対処した後、人権委員会に報告する。

4 委員長は、第1項第2号の申立てを受け、学部長等と相談者（訴えた者）で協議し、必要な救済策を実施した後、人権委員会に報告する。

5 委員長は、第1項第3号の申立てを受け、当該事案の事実関係を調査するため、第三者委員会に事実関係調査を依頼するとともに、訴えられた者に対し事実関係調査開始を通告する。

6 委員長は、第三者委員会から前項における調査報告書が提出され次第、人権委員会を開催し、報告内容及び処分の可否や必要な救済策について審議決定し、結果を学長に報告する。ただし、訴えられた者の具体的な処分は、人権委員会からの報告をもとに、処分権限を有する機関が決定する。

7 委員長は、処分等措置を行った場合、その内容について速やかに相談者（訴えた者）及び訴えられた者に報告する。

8 人権委員会は、相談者（訴えた者）又は訴えられた者が希望するとき、本学構成員以外の者に限り各1名の同席を認めることができる。ただし、同席人の発言は認めない。

9 人権委員会は、ハラスメント防止に関する情報収集、研修及び啓発を行う。

（会議）

第6条 人権委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長に事故ある場合には、委員長があらかじめ定めた順位により、副委員長が代行する。

(コーディネーター)

第7条 本学は、ハラスメントに関する相談、救済及びその対応のために、名古屋及び豊橋校舎に各1名、コーディネーターを置く。

2 コーディネーターは、委員長の推薦により、学長が委嘱する。

3 コーディネーターは、相談者（訴えた者）の話を聞き、相談者（訴えた者）が人権委員会への申立てを希望した事案を委員長へ報告する。

(第三者委員会)

第8条 人権委員会は、事実関係調査を行うため、第三者委員会を設置する。

2 第三者委員会は、学外機関に委託する。

3 第三者委員会の設置に関する必要な事項は、別に定める。

4 第1項の事実関係調査に関する規定は、愛知大学ハラスメント及び職員懲戒に係る事実関係調査に関する規程に定める。

(ハラスメント相談窓口)

第9条 人権委員会は、ハラスメントに関する相談、救済及びその対応のために、ハラスメント相談窓口を設置する。

2 前項のハラスメント相談窓口に関する規定は、愛知大学ハラスメント相談窓口に関する規程に定める。

(相談・申立てに対する不利益な取り扱いの禁止、加害行為の再発及び二次被害・二次加害の発生の防止)

第10条 人権委員会は、ハラスメントの相談・申立てに対する不利益な取り扱いの禁止、加害行為の再発及び二次被害・二次加害の発生の防止のため、次の事項に努める。

(1) 相談者（訴えた者）が訴えたことを理由として、訴えられた者が相談者（訴えた者）に対して接触したり、嫌がらせや報復等の不利益な取り扱いを行わないよう努めること

(2) 相談者（訴えた者）からの申立ての事実関係が確認され、訴えられた者のハラスメント行為があったと認定された場合、訴えられた者が事実を受け止め、反省し、二度と同じ過ちをしないよう努めること

(3) 周りの友人、同僚等の第三者が、ハラスメントの相談や相談者（訴えた者）等に対して伝聞で噂を広げたり、嫌がらせ、修学上や研究、雇用上の不利益となるような言動をしないよう努めること

2 問題解決の手続きを申立てた者が、その行動を非難されたり、被害を否定されたり、事実が矮小化されることによって、さらに苦痛を味わうことになり、心身への影響、日常生活上の支障はわかり知れないものとなることから、前項の行為が確認された場合は厳重に対処する。

(虚偽の申立て等の禁止)

第11条 ハラスメントの相談・申立て・事情聴取等に際して、故意に虚偽の申立てや証言を行った者には学内規程等に基づき厳重に対処する。

(再発防止措置の実施)

第12条 ハラスメントの再発防止のため、4月、9月及び事実確認の有無に関わらずハラスメント事案が生じた場合、本学の構成員に対しハラスメント防止に関する文書及びパンフレット等を配布し、周知・啓発に努める。

(守秘義務)

第13条 第3条第1項に規定する者のほか、当該事案に関し、職務上の情報を知り得た者は、相談

者（訴えた者）及び訴えられた者及び関係者のプライバシーの保護を最優先にし、その内容について守秘義務を負う。

2 委員長、副委員長、委員及び相談員等を退任した後でも同様とする。

（規程の準用）

第14条 この規程に定めのない事項については、ハラスメント防止ガイドラインを準用する。

（幹事）

第15条 人権委員会に幹事を置き、人事課長をこれにあてる。

2 幹事は、委員長の指揮をうけて会務を処理する。

（規程の改廃）

第16条 この規程の改廃は、人権委員会、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則（制定）

1 この規程は、2000年4月1日から施行する。

2 この規程は施行の2年後に見直すものとする。

附 則（事務職員の委員選出方法の変更に伴う改正）

この規程は、2002年4月1日から施行する。

附 則（副委員長の設置に伴う組織の変更、委員の任期の起算日の変更及びコーディネーターの任務の明確化並びにセクシュアル・ハラスメント防止ガイドラインの本規程への準用の規定化に伴う改正）

1 この規程は、2002年11月1日から施行する。

2 この規程は、施行の2年後に見直すものとする。

3 2002年4月1日現在の委員の任期については、改正後の第4条の規定にかかわらず、2003年9月30日までとする。

附 則（副委員長の選任及び法科大学院設置に伴う改正）

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則（愛知大学セクシュアル・ハラスメント調査委員会の規程を廃止し、愛知大学セクシュアル・ハラスメント防止人権委員会コーディネーターによる実態調査規程の制定による任務の見直しに伴う改正）

この規程は、2004年11月1日から施行する。

附 則（愛知大学セクシュアル・ハラスメント防止人権委員会副委員長の任期の起算日を変更することに伴う改正）

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則（専門職大学院会計研究科の設置に伴う改正）

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則（事務組織の再編に伴う改正）

この規程は、2007年4月25日から施行する。

附 則（地域政策学部の設置及び規程改廃手続きの明確化に伴う改正）

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則（規程名称の変更及びハラスメント規程の整備に伴う改正）

（施行期日）

1 この規程は、2011年8月26日から施行する。

(名称変更)

2 前項の施行日より、本規程の名称を愛知大学ハラスメント防止人権委員会規程に改称する。

附 則 (事務組織の再編に伴う改正)

この規程は、2012年2月9日から施行する。

附 則 (専門職大学院会計研究科の廃止及び字句整理に伴う改正)

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則 (育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正に伴う改正)

この規程は、2017年1月1日から施行する。

附 則 (事務組織の再編に伴う改正)

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則 (第三者委員会の設置、人権委員会及びコーディネーターの任務の明確化、字句修正に伴う改正)

この規程は、2022年5月1日から施行する。

附 則 (ハラスメント対応に係る運用の見直し及び字句修正に伴う改正)

1 この規程は、2024年1月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、施行日以降にハラスメントに関する申立てがなされた事案から適用する。

10. 専門職大学院研究生規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知大学専門職大学院学則第60条に基づき、本学専門職大学院において研究を志望する研究生の受入れにつき必要な事項を定める。

(資格)

第2条 研究生を志願できる者は、本学専門職大学院を修了した者とする。

(出願)

第3条 研究生を志願する者は、所定の願書に研究事項等を記載し、研究科長を経て学長に提出しなければならない。

(選考方法)

第4条 研究生は、法務研究科教授会の選考を経て、これを学長が許可する。

(研究)

第5条 研究生は、法務研究科の施設を利用して研究に従事する。

2 研究生は、法務研究科の教員より研究上必要な指導を受けることができる。

3 研究生は、担当教員より許可された場合に限り、法務研究科の授業科目を聴講することができる。

(研究期間)

第6条 研究生の研究期間は半年とする。ただし、引続き研究を願い出たときは、半年ごとに、これを許可することができる。

(身分)

第7条 研究生の退籍、除籍、復籍及び懲戒その他身分の得失については、法務研究科学生に準ずる。

(研究料)

第8条 研究生は、研究料を納入する。研究料については、愛知大学学費等納入規程の定めるところによる。

(補則)

第9条 研究生に関して、この規程に定めのない事項については、法務研究科教授会の定めるところによる。

附 則 (制定)

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則（愛知大学専門職大学院学則の一部変更に伴う改正）

この規程は、2007年9月1日から施行する。

附 則（専門職大学院会計研究科の廃止及び規程の改廃手続の明確化に伴う改正）

この規程は、2015年4月1日から施行する。

11. 専門職大学院科目等履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知大学専門職大学院学則（以下「学則」という。）第59条第2項に基づき愛知大学専門職大学院（以下「専門職大学院」という。）の科目等履修生に関し、必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 科目等履修生として出願することのできる者は、学校教育法第102条に定める資格を有する者とする。

(出願手続)

第3条 履修を志願する者は、次に掲げる書類を指定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願（専門職大学院所定のもの）
- (2) 履歴書（専門職大学院所定のもの）
- (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) その他専門職大学院が必要とするもの

(履修の許可)

第4条 科目等履修生として出願した者に対しては、当該科目担当教員が審査を行い、法務研究科教授会の議を経て履修を許可する。

(履修の条件)

第5条 履修できる授業科目数は、1 Semesterにつき3科目6単位を上限とし、原則として必修科目以外の科目に限る。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合には、必修科目の履修又は前項に規定する制限単位を超える履修を認めることができる。

(履修期間)

第6条 履修の期間は、1 Semesterとする。

- 2 引続き履修を希望する場合は、あらためて出願するものとする。

(科目等履修料)

第7条 履修を許可された者は、別に定める科目等履修料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 前項の手続きを完了しないときは、履修の許可を取消す。

(単位の認定)

第8条 科目等履修生が履修した授業科目について試験を受け、合格した場合には、学則第32条により所定の単位を与える。

(証明書等)

第9条 履修を許可され、所定の手続きを完了した者に対して科目等履修生証を交付する。

- 2 科目等履修生として修得した単位については、本人の請求により成績(単位修得)証明書を交付する。

(許可の取消)

第10条 科目等履修生が学則第65条の定める事由に該当する場合には、その履修の許可を取消することができる。

(規程の準用)

第11条 科目等履修生につきこの規程に定めのない事項については、学則及び授業科目に関する規程等を準用する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、法務研究科教授会、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (制定)

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則 (専門職大学院会計研究科の設置に伴う改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、2006年4月1日から施行する。

(名称変更)

- 2 前項の施行日より、本規程の名称を専門職大学院科目等履修生規程に改称する。

附 則 (愛知大学専門職大学院学則の一部変更に伴う改正)

この規程は、2007年9月1日から施行する。

附 則 (学校教育法の一部改正に伴う改正)

この規程は、2007年12月26日から施行する。

附 則 (専門職大学院会計研究科の廃止及び規程の改廃手続の明確化に伴う改正)

この規程は、2015年4月1日から施行する。

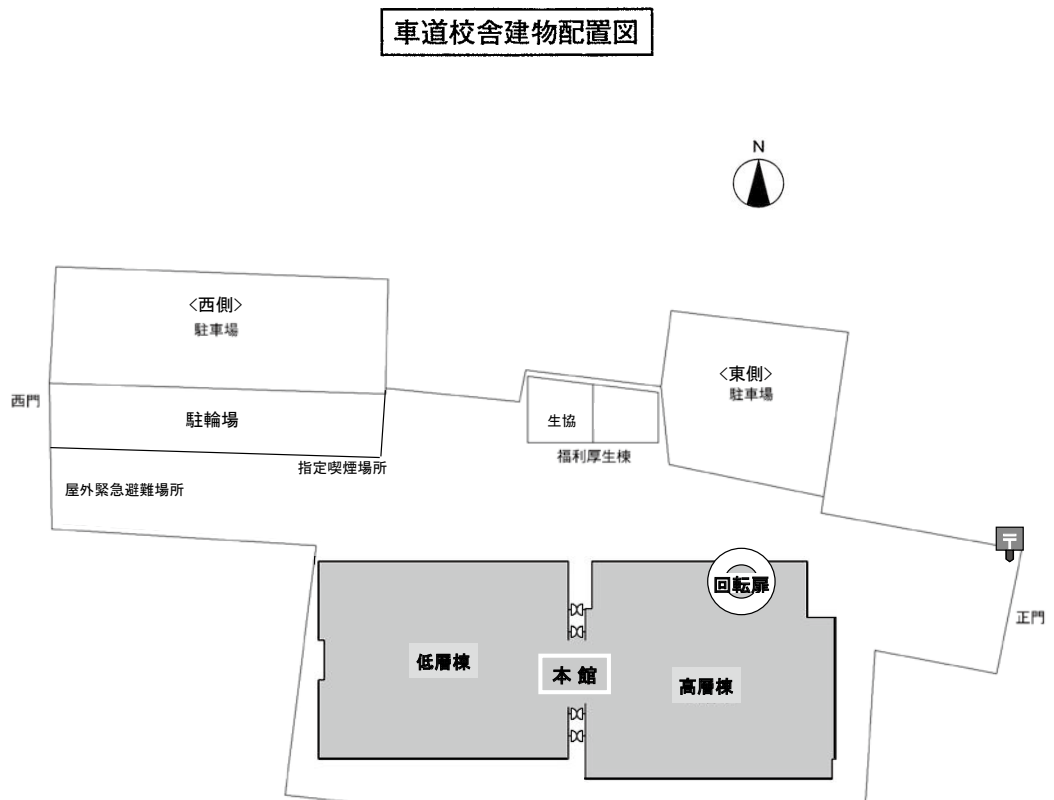
附 則 (履修できる授業科目の条件を追加することに伴う改正)

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則 (愛知大学専門職大学院学則の一部変更に伴う改正)

この規程は、2025年4月1日から施行する。

12. 車道校舍案内図



■ 車道校舎各フロア案内

13階	同窓会ラウンジ・校友課・会議室	
12階	(会議室等) ※教職員のみ立入可	
11階	ゼミ室(K1101～K1106)・講師控室 AED	
10階	中教室(K1001)・ゼミ室(K1002～K1004)・小教室(K1005)	
9階	中教室(K901・K903)・小教室(K902)・フリースペース	
8階	中教室(K801・K803)・小教室(K802・804)	
7階	法廷教室(K702)・小教室(K701・K703～K706)	
6階	法科大学院院長室・法科大学院教員研究室(K601～K613)・ミーティングルーム(1～7)・共同研究室・教員用ラウンジ	
5階	法科大学院図書室	
4階	車道図書館事務室	
3階	メディアゾーン・情報システム課	コンベンションホール
2階	本部事務室	本部事務室
1階	カフェラウンジ・防災センター AED	総務課・入試課・大学院事務課車道事務室・会議室・学生相談室・保健室

本館(高層棟)

本館(低層棟)

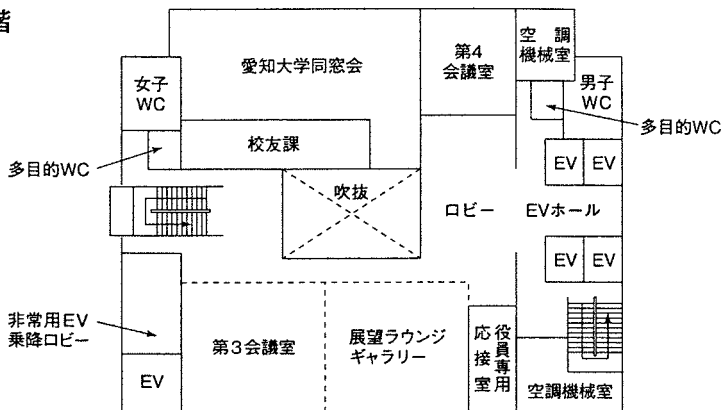
- * AEDは1階、11階ホールにあります。
- * エレベーターは本館高層棟東端にあります。
- * 1階エスカレーター下とカフェラウンジ内、1、2、3、5、7、9、11階東側階段通路口に自動販売機があります。
- * 2階～6階、11階～13階の東側階段通路口に給湯設備があります。
- * 2階を除き多目的WC(身障者トイレ)を配置し、全館バリアフリー対応です。階段手摺(てすり)には手摺点字案内が設置されています。

愛知大学生協書店(くるる)

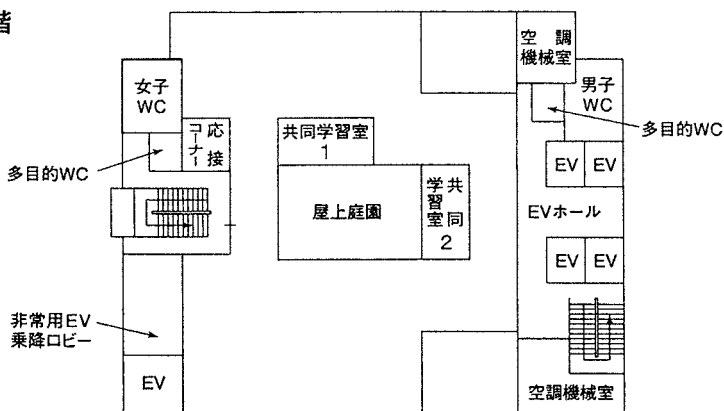
車道校舎教室配置図

本館

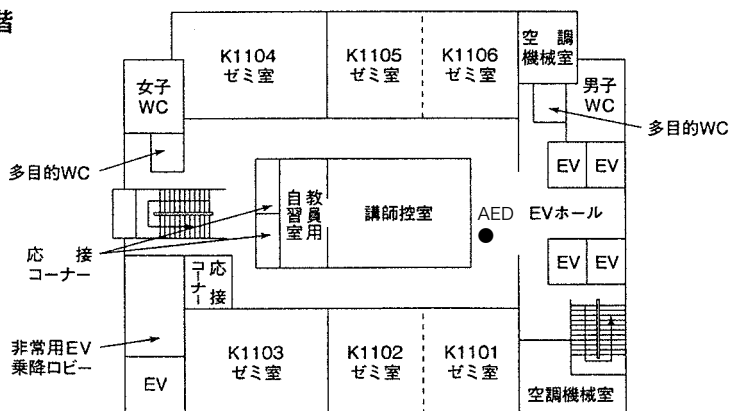
13階



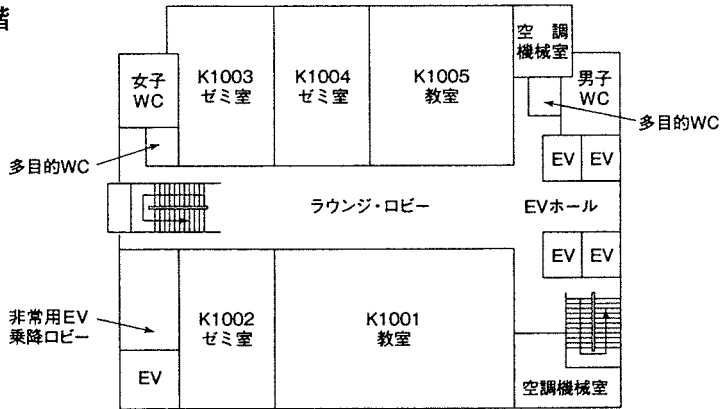
12階



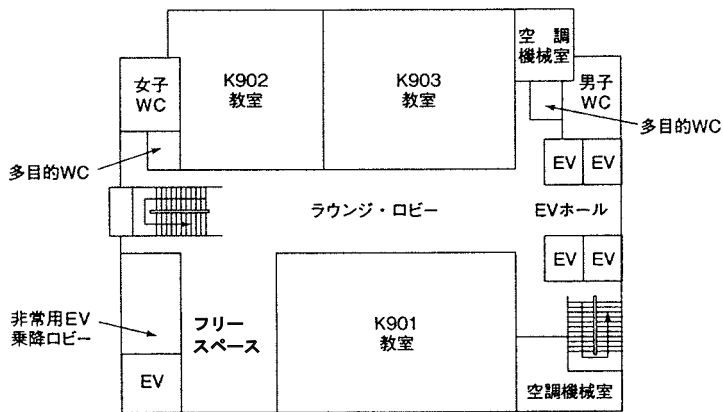
11階



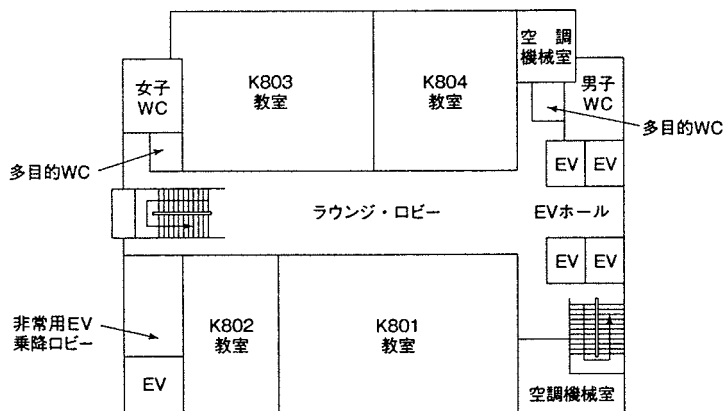
10階



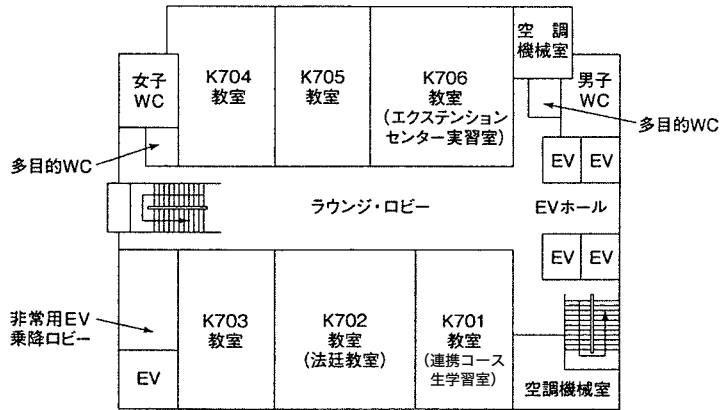
9階



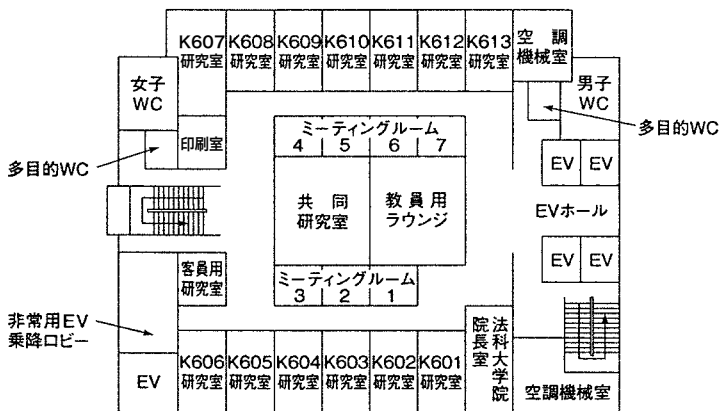
8階



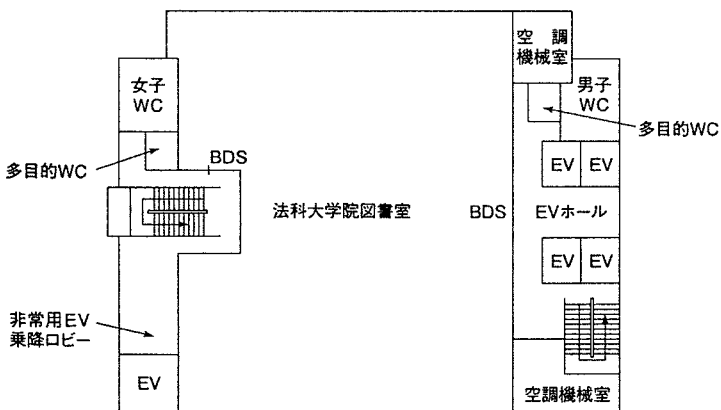
7階



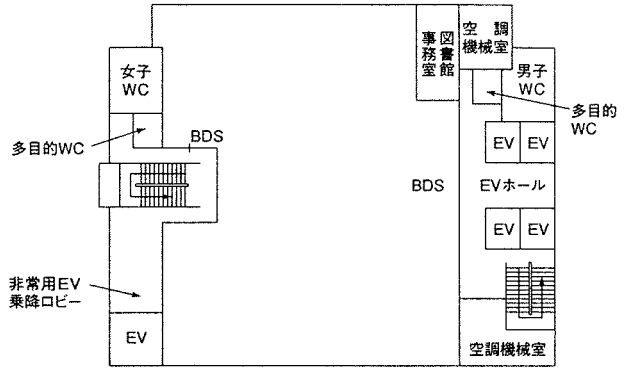
6階



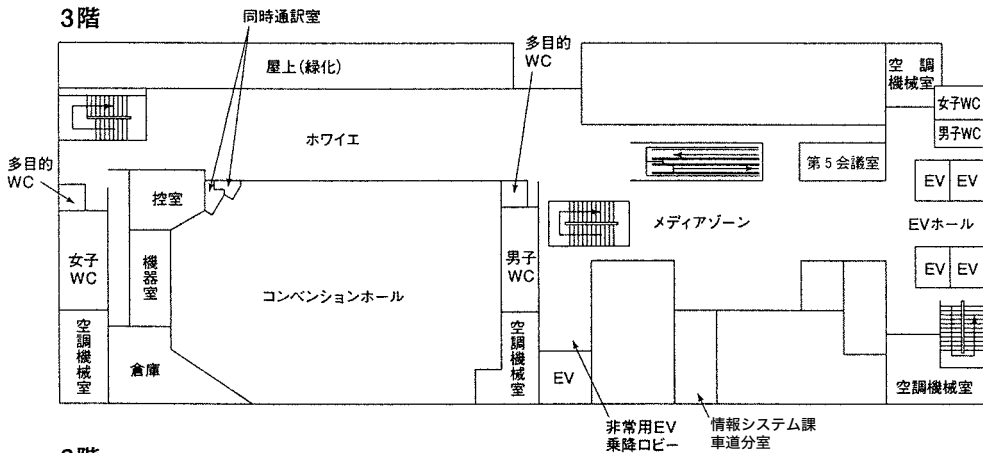
5階



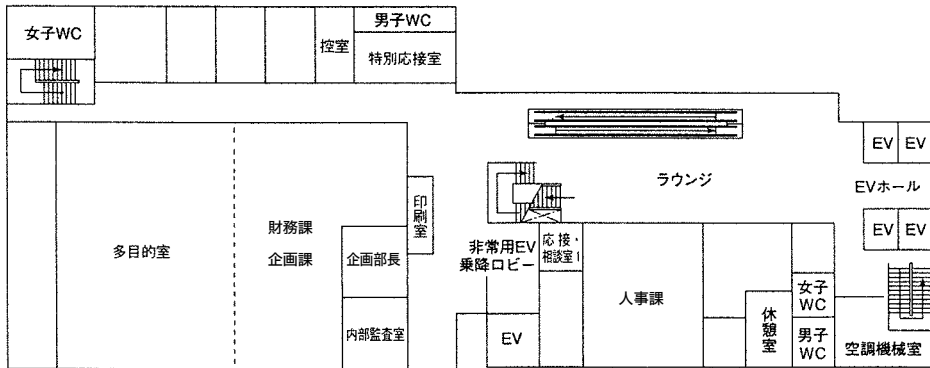
4階



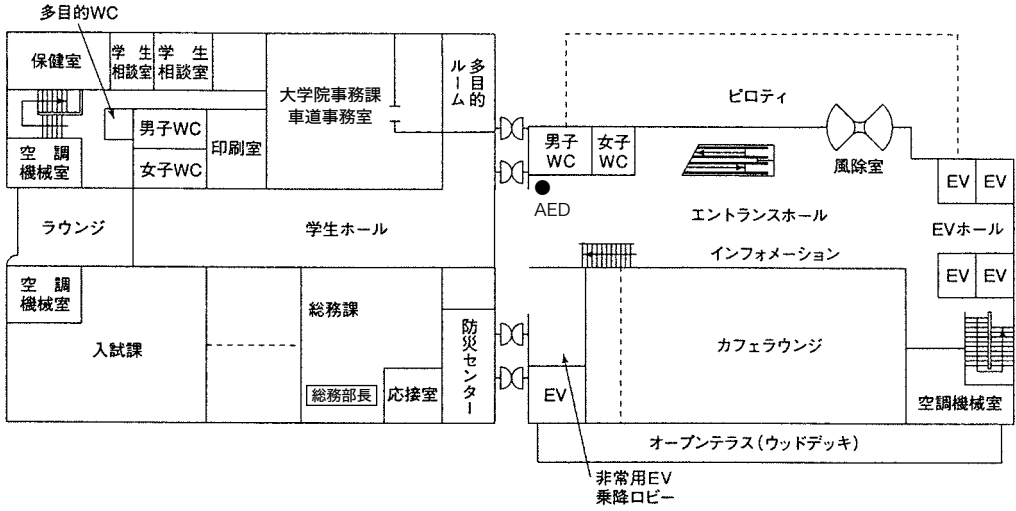
3階



2階



1階



2025年度 法科大学院ガイドブック

2025年4月1日 印刷発行

発行 愛知大学大学院法務研究科
大学院事務課車道事務室
名古屋市東区筒井二丁目10-31 (〒461-8641)
TEL (052)-937-8115

印刷 株式会社あるむ